早稲田大学アジア交流委員会編

日本入門

日本とアジア

〔中巻〕

日本の社会

*

日本の政治

*

日本の産業史

早稲田大学出版部

まえがき

1907年4月、早稲田大学の創立者大隈重信侯（当時伯爵）は「東西文明の調和」と題する講演を行ない、世界の文明は西アジアに発し、西と東に分かれて発達する過程で非常に違ったものになっていった。しかし、東方へ渡っていった文明は、アジアのはずれにある日本で堰止められて止まった。他方、西方へ移っていった文明も、アメリカを経て日本へ渡り、ここにおいて「すべての文明は世界を一周して、日本に於て初めて接触したのである」――このように説いておられる。

この論調には、老侯得意の大風呂敷があらわれているが、国の独立を保ちながら幕末以来熱心に西洋の文明を学び吸収して、西洋諸国に負けないりっぱな国になろうとした明治の政治家の自負をそこに読みとることができる。

それ以来80年近い年月が過ぎ去った。大隈老侯の理想とされた東西文明の調和が日本において実現したかどうかといえば、簡単に肯定も否定もできない状況にある。両者が「調和」しているのではなくて、「併列」しているにすぎないようにも思われるし、東の文明にくらべ、西の文明が勝ちすぎているようにも思えてならない。しかし、国の独立を保ちながら西洋文明を吸収するという点では、日本はもっとも成果をあげた国のひとつといえるだろう。

そういう意味で、日本の現状は西洋文明を生んだ国々の人にとっても、東洋文明を保ち続けた国々の人にとっても興味あることに違いない。最近、欧米諸国からもアジア諸国からも研究者や留学生が多く日本を訪れるよ

うになったことが、そのことを雄弁に物語っている。そして、それだけに、東西文明の調和ということを建学の精神の一つとしたわが早稲田大学の責務は重いといわなければならない。

現在早稲田大学には600人に近い外国人留学生が学んでいる。その数は、日本の大学の中でもっとも多い部類に属するし、私立大学の中では最大である。今後とも、早稲田大学としては留学生受け入れのための条件を整備し、留学生諸君が留学目的を十分達成できるように配慮すると共に、受け入れ数も少しずつ拡大していきたいと考えている。

留学生受け入れの条件の一つとして、日本をよりよく知って頂くための授業科目の設置がある。早稲田大学では、1985年度以降、大部分の学部に、それぞれの学問分野に関する「日本入門講座」を設置することとなった。そして、そこで用いる教材の一環として編集したのが、この「日本入門——日本とアジア」である。

この本は、文字どおり日本を理解して頂くための入門書であって、日本の事情を完全に説明し尽くしてはいない。また、文章の表現にも、留学生諸君にとってわかりにくい部分があるように思われる。これらについては、読者である留学生諸君の意見や希望を聞きながら、順次追加、修正していくこととしたい。

終わりにのぞみ、忙しい時間をさいてこの本の執筆のために御尽力くださった先生方に対し、心から感謝の気持ちを捧げるとともに、この本が留学生諸君の日本理解に多少なりとも役立つことを願うものである。

1986年2月16日

早稲田大学総長

西原春夫

〈中 巻 目 次〉

〈全3巻内容目次〉

第2章　日　本　の　社　会

第1節　日本の近代社会

1．近代化のしめしたもの

かつてアーノルド・トインビーは、「近代的という気持ちのよい言葉は、西洋的というあまり気持ちのよくない言葉の代用品であり、その遠まわしな表現だ」と述べたことがあります。しかしこんにちこうしたいい方は、まったく色あせたものとなっているといってよいでしょう。いまでは近代化が、それぞれ固有な伝統的文化を土台としながら、多様な道を歩んでいることを多くのひとびとがしっていますし、また歴史もはっきりとこのことをしめしてきました。

たしかに日本の近代化は、外からの刺激によるところが小さくありませんでしたし、また西洋文明からうけた衝撃をのぞいて考えることはできません。明治維新（1868年）がそうでした。日本の社会は、明治維新によって近代社会としての展開をしめしていくことになりますが、そこには開国をもとめる先進諸国からの圧力がつよくはたらいていました。もちろんそれまで鎖国のなかでつづいた徳川封建体制は、このときすでに崩壊の過程をたどっていましたが、しかしまだ自力で近代市民社会をうみだすほどの段階にはありませんでしたし、またこれを担う産業資本も成長していたわけではありません。

こうしてつよい先進諸国の圧力のもとで近代化をすすめた日本は、二つ

の目標をかかえて近代化を急がねばなりませんでした。そのひとつは、近代西洋文明を摂取して近代化をはかるということであり、もうひとつは、それによって近代国家形成という課題をなしとげていくことでした。このことは、イギリスやフランスなど西欧諸国が経験した市民革命や産業革命から半世紀以上も遅れて出発することをよぎなくされ、しかも当時植民地化をもくろむ列強のなかにあっては、どうしても必要なことであったといわなければなりません。

こうして対外的危機をのりこえ、列強諸国の重圧から脱するために近代化が急激におしすすめられ、富国強兵の政策がとられることになりますが、いうまでもなくこれは、他方で、多くの歪みをともなうことになりました。たとえば農民解放がなされないまま強力な資本主義化の方策がすすめられていったことなど、そのひとつです。また近代国家の統一的な基盤をつくりあげるために、天皇を頂点とした家族主義的国家が強調され、偏った愛国心が植えつけられていったことも、これにあたります。したがっていちおう近代化をはたしていったとしても、第二次大戦前の日本は、あらゆる面で、その内部に深い矛盾と歪みとをかかえることになったといわなければなりません。

しかしここで注意しなければならないことは、制度や思想のうえでこのような近代化をなしとげていこうとしたとき、西洋のすすんだ道程をひとつの指針としながらも、けっしてそれをそのまま受け継いだり、移植をしようとしたわけではないということです。このことは地方制度ひとつをとってみても、はっきりとしています。

日本の地方制度は1888年の市町村制と1890年の府県制の制定によって確立しますが、しかしこの制度をつくりあげるまでは、何回となく手なおしがなされ、日本の伝統的な社会構造に適応するような制度化の試みが

なされているのです。もちろんこの制度は、結果的には明治憲法の枠にしばられたきわめて自治権の弱いものとなってしまいましたが、制度的近代化のむずかしさをしめした一例といえるでしょう。

こうした日本の近代化がうみだしたさまざまな社会的・政治的帰結やその歴史的意味については、これまでも多くの論議がなされてきました。そして、とくに1960年前後から盛んになってきた近代化論にあたって、E. O. ライシャワー、M. B. ジャンセン、J. W. ホール、あるいはR. P. ドーアといった海外の研究者たちによって、さまざまな側面から分析がなされてきたことはよくしられているとおりです。そしてそれが、非西欧諸国における近代化の検討に重要な手がかりをあたえてきたことも、ここで繰り返すまでもないでしょう。

しかしこのような日本の近代化にかかわる問題は別に述べるとして、ここでは戦前から戦後にかけての近代化の過程について、産業化と都市化を主な指標にしながらみていくことにしましょう。

2．産業化と日本社会

はじめに述べたように、近代日本は明治維新によっていちおうスタート・ラインにつくことになるわけですが、しかしこのとき農業人口はまだ80パーセントをこえており、また近代産業とよべるものはほとんどないというのが実情でした。しかも1907年にいたっても、この状態はあまりかわっておらず、なお農林業は62パーセント近くをしめ、資本主義化がすすめられながらも、20世紀に入るまでは繊維産業が主で、工業人口のうち大部分が零細企業にとどまっているといった状況からぬけでてはいませんでした。

1872年における推計をみても、有業者の84パーセントにあたる1,449

図2-1　有業者構成比の変化（%）

注：農林業のなかには水産業を，商業には金融・運輸業を，その他には家事使用人を含む。
出所：大橋隆蔵編著『日本の階級構成』1971年，23頁。

万人が農民であり、商工業者はわずか11パーセントの189万人にすぎなかったといわれています。そして1914年においても工業のうち30人未満の従業員による零細企業は、工場数で82.6パーセント、労働者数で29.4パーセントをかぞえています。こうしたなかで農業人口が減りはじめるのは、図2-1にみられるように1892年からであり、第二次大戦がはじまる前年の1940年に、ようやく1,438万人（43パーセント）になっています。これをみても戦前の日本においては、いかに農業人口が高い比率をしめていたかがわかるでしょう。

そのうえ戦前の農業は、強大な地主勢力によっておさえられ、耕地の半ばが小作地であったという特質をもっていたことを見落とすわけにはいきません。もちろん農村における地主支配も、時代とともにその性格を変えており、日本の資本主義が確立期にはいると、しだいに寄生地主となっ

表2-1　自小作別農家戸数の変化

（単価：千円）

年次	自小作別			
	自　作(%)	自小作(%)	小　作(%)	計(%)
1910	1,835 (33.4)	2,154 (39.2)	1,509 (27.4)	5,498 (100.0)
1915	1,779 (32.2)	2,226 (40.2)	1,530 (27.6)	5,535 (100.0)
1920	1,742 (31.3)	2,265 (40.7)	1,566 (28.0)	5,573 (100.0)
1925	1,725 (31.0)	2,298 (41.5)	1,526 (27.5)	5,549 (100.0)
1930	1,743 (31.1)	2,371 (42.4)	1,486 (26.5)	5,600 (100.0)
1935	1,732 (30.9)	2,360 (42.1)	1,518 (27.0)	5,610 (100.0)
1940	1,704 (31.1)	2,308 (42.1)	1,467 (26.8)	5,479 (100.0)

出所：居安正・間場寿一編『現代社会－資料と解説－』1978年、45頁。

ていく傾向(けいこう)がみられます。そして1910年代(ねんだい)の末(すえ)に入(はい)る頃(ころ)には、小作争議(こさくそうぎ)や農民運動(のうみんうんどう)も激(はげ)しさをましてくることになりますが、地主制度(じぬしせいど)そのものをつき崩(くず)すほどの力(ちから)とはなりえませんでした。

表(ひょう)2-1は、戦前(せんぜん)の自小作別農家戸数(じこさくべつのうかこすう)の変化(へんか)をあらわしたものですが、これをみても農家(のうか)のうちつねに30パーセント近(ちか)く小作(こさく)がしめていたことがわかります。こうした状況(じょうきょう)から日本の農業(のうぎょう)が解放(かいほう)されるのは、戦後(せんご)の農地改革(のうちかいかく)がおこなわれた以後(いご)のことになります。

これにたいし商工業人口(しょうこうぎょうじんこう)をみていきますと、いうまでもなく日本資本主義(しほんしゅぎ)の発展(はってん)にともなって、とりわけ工鉱業人口(こうこうぎょうじんこう)はいちじるしい増加(ぞうか)をしめしていくことになりますが、1872年(ねん)にわずか83万人(まんにん)(有業者(ゆうぎょうしゃ)の5パーセント) にすぎなかった工鉱業人口(こうこうぎょうじんこう)は、1892年(ねん)には255万人(まんにん) (11パーセント) となり、さらに1912年(ねん)には351万人(まんにん) (18パーセント) をかぞえるほどになってきています。そしてとくに第一次大戦(だいいちじたいせん)の勃発(ぼつぱつ)は、海運(かいうん)、造船(ぞうせん)、鉱業(こうぎょう)の諸部門(しょぶもん)に大(おお)きな刺激(しげき)をあたえ、1914年(ねん)に工場生産額(こうじょうせいさんがく)のなかでわずか28.6パーセントをしめるにすぎなかった重化学工業製品(じゅうかがくこうぎょうせいひん)は、1919年(ねん)には31.7パーセントにまで上昇(じょうしょう)するにいたっています。

こうして工場の大型化もはじまり、財閥系企業を軸とする体制がつくりあげられていくことになりますが、1927年の金融恐慌によってこれらの産業部門が大きな痛手をうけただけでなく、農業にも深刻な影響がでたことは、戦前の日本の経済とともに政治の動向をみていくうえで、重要な意味をもつことになります。

これを契機に戦前の日本が、軍事化の道を急ぎ、しだいに戦時体制へ再編成されていくことは周知のとおりです。工鉱業人口が30パーセントをこえ、農業人口が40パーセント近くにまで減少してくるのは1940年になってからのことですが、これは軍需産業への集中によるものであり、全体的にみて戦前の日本が農業に相対的に大きな比重をかけた社会であったことにはかわりはありません。

その点、産業化が急速にすすむのは戦後になってからのことであり、とりわけ日本経済が復興期から高度成長期に入った1955年以降、そこでおしすすめられる地域開発政策とあいまって産業化が促進されることになります。こうして1971年には、農林漁業（第一次産業）は17.4パーセントとなり、1979年にはついに11.0パーセントという比率まで減少し、かわって第二次産業が34.6パーセント、第三次産業が54.3パーセントを

表2-2　産業構成別就業者数

年次	就業者数						
	就業者総数				構成比（%）		
	合計	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
1971	50,630	8,789	17,992	23,844	17.4	35.5	47.1
1974	51,341	7,315	18,411	25,581	14.2	35.9	49.9
1977	53,649	6,609	18,697	28,304	12.3	34.9	52.8
1979	54,737	6,013	18,945	29,701	11.0	34.6	54.3

出所：『朝日年鑑』（昭和58年度版）

しめるにいたります（表2-2）。

しかしこうした経済の発展については、後の章でくわしく述べられることになりますので、ここではすでにみたような産業化が、日本の社会構造にどのような変化をよび起こしたのか、つぎにこれを都市化の側面からみていくことにしましょう。

3．都市化と人口の動き

現代の都市化が産業化に必然的に付随して起こる現象であることは、改めていうまでもありません。たしかに東京（徳川時代の江戸）は、すでに藩制末期には人口100万をこえていたといわれ、その点ではパリやロンドンをしのぐほどの大都市として栄えていました。しかし近代都市としての発展がみられるのは、やはり明治維新以後のことになります。

もっとも都市人口というのは定義がむずかしく、統計のうえでは問題が

表2-3　市部人口の割合の変化（1920～1970）

年次	人口の割合（％）		人口密度（1 km²あたり）	
	市　部	郡　部	市　部	郡　部
1920	18.1	81.9	7,326	120
1925	21.7	78.3	5,898	123
1930	24.1	75.9	5,220	129
1935	32.9	67.1	4,439	123
1940	37.9	62.1	3,109	121
1945	27.8	72.2	1,379	147
1950	37.5	62.5	1,575	149
1955	56.3	43.7	742	130
1960	63.5	36.5	719	119
1965	68.1	31.9	760	112
1970	72.2	27.8	791	105

注：国勢調査報告による。
出所：黒田俊夫『日本人口の転換構造』1976年、19頁。

少なくありません。しかしもしこれを、行政区域の市部に住んでいる人口としてみていくとするならば、表2-2にみられるように、1920年では、18.1パーセントにすぎず、40パーセントに近づくのは1940年になってからのことだということができます。そして戦時中の疎開によって一時減少をみることになりますが、戦後再び増加しはじめ、とくに1955年以降の高度経済成長期に急激な都市への人口の集中がみられることになります。これをみても近代日本の都市化が、産業化と密接に関連していることがわかりますが、もちろんそれ以前に中世からさまざまなかたちの都市を発展させてきた日本では、近代都市じたいこれとからみ合いながら、産業化の過程で発達をみせていくことになります。図2-2は、これを地域社会の型とそこでの就業者についてあらわしたものですが、これによっても日本の都市がどのようなかたちで発展してきたかがうかがえるでしょう。

けれどもこのような都市化は、後に述べるように、かならずしもすべての地域社会の発展を意味したわけではありませんでした。これは戦後の高度成長期にとられた地域開発政策が拠点開発という方式をとったこともあり、そこに人口分布の地域不均衡を生じたためです。とりわけ従来の産業都市が膨張すると同時に、新興工業都市がこれに加わり、太平洋沿岸ベルト地帯には激しい人口の集中がみられることになります。

こうした偏った都市化が、地域格差をひろげていくだけでなく、都市の内部および大都市周辺地域に多くの矛盾をうみだしていったのは、きわめて必然的であったといわなければならないでしょう。われわれはこれを、都市化に対応すべき施設整備の遅れや都市問題の噴出にみることができますし、また未成熟な都市計画や生活環境整備の歪みにみいだすことができます。それが現在の日本の地域社会にたいしてどのような問題をうみだしていったか、つぎにこれにふれていくことにしましょう。

図2-2　地域社会の系譜

出所：倉沢進『日本の都市社会』1968年，83頁。

第２節　地域社会の変貌

１．農地改革とその後の農村

もし戦後日本の社会を大きく変えたのは何か、と問われるとするならば、

われわれはためらわず農地改革と高度成長期の地域開発の二つをあげることができるでしょう。

多くの矛盾をかかえた日本農業が抜本的な解決をはかっていくためには、農地改革をおこなう以外に途はありませんでした。それは、敗戦によって日本の民主化がおこなわれたときになって、はじめて実現します。その過程には二つの段階があり、まず1945年12月に日本政府が、みずから農地調整改正法案を議会に提出し、改革をおこなおうとしました。これを、ふつう第一次農地改革とよんでいます。

しかしこの改革案は、地主に5ヘクタールまで農地を保有することを許し、またこれをこえる貸付地も売買は当事者間で直接おこなうことなどを原則としたきわめて不十分なものであったため、占領軍によって拒否され、あらたに徹底した改革がはかられることになりました。これが第二次

表2-4　自小作別耕地面積の推移

年次	自作地と小作地の別		
	自作地（%）	小作地（%）	計（%）
1873	—	27.4	—
1883	63.2	36.8	100.0
1887	60.1	39.9	100.0
1905	56.1	43.9	100.0
1910	54.8	45.2	100.0
1915	54.6	45.4	100.0
1920	54.1	45.9	100.0
1925	54.2	45.8	100.0
1930	52.3	47.7	100.0
1935	53.1	46.9	100.0
1940	54.1	45.9	100.0
1945	54.2	45.8	100.0
1950	89.2	10.8	100.0

出所：居安正・間場寿一編、前掲書、45頁。

農地改革とよばれるもので、その内容は、不在地主の貸付地全部と在村地主の貸付地のうちの1ヘクタール（全国平均）をのぞいて、すべて政府が買い上げ、小作農に売り渡すというものであります。そして残存小作地についても耕作権を保護し、物納による小作料が禁止されて金納となり、また小作料の額も統制されることになりました。

その結果、表2-4にもみられるように、農地の約90パーセントが自作地となり、これによって地主勢力はその経済的基盤を失うことになりました。

このような改革が、きわめて短期間に、しかも徹底的におこなわれたのは、いうまでもなく占領下という特殊な状況下にあったからだといえるでしょう。しかし山林所有に手がつけられないなどの問題は残したものの、とにかくこれで農地改革がいちおうの成功をみたことはたしかでした。そしてこれを契機に、日本の農業は生産力をのばしていくようになりますが、収穫量の増加や農業技術の発達とともに、機械化もすすみ、また土地改良もおこなわれていくようになりました。

しかし高度成長期に兼業化がすすみ、また非農家も増大してくるにおよび、村落社会も大きく変わってきました。そしていまでは全集落平均では非農家が農家戸数を上回るという状態になっています（表2-5）。これは、都市近郊地域で非農家が激増したためですが、同時に非農家に近い第二種兼業農家が増大していったことも見落としてはなりません。こうして村落の構造は、大きく変わったのです。

このような変化は、たんに経済的な面だけではなく、地域政治のうえにもあらわれてきました。農地改革による地主層の衰退は、かつての村落における名望家支配層が地域リーダーとしても力を失ってきたということであり、また非農家戸数が増加したということは、村落の経済秩序だけでな

表2-5　業種別集落構成（平均戸数）

年次	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	農家計	非農家	総計
1960	13.4	13.0	12.5	39	25	64
1970	5.8	12.4	18.8	37	44	81
1975	4.3	9.0	21.7	35	83	118

出所：福武直『日本社会の構造』1981年、124頁。

く、村落社会そのものにたいする帰属性を変えることになったということをしめしています。しかも1953年の「町村合併促進法」によって、これまでの多くの町村が、あたらしい産業化に適応する行財政力をもつように再編された結果、この趨勢はますます加速されることになってきました。

しかし農村を変えていったのは、それだけではありません。経済成長の波のなかで農村から働きざかりの若い年齢層が都市へ流出してしまい、農村は労働力を失い、経済的にも社会的にも危機に直面してしまったのです。

このような村落社会にひき起こされた構造的変化は、さらに波紋をひろげていきます。というのはこうした人口の動きは、これまでの地域諸集団の基盤をゆさぶり、青年団をはじめとする年齢集団の機能を弱めただけではなく、消防団などの地域防災力までも減退させていってしまったからです。そして非農家の増大によって、これまで村落のさまざまな行事を支えてきた集団や組織の力も、また衰えてくる結果となりました。

たしかに日本の農村がまったく変わってしまったといっては、いい過ぎになるでしょう。しかしかつてみられたような村落社会が、こんにち姿を消していることは事実です。しかも都市的な生活様式は、農村の奥深くにまで浸透し、もはや古い地域共同体的な生活を維持していくことは、そうした面からもむずかしくなってきました。その変化が、戦後の短い時期に

おこなわれたのです。そこに矛盾や歪みがあらわれないはずはありません。それは農村だけではなく、都市をも含めてすべての地域社会に、かたちをかえてひき起こされました。このことは、戦後における地域社会の変貌の過程をとらえなおすとき、いっそうはっきりとしてくることになります。

2．地域開発と地域社会

1955年以降の日本の産業構造の高度化が、農村から都市への激しい労働力の移動をともないながら、地域社会の構造に大きな変化をもたらしていったことはまえにもふれました。そしてこの間みられたのは、太平洋沿岸ベルト地帯を中心とする関東、東海、近畿の3地方にたいする人口移動という現象でした。

このような都市への人口の集中が、いかに急激なものであったかは、たとえば行政区域上の市部人口をとってみても、1955年には、5,029万人で総人口にしめる比率は56パーセントでしたが、1960年は5,968万人で63パーセント、さらに1980年には、8,919万人で76パーセントという数字をしめしているところにもみることができます。

ここにみられる特徴は、なによりも①人口分布を、いわゆる農村地域と都市地域との二分法によってわけるとき、都市人口比重の爆発的な増大傾向としてあらわれていること、②とくにその増加が、3大都市圏を中心にすすんできたこと、③その結果、本州中央部以外の地域における都市の衰退と再編成が、必然的となったというところにあります。

もっとも1970年以降は、中小地方都市の人口増加がしだいにあらわれ、いわゆる地方拠点都市が周辺農村部の人口を吸収していくという傾向もあらわれておりますが、いずれにせよ1955年にはじまる高度経済成長期にみられた都市への人口集中が、過疎・過密という地域格差をうみだし

表2-6 3大都市圏人口の増加

大都市圏別	全国人口を100とした比率(%)				人口(単位千人)			
	1970	1965	1960	1955	1970	1965	1960	1955
東京大都市圏	23.2	21.4	19.1	17.3	24,113	21,017	17,864	15,424
阪神大都市圏	14.0	13.3	12.2	11.4	14,538	13,070	11,405	10,174
中京大都市圏	8.4	8.2	7.8	7.7	8,688	8,013	7,330	6,838
合計	45.6	42.9	39.1	36.4	47,339	42,100	36,599	32,436
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	103,720	98,275	93,419	89,276

資料：国勢調査結果による。
備考：東京大都市圏は東京・神奈川・埼玉・千葉、阪神大都市圏は大阪・京都・兵庫、中京大都市圏は愛知・岐阜・三重をふくむ地域である。
出所：黒田俊夫、前掲書、51頁。

たことは否定できません。

ではこのような変動は、なぜあらわれたのでしょうか。それには戦後の地域開発政策をのぞいては考えられません。周知のように日本は戦災によって大きな被害をうけ、とくに無差別爆撃によって大都市のほとんどが壊滅的な打撃をこうむったところから、戦後まずはじめなければならなかったのは、こうした戦争による荒廃から、経済をたて直すことにありました。こうしてようやく戦後の混乱から抜け出た1950年に、「国土総合開発法」がだされることになりますが、その狙いは国土の利用、開発をすすめることによって資源開発をおこない、特定地域を中心に産業基盤の整備・振興をはかろうとするところにありました。この目的は、かならずしも達せられたものとはいえませんでしたが、開発の進展にともない各地方自治体にも動きがではじめ、全国的に工場誘致をはじめとする地域の工業化促進が顕著となってきます。

そして1960年代にはいると地域開発は、1962年の「全国総合開発計画」を基盤として高度成長路線にのって、拠点開発を軸としながら強力におしすすめられていくことになります。「新産業都市建設促進法」(1962年)

は、こうした構想と関連した政策をもっともよくあらわしたものということができましょう。これは、まず立地条件に恵まれ、投資効率がよく、しかも波及効果の大きい地域を開発の拠点としてえらび、新産業都市として指定するというものです。

しかしこの時期の開発政策はあまりにも経済優先であったため、すでに述べたような急激な人口の移動によって過疎・過密という現象が起こっただけでなく、地域間の格差が増大するという結果をまねいてしまいました。

しかも他方では、地盤沈下、水質汚濁、大気汚染、騒音といった環境破壊がすすみ、地域住民の生活は損なわれ、水俣病、四日市の大気汚染、富山のイタイイタイ病をはじめとする被害が深刻化していくことになります。こうしたなかにあって1960年代の中頃になると、各地方自治体では、それぞれ公害防止条例を制定し、ようやく環境整備にのりだすことになります。しかしここで注目しなければならないことは、1960年代後半には、このような公害に反対する住民運動が各地に噴出し、地域住民生活をまもろうとする動きがつよくあらわれてきたことです。なお政府が「公害対策基本法」を制定したのは1967年のことであり、また1971年には環境庁が設置されています。

こうした状況のなかで、これまでの地域開発政策の変更が必要とされたことは、いわば当然のことであったといえるでしょう。「新全国総合開発計画」(1969年) はこれをしめすものです。その狙いは一言でいえば、全国ネットワーク方式による国土計画にあり、従来の拠点開発によって矛盾をひろげてきた過疎・過密の是正を、地方中核都市のあらたな位置づけにもとめ、広域生活圏を形成させるところにあったといえます。この時期は、ちょうど高度成長が終わりに近づいた転換期でもあったため、この他にもこれまでの地域開発にたいする反省がいろいろとでてきており、と

くに地域社会の崩壊につよい関心がよせられてきたことも忘れてはなりません。

そのひとつが、モデル・コミュニティの構想ですが、これは日本経済の急速な成長による地域社会の構造的変化のなかで崩壊していった地域住民の連帯性と、地方自治の基盤を、あらためてつくりあげていこうとするもので、行政の主導のもとで各地で試みられていったものです。

しかし高度成長期にうみだされた矛盾と歪みは根が深く、1977年にはさらに「第三次全国総合開発計画」がだされることになります。これは、あらたに大都市への人口と産業の集中を抑制し、他方、過疎・過密に対処しながらあたらしい生活圏を確立することをめざしたものですが、その中心になるのが「定住構想」とよばれるものであったといえます。

こうして高度成長の終焉とともに、地域開発も大きな修正を求められることになるわけですが、そこに山積した問題はあまりにも多く、急激な産業化・都市化の過程で大きく変化し流動化しつつある地域社会を再編していくことは、きわめてむずかしい状態にあるといわなければならないでしょう。けれども地方自治を支える住民の意識は変わり、政治参加の基盤は拡大してきていますし、また住民の意識と行動も、あたらしい地域社会の再建をめざして活発な動きをしめしています。こんにち「地方の時代」という言葉がよくきかれますが、それはこうした胎動をつたえるひとつの表現だともいえましょう。

3．変化のなかの社会

ではこのような戦後の変化は、どのようなものだったのでしょうか。これを社会環境変化指標の推移という点からみて、野村総合研究所は、つぎのようにまとめています。①所得の上昇、②インフレーションの昂進、

③教育水準の向上、④情報量の増大、⑤技術革新の進展、⑥移動の増大、⑦都市化の進展、⑧就業構造の変化、⑨核家族化の進展、⑩年齢構成の変化、⑪自由時間の増大、⑫参加・選択機会の増大、⑬国際化の進展。

そしてこの変化の大部分は、高度成長期にひき起こされたものです。しかしいま日本は、こうした変化によってひとつの転換期に立たされているといえるでしょう。そのひとつは、これまで述べてきたような高度成長の矛盾の克服ということであり、もうひとつは、経済優先の生活から精神的な豊さをもつ社会への移行ということです。

こうした過程をへていくなかで、住民の意識も、戦後大きな変化をしめしてきました。敗戦によって旧い社会秩序が崩れ、あたらしい民主的な制度にかわった結果、かつてのような地域共同体的規制はうすれ、家族制度も崩壊してきました。このような変化は、たんに制度がかわったということだけではなしに、日本社会の構造的変化によって加速されてきたものなのです。

もちろん戦後も変わらずに生きつづけている意識もあります。統計数理研究所が1953年から5年ごとに続けておこなってきている国民性調査によっても、人間関係や美意識などのように変化があまりみられないものもありますが、しかし男女観、金銭感覚、政治意識、科学文明観などには大きな変化がみられますし、また先祖や家族観をはじめとしてかなりの変化があらわれています。そして高度成長期のはじめと末期とでは、環境問題にたいする評価だけではなく、生活満足度についても変化があらわれています。その意味では、戦後の日本社会は、その構造のうえからだけではなく、意識の面でも、きわめて変化にとんだ社会だといえるでしょう。

いうまでもなくこのような変化の背後には、産業化・都市化の過程で多様化していく住民の意識や行動がありますし、また生活環境にたいす

る欲求の増大があります。そしておそらく都市化がひろい範囲におよび、生活様式じたいが大きく変わってきている現在、この傾向はますます増大するものとみなければなりません。

このような変化に対応していくことは、おそらく並たいていのことではないでしょう。なぜなら経済力を極度に弱めている過疎地域では、まだまだ人口の流出がつづき、地域生活を維持していくことはきわめて困難となってきていますし、また他方、膨張しすぎた大都市では高密化した構造のもとにあって、いまだにこれに即応しきるだけの都市施設の整備ができているとはいえないからです。そのうえ都市には、移動が激しく異質な人口が集積されているため、これを構成している地域社会も、きわめて脆い体質をつくりあげているといわなければならないのです。

戦後、世界にもあまり例をみないほどの高度な経済発展をとげてきた日本も、ようやくひとつの転換期をむかえ、これらの問題は解決していかなければならない時期にさしかかってきているといってよいでしょう。しかし変化は終わったわけではありません。地域社会の変貌はさらにすすむでしょうし、そのなかで過去の伝統や風習も、さらに変化をしいられることになるでしょう。そのうえあらたに高齢化社会の到来をまって、いま日本社会全体が、この大きな変化にたいする対応をせまられているのです。こうして社会の変化は、もうひとつあたらしい課題をかかえこむことになったのです。

第3節　社会の変動と家族

1．日本の家族とその変化

日本の社会は、もともと家族主義的な性格のつよい社会だといわれてき

ました。たしかに戦前、日本の家族は、たんなる「家族」としてではなく、祖先から直系的にうけ継がれてくる「イエ」として観念されており、制度としても生きつづけてきました。そこでは家長権はきわめて強く、家族内でも平等な人間関係は考えられませんでした。そのうえイエとイエとの関係も、分出の過程で本家と分家という序列による位置づけをもち、ところによってはその関係は同族団としてのまとまりをつくりあげてきました。

もちろんこの同族団結合は、日本社会に全般的に存在していたわけではありませんが、こうしたかたちが戦前の日本の家族制度だけでなく、社会秩序そのものを支える原理として強調されてきたことに目を向けておく必要があるでしょう。そしてこのような原理は、一般の社会生活にも投影され、いわゆる家族主義的人間関係として、日本の社会に深く浸透していくことになります。

しかしこれには、政治的に利用されてきた側面があることも見逃してはなりません。「家族国家観」といわれる戦前の天皇を中心に構成された権威主義的統制の体制がこれにあたります。その点では、家族制度というのは、戦前の日本の社会制度を支える重要なイデオロギーであったともいってよいでしょう。

そしてこれは、戦前においては民法によっても支えられ、戸主権と家督相続は制度的にも維持されてきたのです。しかし産業化がすすみ、地域社会を基礎づけている秩序も変化してくるにしたがい、こうした家父長的な家族制度も衰えてきました。そしてこれを決定的にうち崩したのが、敗戦による民主化政策と価値体系の変革だったのです。

まず民法が改正され、家族制度はその法的裏付けを失うとともに、戦後民主化のイデオロギーの注入とあたらしい教育によって、観念としても家族制度は否定されることになりました。そして地域生活じたいの変化の

なかで、生活慣習としてもその意義を失うことになっていったのです。

しかも1955年にはじまる高度経済成長は、さきにもみてきたように農家戸数を急激な減少に追いこみ、いわゆる挙家離村という現象さえひき起こしてきました。こうしたなかで農村家族は分解をとげ、また村落におけるイエのもつ意味も小さくなってきてしまいました。ここで家族制度もイエも、実質的に解体の一途をたどっていったのです。

その変化がどのようにあらわれているか、これは、つぎにみる核家族化の進行のうちに、はっきりとあらわれてくることになります。

2．都市化と核家族化

核家族化がすすむということは、いうまでもなくその原因として、まず産業構造の変化により第一次産業就業者の比率が減少していくということです。なぜなら日本の農業は、主として家族経営によっていましたから、そこから大都市へ生産年齢人口が流出していくということは、家族から若者が抜けていくことを意味するからです。そしてまた兼業農家がふえてくるということになると、労働力のうえからも経済生活のうえからも、かならずしも親子2家族が同居する必要はなくなってきますから、これもまた核家族化をはやめていく原因となるわけです。

表2-7　人員別普通世帯数の割合（%）

年次	1　人	2～4人	5人以上	総　　数
1955	3.5	41.9	54.7	100.0（17,383）
1960	5.2	47.3	47.5	100.0（19,678）
1965	8.1	54.7	37.3	100.0（23,085）
1970	10.3	60.6	28.6	100.0（27,071）
1975	13.7	63.5	22.8	100.0（31,386）

注：総数欄の(　)内の数字は普通世帯数、単位は千世帯。
出所：国勢調査より作成。居安正・間場寿一編、前掲書、83頁。

こうして高度成長期に起こった職業移動は、同時に地域間移動をともないながら核家族化を促進し、同時に家族構成員も減少してくることになります。もちろん一般に社会が近代的な構造になると、家族もまた小規模になるというのは他の国でも同じことですが、とくに日本のばあいには、激しい人口の都市流入によって若年労働者が、都市に単身世帯または核家族世帯をかまえたため、その傾向が短期間のうちに顕著にあらわれたということができましょう。

表2-7は、これを人員別普通世帯数の比率によってしめしたものですが、1955年の高度成長期以降をとってみても、これがはっきりとあらわれています。そしてこれにともなって核家族世帯率も増大しており、同じように1955年から1975年の20年間をとってみますと、4.4パーセントの増加がみられ、また親族世帯数（普通世帯から単身世帯と非親族世帯を除いたもの）中の比率をとってみると12.3パーセントの増加をしめすことになります。ちなみに普通世帯について家族構成員の平均を、国勢調査が日本ではじまった1920年から、年次をおってみていきますと、表2-8にしめす

表2-8　普通世帯人員の推移

年次	普通世帯
1920	4.89
1925	4.87
1930	4.98
1935	5.02
1940	4.99
1950	4.97
1955	4.97
1960	4.54
1965	4.05
1970	3.69
1975	3.44

出所：居安正・間場寿一編、前掲書、83頁。

ような推移があらわれます。

ここでまず気がつくことは、日本のばあい家族の縮小がきわめて急速におこなわれたということです。これはアメリカと比較してみますと、はっきりとあらわれてきます。この表によると、日本では1955年頃までは、平均家族構成員数、つまり普通世帯の1世帯あたりの構成員は、ほぼ5人の線をしめしてきており、その後急速に減少しはじめて、1975年には3.4人にまで縮小していることがわかります。ところがアメリカでは、平均家族構成員数が5人であった1880年から、3.5人にまで減少するのには、70年後の1950年までかかっているのです。これをみても、日本のばあい、いかにその速度がはやかったか推定できるでしょう。

いうまでもなくこのような家族の縮小には、出生率の低下という事実がからんでいます。しかしなんといってもその最大の原因は、繰り返し述べたように、産業化・都市化にあったのです。このことは、ここでも日本において、1955年以降の産業化の過程と家族の縮小の傾向が重なっているところにしめされています。

こうして世帯の分化は核家族を増やし、そして家族の規模の縮小をもたらしていくことになりますが、当然これは、家族の機能をも変化させていくことを意味します。かつて生産の単位であり、また地域生活を維持していくうえで重要な役割を担ってきた家族は、教育や娯楽や保護といった機能を、しだいに外部の集団、つまり社会の専門的な諸集団や機関にゆずり渡し、その機能を基礎的なものに限定してくるようになってきました。そしてこれとともに家族内における役割配分も変化し、人間関係もまたかわってきました。このことは、妻が職場にでて働く機会が多くなるにつれ、ますますすすんできたといえます。

いまでは「男は外、女は内」という夫婦の性的分業は古くさいものとな

図2-3　女子被雇用者の配偶関係別構成の推移

出所：正岡寛司『家族』1981年、249頁。

り、産業化や女性の高学歴化によって女性の職場進出がめだつようになってきました。図2-3は、女性非雇用者の配偶関係構成の推移をあらわしたものですが、これによっても有配偶女性の雇用率は、1955年に20.4パーセントでしかなかったものが、10年後の1965年には33.9パーセントとなり、さらに1970年には41.4パーセントにもたっしていることがしめされています。妻は、もはや昔のように家族のなかにとじこもり、家事にのみ従事していた時代とは別れを告げてきているのです。

もちろん家族内における人間関係も、いまでは戦前とまったくちがってきました。「戦後強くなったものは靴下と女性である」といわれてからすでに久しい現在、家族における妻の地位は上昇し、男性の優越的な地位は崩壊してきたといってよいでしょう。そして家族内におけるさまざまな活

動にかんする意思決定についても、もはや夫優位という結果は、これまでの調査をみてもでていません。このことは、意識じたいが大きく変わったことを意味するといってよいでしょう。

その変化については、多くの意識調査がおこなわれてきています。家族の規模や機能だけではなく、そこでの役割配分や権威構造の変化のなかで、「女心」がどのようにかわっていったのか。家族制度がつよかった日本のことだけに、このことはきわめて興味深いことだといわなければならないでしょう。そこでここでは、さまざまな調査のなかから、NHK放送世論調査所のおこなった「現代日本人の意識構造」の分析を手がかりとして、これをみていきたいと思います。

3．現代家族と意識の変化

かつて日本では、「嫁しては夫に従い、老いては子に従え」という格言がありました。こうした夫唱婦随の関係は、すでにみてきた変化の過程で、どのようにかわっていったのでしょうか。

まず調査の結果によりますと、1953年には「妻が夫のやり方になれる」61パーセントにたいして「夫が妻のやり方になれる」は1パーセント、「両方のやり方をとり入れる」36パーセントとなっていたものが、1975年には「妻が夫のやり方になれる」34パーセントにたいし、「両方のやり方をとり入れる」63パーセントとなり、夫婦協調型に移っていることがしめされています。

つぎに家族内における役割分担について、「夫が台所の手伝いや子供のおもりをすることの是非」について調査した結果をみてみますと、ここでも1952年に全体の32パーセントが賛成していたにすぎないものが、1978年には60パーセントにもたっしており、これには男女とも、あまり差はみ

図2-4　夫の台所仕事（男女別）

出所：ＮＨＫ放送世論調査所属『現代日本人の意識構造』1979年，46頁。

られません。そして1952年の時点では、年齢層によって差がみられたのにたいし、1978年には、どの年齢層も賛成が55パーセントから60パーセントをしめすようになってきております。

図2-4は、こうした変化をしめすきわめて面白い傾向をあらわしていますが、これにはまえにもふれたように、核家族化が進行したことや住居構造の変化でダイニングキッチンが普及したことが作用しています。しかしそうした変化を背景としながら、意識そのものがかわったことも、それに劣らぬ大きな変化であったのです。

この問題をもう少しつっこんでみてみましょう。図2-5は、「結婚した女性が職業をもちつづけることについて」調査をした結果をあらわしたものです。ここでは、①結婚したら、家庭を守ることに専念したほうがよい（家庭専念型）、②子供ができるまでは、職業をもっていたほうがよい（育児優先型）、③子供が生まれても、できるだけ職業を持ち続けたほうがよい（両立型）とにわけて回答をもとめたものです。これによりますと、1973年から1978年までの5年間、男女ともに育児優先型が多い点では変

図2-5　結婚した女性と職業（国民全体，男女別）

出所：ＮＨＫ放送世論調査所属，前掲書、48頁。

わりはありませんが、これにたいして家庭専念型は減り、両立型が7パーセントとわずかながら増大していることがわかります。

このことは、さきにあげた有配偶女性の職場進出という実態と対応させてみてみますと、じょじょに意識も変化し、家庭と仕事との両立型に移行する兆しがみえてきていることを、しめしているといえるでしょう。

さてこのように構造や意識のうえで変化があらわれると、当然のことながら家族のくらし方もちがってきますし、また人間一生の生活のあり方もかわってくることになります。そしてそれは、さまざまな面であらわれてきますが、ここでは生活周期 (life cycle) の面から、ひとつの変化をしめしておくことにしましょう。これは、戦前と戦後を比較したモデルですが、出生児の激減による子女出生期の短縮や平均余命の伸長によって、大きく変化していることがわかると思います（図4-6)。

このような変化は、もちろん家族の生活段階にもあらわれてきています。

図2-6　夫婦のライフ・サイクルのひとつのモデル(戦前と現在)

出所：居安正・間場寿一編、前掲書、89頁。

そしてその変化は、今後もっとひろい範囲におよぶことになるでしょう。そのなかで現在、日本が直面しているもっとも深刻な問題が高齢化社会への突入なのです。

4．高齢化社会と家族

日本は、1970年には65歳以上の老齢人口が7パーセントをこえ、また1984年には9.6パーセントをかぞえるにいたり、高齢化社会へ入ることになりました。そしてその後も、出生率の低下や平均余命の伸長によって、高齢化の速度をはやめているのが現状です。しかも人口推計では、日本は2025年には、全人口の21.3パーセントが老齢人口によってしめられるこ

図2-7　人口ピラミッドの変化

出所：小笠原祐次「高齢社会と老後の生活問題」『まちづくり研究』20号、「特集：高齢社会」1984年、5頁。

とになるというのです。こうした超高齢社会は、かつてどの先進国も経験したこともないものです。

つまりここで問題となるのは、こうした高齢化はいずれどこの国も経験しなければならないものでありながら、日本のばあいには、それが急激でしかも高い比率であらわれてきたということであり、そのためにそこに生ずる歪みもまた大きいということなのです。その問題点のいくつかをあげてみましょう。

まず第一に、出生率の低下で、生産年齢人口が1990年頃をピークにじ

ょじょに減少し、またきわめてたかい高学歴化による進学率のなかで、実質的な生産人口は、もっと落ちこむと予期されていることです。

第二には、1955年以降の高度成長期に起こった地域格差のなかで、とくに過疎化のすすんだ地域で生産年齢人口が流出し、高齢人口を多くかかえているため、このままの状態では地域的な偏差がつよく生じてくることがあげられます。

そして第三には、高齢化の進行がはやいため、社会においても家族においても、これに対応するのに極度な困難がともなうことが指摘されるでしょう。とくに核家族化がすすんでいる現在では、家族が扶養の面でもこれを受けとめていくだけの力は、だんだんとなくなってきているといわなければなりません。またこれに即応しうるだけの社会福祉や保障の体制も十分ではなく、今後解決していかなければならない課題はすべて持ちこされてきているとさえいえるのです。

1959年に国民年金法が制定され、国民皆年金が実現しました。しかしその額は、けっして満足すべきものとはいえません。また75歳以上の高齢者が増加する傾向にあるこんにち、医療をはじめとする対応策もこれからの大きな問題だということができます。家族がその機能を変え、老人別居がふえている現在、ここでも社会福祉や保障のあり方とからんで、この問題は、あらためてつよく検討をもとめられなければならないことでしょう。

高度成長によって経済の繁栄をうたい、技術の進歩を謳歌することのできた日本は、同時に激しい社会変動にみまわれることになり、予想以上の歪みを、その内部にかかえこまなければならないことになりました。しかしそうした変化は、おそらく日本だけの経験におわるものではないでしょう。これから工業化の速度をはやめてくる国々も、いずれはこれと似た状況にぶつかることになるにちがいありません。日本の経験した社会変化は、

その意味では、ひとつの歴史的実験であったともいってよいのです。

第4節　近代化と教育

1．教育の遺産

近代化にとって教育が不可欠な要素をなすことは、いうまでもありません。事実、日本の近代化の過程をみていくとき、そこでもっとも大きな役割をはたしたのが教育にあったことは、多くの研究者たちがひとしく認めているところでもあります。たとえばR. P.ドーアは、徳川封建時代の教育の遺産が、いかに明治維新以後の産業化と政治機構の発展に力を貸したかということに目を向け、とくに藩制末期にすでに日本で発達した学校制度が存在していたことを強調していますが、H.パッシンもまた同じような見方にたっています。

もちろん学校制度といっても、それはこんにちみられるようなかたちのものではありませんが、藩制末期には、幕府や各藩による高程度の学校から、私塾、寺小屋、およびその他のタイプの各種の学校が、1万7,000もあったといわれています。これについてドーアは、明治維新当時、日本の男子の40パーセントないし50パーセントと、おそらく女子の15パーセント程度が、じぶんの家の外でなんらかの形で教育をうけていたものと推計できるとみています。こうして最近の研究では、明治維新のときには、男子のリテラシーは40パーセントをこえていたといわれていますが、それがいかに日本の近代化にとって大きな力となっていったか、改めて指摘するまでもないところと思われます。そしてこれこそが、遅れて近代化競争に参加した国々のなかにあって、日本のもつ特殊な状況でもあったのです。

さて明治維新後、近代国家の形成にとりかかった政府は、1871年に文部省を設置するはこびとなりますが、これは廃藩置県後の官制改革の一環をなすもので、これを機に日本の教育行政はあたらしい段階を迎えることになります。翌1872年の学制が、その具体的な発足をしめすものです。この学制でしめされた構想は、全国を8大学区とし、各大学区に1大学を設置し、さらに1大学区を32中学区として各中学校区に1中学校をおき、また1中学校区を210小学校区にわけて各1小学校を設けるという壮大なものでした。もちろんこれは、あくまでも構想であって、実施にあたってはさまざまな問題が生じており、現実にはこのとおりにおこなわれたわけではありません。

しかし「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん」という国民皆学の理念は、ここによくしめされているといってよいでしょう。そしてまがりなりにも制度化をはたした日本の教育制度は、これによってひとつの軌道にのっていくことになるわけです。

それが実際にどのような結果をうんでいくことになるか、これは1877年に、あるフランス人が、「日本における初等教育の水準をみて、われわれヨーロッパ人は赤面する他ない………学校のない村はなく、文字の読めないものはいない」と驚嘆しているところからも、うかがうことができるでしょう。これを統計の面からみてみますと、1903年に日本の義務教育の就学率は、男子95.8パーセント、女子87.0パーセント、さらに義務教育が6年制になった1906年には、男子98.2パーセント、女子94.8パーセントということになります。

こうして制度のうえでも定着した日本の近代学校教育は、その後いく度かの学制改革をへて、小学校6年、中学校5年、高等学校3年、大学3年という戦前の制度の確立をみることになりますが、図2-8は、1919年に

図2-8　学校系統図（1919年）

学年　年齢

大学院
大学
専攻科
高等学校
予科
研究科
専門学校
研究科
高等師範学校
二部
師範
研究科
女子高等師範学校
専攻科
補習科
補修科
師範学校
一部（女子）
（男子）
予備科
予備科
補習科
研究補習
（甲種）実業学校
尋常科
中学校
高等女学校
実科
高等小学校
予科
（乙種）実業学校
実業補習学校
徒弟学校
補習科
東京盲学校
東京ろうあ学校
予科
予科
尋常小学校
幼稚園

出所：東京都『東京百年史』第5巻、1972年、1,139頁。

おける学校の系統図をしめしたものです。そしてこのかたちは、戦時中の一時期をのぞいて、1948年の戦後の学制改革まで基本的につづいていくことになります。

2．学校制度の変遷

ところでこのように制度の面で、しっかりと根を下ろした日本の学校教育は、日本の近代化を促進していくうえで重要な役割をはたしていくことになりますが、その基本は富国強兵および殖産興業という国家政策にそったものであったといってよいでしょう。いうまでもなくそこで重視されたのは、義務教育の普及と同時に、近代化の牽引車としてのエリート育成にありました。そしてこのような要請は、産業化がすすむにつれ、いっそうつよいものとなってきますが、1918年の大学令にみられるような高等教育機関の拡充は、これをしめしたものといえます。

そしてこのような変化は、日本の産業構造が重工業に移行し、質的に高度な各種の技術者がもとめられてくるにつれ、いっそう広い範囲におよんでくることになります。たとえば工業学校の拡充や各種学校の新設などは、こうした背景のもとですすめられたものですが、この時期に女性の職場への進出がさかんになり、また女性の従業員訓練のための各種学校が拡充されていったことも注目されてよいでしょう。こうした点でも、大正時代というのは、日本の近代化の歩みのなかで、ひときわ精彩を放った時期だということができます。

そして教育の面でも、この時期は大正デモクラシーの影響をうけ、戦前の日本でもっとも自由な空気がみなぎっていたところから、いろいろとあたらしい教育を試みる学校があらわれたり、また新教育運動というコ゚きがさかんになってきたときでもあります。けれどもしだいしだいに軍

国主義が力をえていくなかで、こうしたあたらしい自由な教育も窒息状態におちいり、1930年代にはいると、日本の教育は、再び国家のつよい統制のもとにおかれることになってきます。

このようななかで教育にたいする統制をいっそう強めていく文部省は、1934年には思想局を設置し、教育における思想統制を強化していくことになります。そして1941年には、小学校は国民学校と名称をあらためられ、教育もすっかり戦時体制のうちにのみこまれていってしまうことになるのです。

こうして戦争目的に奉仕させられた教育は、戦局が深まるにつれてさらに総力戦の一環として直接統制にさらされ、1941年には大学、高等専門学校の修業年限の短縮、1943年には学生の徴兵延期制の全面的廃止、また1944年には学徒勤労令による中学生、女学生、高校生、大学生の農村や工場への動員といったかたちで、戦争末期にはほとんど学校の教育機能は失われるという状況にたたされてしまいます。

戦後の日本は、まず爆撃で破壊された教育施設の復旧もさることながら、なによりもこうした過去の軍国主義的な教育をふりすて、あたらしい民主的な教育体制をうちたてるという課題にとりくまなければなりませんでした。しかしこの事業は、戦争によって古い価値体系がうち崩され、方向を見失った教育界においては、想像以上に困難なものであったといわなければなりません。

いうまでもなくこの教育の民主化は、占領軍からのつよい指示と方向づけによって開始されることになります。まず1946年3月に第一次アメリカ教育使節団が来日し、その報告書をもとにして教育改革の大綱ができあがり、ついで1946年11月の新憲法の公布によって、これにもとづいた「教育基本法」および「学校教育法」が1947年に制定され、こんにち

図2-9　学校系統図（戦後）

は義務教育をしめす。

の教育制度の基礎がおかれることになります。

ここで、教育基本法が教育の目的として掲げたのは、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわれなければならない」（同法第１条）というものです。そして教育行政については、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行なわれるべきものである」（同法第10条）とはっきり規定されています。これは、戦前、軍

図2-10　主要国の高等教育機関への進学率－国際比較－

注：進学率＝$\frac{進学者数}{該当年齢人口}$×100

部の力の下で思想統制をおこなってきた文部行政をかえりみるとき、これへの反省を含めてはっきりと銘記しておかなければならないものといえましょう。

なおこうして発足した戦後の教育制度は、学校制度については義務教育9年（小学校6年、中学校3年）、これにつづく高等学校3年、大学4年という単線型のいわゆる六・三・三・四制をとることになります（図2-9）。そして1947年に六・三制が実施され新制中学校が発足、ついで翌1948年に新制高等学校、また1949年には新制大学が発足し、新制度の学校教育がおしすすめられていきます。その後1953年からは、さらに勤労

表2-9　学歴別にみた就職先の職業（1975年3月卒業者）

	中卒者	高卒者	短大卒業者	大卒者
1．専門的・技術的職業	0.0	3.5	38.4	39.1
2．管理的・経営的職業	0.0	0.0	0.3	0.8
3．事務的職業	1.3	39.1	51.5	35.5
4．販売的職業	5.5	15.3	3.7	19.1
5．農林業的職業	2.1	2.1	0.5	0.2
6．漁業的職業	1.6	0.2	0.0	0.0
7．採鉱・採石的職業	0.1	0.1	0.0	0.0
8．運輸・通信的職業	1.3	2.9	0.2	0.3
9．技能工・生産工的職業	66.4	27.6	1.7	0.9
10．保安職業	0.4	2.4	0.3	1.7
11．サービス職業	17.6	5.5	2.2	1.3
12．その他	3.9	1.4	1.2	1.1
合　計	100.0	100.0	100.0	100.0
実　数	(93,987)	(590,893)	(103,314)	(232,683)

出所：『テキストブック社会学』(3)教育、1978年、177頁。

青少年教育のため、高等学校の定時制教育および通信制教育の振興がはかられることになりますが、その結果、1961年には高等学校への進学率は60パーセントをこえ、1980年には94.2パーセントをかぞえるにいたることになります。

また高等教育機関（大学、短期大学）への進学率は、1966年には16.3パーセントであったものが、1976年には39.2パーセント、1980年には37.9パーセントという高率をしめすにいたっています。こうした高等教育機関への進学率が、いかに高いものであるかは、図2-10にしめした先進主要国の比較によっても、はっきりとみることができるでしょう。こうした教育の普及と高い水準が、こんにちの日本の産業をささえ、これを促進している最大の力であることはいうまでもありません。

なお表2-9は、学歴別にみた就職先の職業をあらわしたものでありま

す。

3．社会教育の展開

さて戦後発足したあたらしい学校制度は、このようにいちじるしい量的な拡大をとげるとともに、高等教育機関への進学率も上昇の一途をたどることになりますが、同時にここで見落としてはならないことは、学校教育以外においてもひろく国民の教育にたいするニーズが増大し、多様化をしめしてきたということです。これには産業社会の高度化による科学・技術の発達、高学歴化、余暇・自由時間の増大、あるいは高齢化社会の出現といったさまざまな要因が重なり合っていますが、こんにち日本で生涯教育にたいする要求がたかまっている背景をあげるならば、つぎのような諸点があげられるでしょう。

①技術革新の急速な進展にともなう職場および生活環境の変化とこれにたいする適応の必要性、②都市化にともなう価値の多元化、③高学歴化による学習意欲の増大、④高齢化社会の出現による教育需要の増大、⑤高度産業社会における余暇・自由時間の増大。

いうまでもなくこのような社会的背景のもとに高まりをしめしてきた生涯教育を実現していくためには、なによりもそこにうみだされたあたらしい教育・学習のニーズにこたえるとともに、個々の住民の学習と自己開発のための条件の整備がなされなければならないことになります。こうして学校以外に地域社会や職場においても、さまざまな国民の学習ニーズに即応した教育の場と機会の充実がはかられてくることになりますが、とくに個々の地方自治体にとっては、このような生涯教育の要請にこたえていくことが大きな課題となってきました。

では現在、これについてどのように教育や学習の場が整備されている

図2-11　公民館数及び公民館の設置率

出所：文部省編『昭和55年わが国の教育水準』1981年、142頁。

のでしょうか。ちなみに社会教育施設としての公民館数と、これを設置している市町村の割合（設置率）をみると、図2-11のようになります。

またこれを図書館についてみると、図2-12にみられるように、1955年に742館（都道府県立105館、市町村・組合立603館、法人立34館）であったものが、1978年には1,200館（都道府県立86館、市町村・組合立

図2-12　図書館及び図書館の設置率

出所：文部省編、前掲書、147頁。

1,080館、法人立34館）といちじるしい増加をしめし、図書館を設置する市町村の割合も1979年には23.7パーセントとなっています。

さらに公共体育、スポーツ施設についてみると、1969年には1万193施設でしたが、1980年には2万9,566施設に増加をみています。このなかでもっとも多いスポーツ施設は運動広場で4,516施設、ついで体育館3,581施設、野球場・ソフトボール場3,181施設、水泳プール2,952施設、屋外テニスコート2,867施設等となっており、いずれも近年増加の一途をたどっています。

もちろんこうした諸施設は、こんにち多様化と拡大をみている地域住民の学習ニーズに十分にこたえうるものとはいえません。しかし学校教育以外の教育・学習分野において、国民の多様な教育ニーズに応じうる

図2-13　公共体育・スポーツ施設数

出所：文部省編、前掲書，166頁。

諸施設が急速に整備され、その需要にこたえようとしていることは疑いありません。そしておそらくあたらしい社会の動きのなかで、こうした家庭、学校、地域社会、職場が有機的に連携し、生涯教育のための場と機会を保障していくことは、日本だけではなく高度産業社会に突入した国々において、ひとしくもとめられている大きな課題だといわなければならないでしょう。

第５節　時間の社会構造とその変動

１．文化としての時間と空間

いかなる社会も時間と空間に関して一定の意味を文化的に規定しています。人間の生活にとって時間と空間は、それが展開しうるための普遍的な土台であるばかりでなく、同時に人間の生活営為のための対象でもあります。時間と空間が、これら二つの側面において基本的に重要であると思われるのは、それが通常、共に希少な社会的、個人的資源だからです。アメリカの社会学者W．ムーア（1963）は、これら二つのうち時間の希少性とその社会的重要性とについて次のように述べています。「日常の経験的世界にあって普遍的な影響力を備え、厄介な希少物である貨幣にとって唯一互角のライバルといえば時間である。忠誠心や愛情もよく考えてみれば希少物である。しかし大多数の人々にとって何ごとによらず生活の基本問題に係わってくる希少で貴重な要因として露骨にその姿を現してくるのは時間であり貨幣である」と。「時は金なり」という格言は、両者がある程度互換性を持ちうることを示すとともに、時間がいかに貴重な資源であるかを的確に示しているといえるでしょう。

時間の希少性は時代的にみるとおそらく貨幣の希少性に先行していると考えられます。時間の希少感は人間が現在の時間だけでなく、未来の時間（そして／あるいは残された時間）と過去の時間（思い出としての時間）を意識し始めた時点にその起源をもっているにちがいありません。これに対し、金の希少感は貨幣を媒介とする交換経済の普及に始まるといえるのではないでしょうか。特に貨幣は近代経済社会においてはほとんど何物にも代えがたい圧倒的な力をわれわれの日常生活において発揮していますが、時間の希少性は常に人生の有限性に象徴されているのであります。

時間の希少感が普遍的な性格をもつのに比べ、空間の希少感は歴史的な性格を色濃く帯びています。大地にその典型を見出す空間は、二様の姿相で人間にたち現れたでありましょう。一つの姿相は涯しなく広大な自然

的空間の相であり、あるばあいには人々の有限の時間を無駄遣いさせるだけの茫漠たる空間でしかないばあいもあります。人間社会の歴史的発達——技術の進歩と権力の不平等性の進行——は自然的空間をすさまじい勢いで社会的空間に組み込んでゆき、さらに権力によって囲い込まれた私的空間を拡大させてきました。こうした歴史的な過程を通じて人間は大地空間に対する希少感を増大させ、やがて立体空間、宇宙空間までも開発してきたのです。僅か37万平方キロメートルの国土に一億2,000万人余の人口が居住している現代の日本の社会では、土地空間はばあいによれば時間以上に貴重な資源とみなされ、また獲得のための競合の対象ともなっています。

その性格が異なるとはいえ、時間も空間も人間にとって、また特に近代人にとって貴重な資源であります。それゆえこれらのものはある社会の人々の生活様式、慣習や制度、さらには信念体系や宗教に深く係わり、一定の秩序あるシステムとして文化的な規定を持っていると考えられます。このような考え方に立って、本節では日本社会における生活様式、慣習、制度、そして信念体系や宗教の諸相を特に時間的規定という視点から、またそれらの近代から現代への構造的変動の特質という視点から、考察しようと考えているわけです。

要するに、われわれが本節で取り上げる時間は、自然的、物理的、あるいは生物的な時間ではないということです。文化的に規定された社会的時間の社会構造と社会過程とがここでのわれわれのテーマなのであります。

２．時間の社会的秩序

(1)　時間の種類とパターン

現在（1986年）、日本人の誕生時の平均寿命は男女による差異が多少あ

るとはいえ、平均約80歳に達しています。1935年、その平均年齢は50歳足らずでありました。ここ50年の間に30年も平均寿命は伸びたのであります。50歳であった平均寿命が80歳に伸びましょうとも、人間の寿命が有限であるという事実に変わりはありません。むしろ、逆説的に聞えますが、後に述べるように、現代の日本人は以前にもまして人生が忙しく、人生時間の短さを痛感するようになってさえいるのです。われわれの生活のリズムが短くなり、出来事経験の頻度が増加し、時間が極度に細分化されているからです。

このことからもわかるように、人間はたった一つの時間の枠組みだけを経験しているわけではありません。個人は同時にいくつかの時間の枠組みを体験することができますし、また歴史や社会の変動に伴って、時間の枠組みそのものもまったく異なるものになるのです。複数の時間枠はジェット機で東から西、あるいは西から東へ数時間も飛行をしたとき、われわれが体験する時差ボケにはっきり現れます。一定のリズムをもった覚醒と睡眠の生物的時間と日の出と日没の時刻に基づいた地方標準時間の間のミスマッチが昼間にもかかわらず体が睡眠を欲したり、反対に夜間にもかかわらず寝つかれなかったりの不適応現象を生じさせるのです。このいまいましい二つの時間のミスマッチはわれわれの経験する時間がけっして一つではないことを思い知らせるのであります。

心理学者のE. T. ホール (1983) は、文化の水準で九つの時間が区別できると提唱しています。聖なる時間、俗なる時間、ミクロの時間、共調した時間、個人的時間、生物的時間、物理的時間、形而上学的時間、そしてメタ時間の9種であります。彼は、これらのうち産業化した社会における人々は少なくとも6種類の時間を使用し、また区別していることを確認しています。経験される複数の時間の特質を規定し、またそれらの相互関

連性と過程のパターンについての組織的な規定とが時間に関する文化的な秩序といえるでしょう。どの社会にも時間に関する固有な文化的秩序が基層文化として見出されます。外国から初めて日本を訪れた人は日本人のほとんどが腕時計をはめ、分刻みの「俗なる時間」のスケジュールに従ってせかせかと行動している様に驚くに違いありません。また第二次世界大戦前に日本を訪れたことのある人が久しぶりに近時の日本を訪れたとすれば、日本人の、特に男性の「共調した時間」の中心が家族から企業へ変化している様に驚異を感じるかもしれません。われわれが異文化を経験するということは、われわれが自分自身の時間のパターンとは異なる時間のパターンに接触することであり、またそのことに適応が求められるということでもあります。それはどちらか一方が正しく、他方が間違っているというものではありません。それは文化の基本的なパターンが異なっていることを示しているにすぎません。

しかし産業社会の高度化はある一定のベクトルを示す時間のパターンを実現しているように思われます。つまり、聖なる時間や形而上学的時間の後退——時間の不可逆性、時間の直線的変化〈時間の矢〉を意味する——が顕著になり、代わって俗なる時間、共調した時間、あるいは個人的時間が強調されるようになることを意味しています。

時間に関する文化的な秩序の重要性はそれがわれわれの生活している社会構造に秩序とパターンを作りだし、また社会構造を通じてわれわれの行動様式を具体的に規定している点にあります。したがってある社会の仕組みを見るためには、文化的秩序に規定された社会の社会的時間の構成と構造とを説明するのが有効な方法だといえます。

(2)　社会的時間の四つの水準

産業社会は絶えずその社会の仕組みの複雑度を増し、複雑化した諸部

分を再組織化しています。こうした産業社会の高度な組織化に伴い、社会的時間——俗なる時間、共調した時間——と個人的時間はさらに複雑に分化し、またその間の関係が構造的に再規定されることになります。

ここでは、主として日本の社会構造の特質とそのパターンを説明するために、社会的時間を次のような四つの下位単位に区分しようと思います。すなわち、個人的時間を超え、①家族員や友人と直接的に共調したインフォーマルな相互作用時間、②制度的、官僚的制度に組織されたフォーマルな組織体時間、③その社会の変動を示す歴史的、全体社会的時間、最後に④その社会に時間的一貫性を与え、ないしはその社会に包括されている下位文化の文化的時間です。個人的時間、ならびに以上の四つの社会的時間の概念について簡単に説明しておきましょう。

まず、個人的時間とは自分の時間であり、個人の生涯時間に等しい。この時間は物理的に測定される周期的なリズム（1時間、1日、1年など）の繰り返しの無限の連続性を特徴とはしていません。個人的時間は誕生から死に至る有限の生涯時間からなり、出来事経験の継起と連鎖よりなる自分史の時間帯といえるでしょう。この時間は不可逆的ではありますが、個人の記憶によって過去の時間が現在に呼び戻され、また未来の時間が個人の予知能力によって現在において想像されるという特徴をもちます。しばしば指摘されるように、人間は他の動物に比べ、現在時間を現在のために使うことが少ないのです。過去の経験や目標実現のために、あるいは未来の目標達成のための投資として現在時間が利用されることが多いのです。つまり、現在の瞬間に過去と未来が結びつけられるわけです。こうした性格のゆえに個人的時間は、物理的時間のように等間隔に区切られた時間の経過〈時間の矢〉を形成せず、個人によって解釈された主観的な時間という性質を帯びるのです。たとえば、幼児期における大変に苦い経験

は数十年を経過した時点でもつい昨日のことのように瞼にやきついて離れないかと思えば、わずか数日前の出来事でもほとんど思い出せないものもあるといった具合です。また、青年は現在の時間をもっぱら将来の成功のために投資しますが、中年の男女は現在の幸せを維持するために現在の時間の大半を使い、そして老人は過去の体験と思い出のために現在時間のほとんどを使うかもしれません。原理的にいえば、個人時間は体験された出来事に彼が付与した意味の継起的連鎖に基づく個人の生活史時間（自叙伝の時間）だといえましょう。したがってある個人は死に際して自分の生活史時間を短く感じるものもいれば、逆に同じ物理的時間の人生を経過しても、それを退屈で長いと感じるものもいます。また意味の点でも、自分の生活史時間を素晴らしかったと評価するものもいれば、反対に取るに足らないものだったと後悔するものもいます。このように基本的には、個人的時間は主観的な性質をもっているものの、しかし以下で説明する社会的時間はさまざまな形で個人の時間を社会構造に関連づけ、このことを通じて個人時間は四つの社会的時間のスケジュールに配分されています。

個人にとってもっとも身近な社会的時間はインフォーマルな関係や小規模な対面的集団における複数個人の個人的時間が交差して生じる相互作用的時間であります。友人同士がゲームをしたり、会食を楽しんだり、あるいは家族でドライブをしたり、夕食を一緒にしたり、また夫婦が親の家族を訪ねて過ごす時間が相互作用的水準における時間です。この相互作用的時間は複数個人の個人的時間が交差して生ずるのでありますが、しかしこれは個人的時間に還元しえないまったく新しい属性を有する社会的時間の一つといえます。相互作用水準にはさまざまな時間に関する規則が働いているからです。接触の頻度や接触時間の長さ、会話の順序や間隔に係わる相互作用規則が構造的に規定されているか、あるいは相互作用を

通じて協定されるかです。

日本における家族の伝統的な性別分業システムは、「夫は外、妻は内」という格言が示しているように、既婚女性の1日の個人時間の大半が家族という相互作用水準で消費され、家族のために使われることを要求してきたのです。

第二の社会的時間はフォーマルな組織体や官僚制を典型とする成文化された時刻表を備えた組織体の時間です。この組織体時間の種類は全体社会の社会的発展の程度に相関します。社会が高度化すればするほど、専門分化した組織体時間の種類は増加を示し、また組織体時間同士の関係は複雑度を増します。学校、宗教団体、企業、病院、軍隊、行政組織などはいずれもそれ独自の組織時計（周期的時間）と目標実現に志向した時間表を備えています。前者の時計は成員の組織体への加入、日常の課業、作業、休憩や休業、または配置転換や昇進、そしてそれからの離脱などに示される団体の周期的リズムを表示しています。これに対し組織体の歴史はその経歴発達の時間であります。それぞれの組織体は固有の発達史をもち、また個々の成員の加入や離脱に係わりなく、みずからの長期的連続性と環境適応を求めます。このために組織体の組織時計は正確に運行するように管理されるのです。

こうした組織体に所属する個人は組織体から一定の強い時間的拘束を受けるのがふつうです。たとえそれへの加入と離脱が任意の性質をもっているばあいでも、いったんそれに加入すれば、個人は組織体の時計に縛られ、その時刻表に重大な違反をすれば相応の制裁を課せられることになります。つまり、組織体は成員の個人時間に対して一定の時間請求権を行使できるのです。

近代化した社会では、この組織体時間が個人の社会的経歴の重要な部分

を形作るばかりでなく、個人の生涯時間における移行的変化の節目を作り出す役割を果たしています。一定年齢による義務教育への参加（入学）と離脱（卒業）、あるいは企業への就職と定年退職、その間に個人は教育経歴や職業経歴を形成していきます。

第三の社会的時間は歴史的、全体社会的時間です。この時間は近代化、合理化、あるいは産業化といった長期にわたる社会的変動における比較的安定し、持続する全体社会的構造時間（個人時間と種々の社会的時間の間の関係の規定と調整）と歴史的な革新や突発的事件（技術革新の普及や戦争、経済不況、災害の勃発など）といった歴史的変化の時間からなっています。つまり、この時間は社会成員や社会単位の生活時間に秩序を与え、またそれを変化させる基本的なコンテクストなのです。

最後に、その社会の時間的秩序を正当化させる価値と象徴のシステムとしての文化的時間があります。この時間の構造的特徴は社会的時間の周期的回帰、つまり社会生活の基本的リズムを規定するための時間単位、間隔、速度などに形式と属性を与え、また生活時間に基本モデル（たとえば、1日あるいは1週間単位における労働と休養のリズム、さらには個人の生涯時間にみられる年齢による発達的段階〈幼児→子供→青年→成人→老人〉）を提供するところにあります。

ある社会は通常、基本的な共通の文化のもとにいくつかの下位文化を含んでいます。男女間に見られる異質な下位文化の併存、あるいは青年文化と老人文化の相違などはその例証です。下位文化間には機能的な相互関連があるものの、実際にはしばしば下位文化間の対立が見られます。とりわけ、社会変動の激しい時代においては下位文化間の対立が顕在化しやすく、その結果基本文化の変動が生じがちです。

（3）　社会的時間の構造

以上では個人時間ならびに四つの社会的時間について述べました。次に、これらそれぞれの時間枠が相互にどのように関連し合っているかを、つまり社会における時間の構造的側面を考察することが重要となります。社会生活の時間的調整にみられる秩序の検討です。

個人的または集合的な社会行動は常に時間的秩序を内在しています。社会構造の時間秩序のうち、ここでは特に重要な三つの要素、すなわち時間調整（タイミング）、時間のはめ込み（エンベッディドネス）、そして時間の階層化を取り上げます。

われわれは日常会話においてもタイミングという言葉をしばしば用いています。たとえば、「車を大破して未だ1日しかたっていないのに夫に車を買ってくれとねだるのはタイミングが悪い」という例は、最高の結果を得るためにはもっともよい時期〈潮時〉を選ぶべきことを意味していましょう。この例文は「時期が悪い」(ill-timed) のケースです。ムーア (1963) は、タイミングが三つの側面から測定できると述べています。

まず、共時化 (synchronization) です。これはメディアに由来する言葉で、映像に音声を同調させる必要の生じたトーキー映画の開始と共に生まれたとされています。その後、この言葉は人々が互いに働きかけるばあい、非常にはっきりと動作を共調させることを表現するために使われるようになりました。集団と共時化しない人は妨害者であり、その集団に溶け込めないでしょう。「それぞれの民族はそれぞれのビートに合わせて動く」(ホール、1973) のであります。つまり、共時化は時間の正確な計測を前提とした、組織体や制度による時間厳守の要求でもあります。

この共時化の機能は、人間の行為や計画を理に適ったものにさせる働きをするところにあります (Lewis & Weigert, 1981)。工場の作業開始時間、家庭での夕食、交響楽の演奏、国際空港における飛行機の離着陸、

これらの活動は複数の人間が共時的に行動することを要求しています。また共時化された時間の持続性とその頻度の増大は当事者同士の緊密性を増加させますし、またそれは緊密さの結果でもあります。

個人が1日の生活時間をいかなる社会的時間枠に割り振りながら活動しているか、また個人の共時化の焦点がどのように変化しながらライフコースを発達させているかを把握することは、ある時点における個人の生活構造を説明し、また時間の経過における人生の発達的移行を説明する一つの重要な手がかりを提供すると考えられます。

タイミングの第二は、出来事の時間的順序です。これは決められた順序に従って行動や活動を順々に行なっていくことを要求する時間秩序であります。別の言い方をすると、これは優先するスケジュールを定めることであり、また相対的価値の比較に基づく優先順位を反映しているといえましょう。この点から出来事のスケジュール作りにおいては、出来事の局面調整（phasing）と出来事の間隔調整（spacing）が基本となります。子供の出産計画と世帯収入の増加見込みとの局面調整、また予定される出産子供数の出生間隔、あるいは後に提示するような青年期から成人期への移行における主要な出来事、たとえば、学校の卒業、就職、結婚をいかなる順序で経験していくかなどは、個人の好みと共に、文化的に、性別に、また社会階層的に一定の規範的秩序があるはずです。

順序を守るという期待はおそらくいかなる社会においても集合的な社会生活をスムーズに進行させていくための基本的なルールであるに違いありません。しかしこの順序の時間的優先順位がいかなる基準によって決められるかは社会によって異なります。たとえば、医院で医者の診察を受ける順序の決め方ひとつをとってみても文化による相違は顕著です。日本の社会では緊急患者を別にすれば、患者の社会的地位の高低にかかわ

らず、予約順ないしは先着順で順番を決めることが少なくとも社会的な規則であります。しかし身分序列の強い社会では身分を異にするものが同じ医院で診察を受けることが出来るばあいでも、その診察順序は先着順ではないかもしれません。また個人的関係を重視する縁故主義の社会では、たとえ遅く医院に着いた患者であっても彼が医者の親しい知り合いであれば、何人もの先着の患者を差し置いて優先的に医者の診察を受けることができ、しかもそれを当然のこととだれもが納得することでしょう。先着優先は優先順位を決めるための一つの形式合理的な尺度でしかないのです。日本の社会では建前〈他人に対する配慮〉としては先着優先のルールをもちながら、まだ本音〈自分への配慮〉では人間関係優先の部分が随所でみられます。

タイミングの第三は、進度という時間秩序です。この進度は二つの面で重要です。一つはある活動を終了するまでに要する所用時間の速さであり、もう一つは一定の時間内で繰り返される同じ活動の頻度数であります。まず前者の例は、先に示した青年期から成人期への移行において示すことができます。最近の日本では出生コーホート別の教育経歴が著しい延長(大学への進学率の上昇、1964年には男子27.9パーセント、女子11.6パーセントであったものが、1984年にはそれぞれ38.3パーセントと32.7パーセントへ増加)傾向を示し、結果的に最終学校の卒業、就職、結婚という三つの出来事を経験する青年の所用時間が短縮されました。つまり、青年たちは短期間のうちに成人への移行を完了するようになったわけです。頻度数に関する例は産業社会の生産組織が好例を提供しています。機械化された流れ作業（たとえば、ラインに乗せられた組み立て作業）はスピードを要求し、決められた時間内に生産量の増加を常に課しています。

さて次に、時間の（あるいは時間への）はめ込みに移ることにしましょう。はめ込みは二つの面で時間に係わります。一つの面は個人時間の社会的、文化的時間へのはめ込みとその発達変化です。これは個人の自己の形成と変化を貫く自己アイデンティティの連続性を個人にもっともらしく伝えるコンテクストです。たとえば、個人にとって〈重要な他者〉である彼の家族や親友との長期にわたる結合は、彼に情緒的、表出的な側面における自己アイデンティティの連続性を確認させますし、また一定の職業の保持とそこでの昇進は彼に手段的、達成的な側面における自己アイデンティティを確信させましょう。

はめ込みのもう一つの面は、当該社会における文化の型に深く係わります。これは、E. ホールによってポリクロニックな文化とモノクロニックな文化と名付けられたものです。ポリクロニックとは単一時間に複数あるいは同時に多くのことを行なう（単一時間への複数の出来事のはめ込み）を期待する文化のことです。モノクロニックな文化とは同時に一つのことだけを行なう（区切られた一つの出来事のみを単一時間にはめ込む）ことを期待する文化のことです。ホールは、日本、中近東、中南米の文化はポリクロニックな特徴をもち、西欧やアメリカの文化はモノクロニックな特徴を備えていると指摘しています。たとえば、モノクロニックな文化では、時間と空間とが活動単位あるいは行為の種類に対応して分割され、その分離された時間と空間の中で一つの活動が完了するような仕組みをもっています。ある人とのフォーマルな面会は、面会開始と終了の時間が指定され、場所も個室空間で個別的に行なわれ、しかもその時間内には予め決められた用件のみが話しあわれます。すべては計画どおりに運ばれるのです。この文化のもとでは、1日の、あるいは1年の生活時間が分断された時間の物理的連鎖として認知されます。これに対し、ポリクロニックな文

化のもとでの面会は、大広間に種々の間柄の人々が一堂に会して進められ、雑多な情報が入り交じりがちです。したがってホストは、情報を聞き分ける能力を要求されると同時に、集まった人々への慎重な目配りと配慮とが求められます。決して計画的ではなく、また能率的でもありません。反対にそこでは何が話され、何が起きるかが予めわかってはいないのです。人間関係のみが事前の信頼に足る情報として与えられているのです。プライベートなこともパブリックなことも入り乱れて話し合われます。つまり、ポリクロニックな文化における生活時間は活動単位で明確に区分されておらず、有機的に連続したものとして認知されているのです。

ポリクロニックとモノクロニックは文化の型ではありますが、しかしその相違は完全に相互に排他的であるよりも、程度の問題ともいえます。後に述べるように、現代の日本では二つの時間が併存し、奇妙な統合を作り出しています。また、ホールも指摘しているように、アメリカ社会では男性は一層モノクロニックな文化に没頭しているのに対し、専業主婦はポリクロニックな文化に親しんでいます。そうでなければ主婦が台所仕事をしながら、同時に洗濯機を回し、ラジオから流れてくる音楽を聞きながら、部屋で遊んでいる子供たちに注意を向けることは出来るはずもありません。

最後に文化的、社会的時間の階層化について述べておきます。既に触れましたように、ホールは確認しうる文化的時間として九つ、すなわち、聖なる時間、俗なる時間、ミクロの時間、共調した時間、個人的時間、生物的時間、物理的時間、形而上学的時間、メタ時間を提示しました。また筆者は日本における社会構造を説明するための準備として四つの社会的時間について記述してきました。ここでの問題はこれらの文化的ならびに社会的時間がどのような階層構造を持っているかという点にあります。つまり、時間枠組みの間のハイアラーキーと優先順位とです。

前に少し触れましたように、時間枠の間のハイアラーキー（ある時間枠の他の時間枠に対する時間請求権の強弱）と優先順位（価値的選好）の型は社会によって異なります。文化的、社会的時間の階層化は人間生活の中心を形作る構造的側面の一つであり、文化的、社会的統制と自己規制の経験を単一の現実としてもっともらしくみせるメカニズムとなっています。個人のライフコースの客観性は、ある程度、文化的、社会的時間の階層構造に占める彼の位置とその移動として表現することが出来ます。ある個人がいつ学校へ入学するか、いつ一人前として仕事をもち、いつ結婚するか、どのように家庭と仕事を両立させるか、いつ子供を産み、いつ子供を自立させ、いつ仕事から引退するか、そしていかなる形で死者を埋葬するかといった出来事のタイミングや時間のはめ込みは、その社会の時間構造におけるハイアラーキー上の各時間枠の時間請求権と個人の価値的選好との間の調整において一定の型をとって現れます。いかなる社会においてもある程度みいだしうるライフコースの移行に関する年齢秩序はもっとも一般的な人生時間の配分と分割に係わる文化的、社会的時間のハイアラーキーの具体的な表現形態なのであります。

3．日本の文化的、社会的時間秩序の特色

(1)　聖なる時間と俗なる時間

日本社会が本格的に産業化の途についてようやく100年が経過したにすぎません。それ以前は長い間、米、麦、稗、粟などの穀物を中心とした農耕社会でありましたし、また産業化が進行してからも、約500万世帯の農家によって営まれた農耕は衰退をみせませんでした。農家戸数が激減し始めたのはようやく1960年代の後半以降においてであります。こうしたわけで、日本の文化的な時間や空間秩序は農耕社会における村落共同体

の伝統に基盤を据えてきました。

この文化の特徴を一言でいえば、「主体をその環境から出来るかぎり引き離すまいとする傾向」（A. Berque, 1982）です。この傾向は人間を自然から分離し対立する存在とみなす傾向を発達させた西欧の文化的伝統とは対照的であります。旧く弥生時代の農耕民族は、その先住者である縄文時代の漁猟・採集民族とは異なり、山間の谷間の窪みに水田を切り開いて定住しました。谷間は雨季には必ず氾濫し、その後に植物が繁茂します。腐敗の中から生命が力強く無尽蔵に蘇ってくるのです。この生命の限りない蘇りの内に日本人は、誕生→成長（実り）→腐敗→蘇りの周期的時間を感覚したのです。日本人は感覚しうるすべての事物に生命力を見出し、感覚された事物との間の共同性において自然と社会との無媒介的な統一を認知したのです。こうした人間と社会と自然とのあるがままの統一についての意識は、当然のことながら現象世界の肯定的態度を導きます。この態度に基づく人間とその直接的な環境との融合が人間と事物との身近な関係性、人間の事物への同情的感情移入をもたらしたのです。

日常性を表す古語である「ケ」（気あるいは毛）は、作物の総称であると同時に、それぞれの事物に宿る生命力ないしは霊力を意味していました。この生命力は腐敗からの蘇りの力をもつと信じられたのです。したがって「ケ」の世界、つまり、俗なる時間はどこまでも持続するものと考えられました。人間の死や事物の腐敗はそれらの完全な消滅ではなく、機能障害〈ケ枯れ〉の意味しかもたなかったわけです。生命力の機能障害は一定の儀礼を通じて癒されるべきでありました。生命力の機能障害を癒すためには大きなエネルギーを要し、このエネルギーの補塡のために非日常的な時間と空間とが設けられる必要があったのです。俗なる時間と空間世界に設けられた非日常的世界〈ハレ〉（晴れ）がそれであります。

そこでエネルギーを補塡し終えた生命力は再びケの世界へ戻ることができたのです。これが死や腐敗の意味でありました。ここで重要なことは聖なる時間が俗なる時間の部分であり、死も持続する俗なる時間枠へ位置付けられていることです。死の世界はケに還帰するための一時的世界なのです。生と死とは対立する二つの項ではなく、二つのものは無限に循環する構造の局面でしかないのです。

こうしたアニミスティックな人間、自然観は、大陸より移入された大陸仏教の性格も土俗的に変化させずにはおきませんでした。日本文化の基底は日常的な農耕活動およびその周期的な変化のリズムによって与えられたのです。

(2)　家族時間のタイミング

上で述べたような日本の文化的な特徴は、人々の日常的な生活の基礎集団である家族や親族集団に色濃く現れています。江戸時代(1603—1867)に典型的に発達した「家」と呼ばれる伝統的な家族および先祖を共通にすることによって系譜を通して結ばれた家々の集団たる同族組織は、現代の夫婦家族や限定された双系親族関係とははっきりと異なる性質をもっていました。家および同族組織のもっとも重要な特徴は、それらが環境の中で個々人の生涯を超えて超世代的に限りなく連続していくことを目標とし、またこのことを強く求めて成員たちが一生懸命に努力を傾けた点にあります。つまり、家成員のすべてのものの個人時間のほとんどが過去における家の先祖から、かれらも見知っている近くの先祖たちも含み、かれらの未だ見ぬ子孫たちへ連綿と繋がる家族時間へはめ込まれていたのです。またその家族時間は時間のハイアラーキーの上位に位置した同族の本家の家族時間へ統合されてもいたのです。

したがって、家に所属する成員たちの生涯時間におけるライフコースの

発達と主要な家族役割の移行は、集団としての家の状況とその時々の条件によってタイミングを調整させることになりました。いつ学校を辞めて仕事に就くか、いつ結婚するか、誰と結婚するか、どこに住まうか、いつ家族の代表者になるか（家長への就任）、どのような家族内活動を分担するか、いつ家長や主婦から引退するかといったタイミングの調整は、家族を超える、より大きい社会制度によって決められるよりも、その家の固有な事情（条件）によって左右されたのでした。かくして、たとえば、非常に若く17―18歳で結婚する男子がいる一方で、30歳を過ぎて結婚する晩婚の男子もいましたし、また生涯結婚することの出来ないものも決して少なくなかったのです。結婚を含む多くの個人の役割移行が個人の意思によってではなく、また社会的規範に基づいた「適齢」によってではなく、家族の現実的な条件に規定されていました。それゆえ、たとえば、江戸時代における農民男女の結婚年齢の統計的な分布は、現在のそれに比べて、分散の度合いが著しいという特徴を示しています。

(3)　地域共同体における時間と年齢秩序

地域共同体は個人ならびに家にとってもっとも身近な近隣社会であるばかりでなく、小宇宙でもありました。地域共同体は政治的、行政的な権力の介入による干渉と支配の下に置かれていたとはいえ、人々の行動型、生活様式や信念体系は小宇宙たる地域共同体の基層文化に由来していました。

俗なる時間枠は農耕作業に基づいて編成され、そのうちに聖なる時間〈ケガレの癒しと実りへの感謝〉を組み込んでいました。物忌みと村落の共同祈願がそれであります。村落共同体はこの俗なる時間枠を共同体自体の超世代的な持続性のためにその成員たちに対して適用しました。村落共同体においてはムラ役割が年齢秩序に基づいて成員たちに配当され

るのが原則でありました。村落共同体の成員は年齢別と性別に異なる役割を担ったのです（年齢と性別以外に共同体内の身分構造も成員の役割配分に機能したが、ここでは省略します）。以下に年齢別、性別の所属集団の具体例を示しておきます。この例はいずれも漁村のばあいですが、農村のばあいも基本的にはこれと変わりません。まず最初に性別について見てみましょう。男女は幼児期を過ぎるころには役割上、交際上明確に区別されるようになります。7歳になった頃に子供を祝う習俗は全国いたるところで見られます。この通過儀礼の後に、子供たちは子供組に加入しました。子供組は男女児によって構成されていましたが、そこで担う役割は性別で分化していたのです。女児13歳、男児14―15歳でそれぞれ成女式、成人式を済ませ、それぞれ娘組と若者組に分属しました。かれらは既に成人であり、村の共同作業やハレの祝祭で重要な役割を担います。この娘組と若者組へ男女が分属した後、かれらが再び村内の男女を共に含む年齢階梯集団に所属することはなかったのです。村内の男女はそれぞれの年齢に応じて別個の集団に所属して別々の機能を村落に対して果たしたのです。

村の政治的、経済的制度において重大な機能を担う男子の年齢別の階梯と役割分化とは、女性のそれに比べて厳格でありました。権威と尊敬とが年齢の上昇に相関していました。ただし権威については男女共ほぼ60歳を目安とした戸主会、主婦会からの引退と共に相対的に低下し、権威は若い世代に移行します。しかし引退した老人たちは若い世代からの尊敬を受け続けたのです。

要するに、村落共同体は年齢秩序による組織化を基盤にして成り立っていました。こうした村落社会の年齢秩序は必ずしも家や同族における家族のライフサイクルに基づいた役割移行と一致したわけではありません。

図2-14　村の年齢・性別組織（静岡県）

図2-15　村の年齢組織（宮城県）

年齢	階層・組		役員と選出方法	消防団
60	年寄衆		団長…	
50	宿老衆	大宿老		
40		中宿老	…宿老頭（2名互選）	
35		宿老	…組　頭（1名全員選挙）　部長…	
32	若衆組	親方	…　頭　（2名全員選挙）　班長…	消防団
29		頭脇		
27		中老		
25		小中老	…頭　役（2名互選）	
19		使い走り	} 小若衆	
17		走り使い		
	子供組			

村落共同体の年齢秩序では既に結婚して若者組を脱退すべき年齢に達しているものであっても、彼の家においては未だ結婚するための条件が整っていないということは十分にありえました。このばあい、村落で期待される役割移行と家・同族での役割移行の時機調整にギャップが生じています。また逆に、若者組の一員でありながら、家族の都合（たとえば、家長の死亡などの理由）で既に家長の地位に就いている若者もいたことでしょう。

こうした村落の年齢階梯秩序と家・同族の親族秩序のどちらがある地域で優位する（第一次的な時間請求権の所在）かによって年齢階梯本位の村落共同体、あるいは親族秩序本位の村落共同体が現出しえたのです。日本の社会科学では、前者が年齢階梯型村落、後者が同族型村落と概念化され、現実的には、日本の西南地域に前者が、また日本の東北地域に後者が頻繁に存在していました。

(4)　ライフコースの構造的特色

江戸時代から明治初期における個人のライフコースの構造的特色は、上で述べたように個人のライフコースが家・同族、および（あるいは）村落共同体の時間請求権によって強く規定されていた点にあります。個々人のライフコースの段階がかれらの所属する家族や地域社会の要請によって具体的に区切られ、かれらはその要請に共時化するよう義務付けられていたということです。つまり、家あるいは村落共同体が個人にとってもっとも基本的で、重要なライフコースの時間枠を提供したのです。

したがって、個人のライフコースの劇的な変化は家や村落共同体の所属変更、つまり、移動によってしばしば訪れました。他家へ奉公に行く、養子縁組や結婚によって実家を離れ他家へ入家する、実家を離れて分家独立する、家長を退いて別世帯を構える（別世帯隠居）といった家の所属変

更は個人のライフコースに重大な移行をもたらしがちでありました。その上、それが村落の離脱を伴うものであれば、その移動は個人にとって危機的なものでありがちでした。なぜなら個人への役割付与が彼の所属する家と村落とによって行なわれたので、それらの所属変更は移動者に新しい状況への重大な適応を課したからです。

次に第二の構造的特色は、個人のライフコースの構造的段階が相対的に単純な様相を示していた点にあります。家および村落共同体はそれぞれの機能分担の程度に応じて成員を一人前と半人前とに二分する尺度を適用しました。若者組に加入するまでの子供時代、そして家長を退いて隠居の地位についた老人時代は家でも村でも機能的には半人前とみなされました。つまり、個人のライフコースは一人前と半人前の二通りしかなかったのです。

4．社会変動と時間構造

(1)　家族時間から制度時間への共時化

明治政府が着手した第一の課題は国内を統一し、近代的な中央集権国家の基礎固めを行なうことでありました。そのため政府は先ず各種の行政制度の整備に乗り出しました。廃藩置県（1871）、士農工商の身分制度の廃止、徴兵制度（1872）、および学制の制定（1873）、地租改正（1873）、地方自治体の整備（1888）が進められました。

他方では、経済制度の近代化を推し進めるため官営の近代的工場が積極的に建設運営され、資本主義への足掛かりとされました。さらに天皇制を頂点とする中央集権国家の観念体系およびその表現形態をなす法律制度も着々と整えられていきました。こうした明治政府の行政施策は家族、村落共同体や個人のライフコースや時間の社会構造に多大の影響

を及ぼさずにはおかなかったのです。

江戸時代末期以来激しく進行した農民層のごく少数の地主と大多数の小作農への両極分解(自営農民の減少)、および都市工業の発展は、村落共同体の変容をもたらすと同時に、近代的な都市の形成を促進しました。自営農民の小作農への没落と都市労働者の出現です。これに拍車を掛けたのが日清戦争（1894—95）および日露戦争（1904—05）でありました。こうした社会的時間のハイアラーキーの構造的変動は、家族や村落の社会的時間枠の規定力の弱体化と、それに代わる国家行政水準における制度的、官僚的時間および資本主義的企業の社会的時間の時間請求権の強化をもたらしました。その結果生じた個人のライフコース上の特色は役割移行の画一化現象でありました。この現象の一端は以下の表にもはっきり現れている。

表2-10は出生コーホート別に青年前期から成人期への移行にみられる主要な出来事経験の順序を比較したものです。ここで比較のために取り上げた出来事は最終学校の卒業、初就職、および結婚の三つです。これら三つの出来事をどのような順序で経験しながら青年は成人前期への移行を終了していくのか。調査対象者は、日本のばあい1918年から1937年迄に出生した男性であり、アメリのばあいには1908年から1942年の間に出生した男性で、それぞれ5歳刻みの出生コーホートの階級に括られています。日本側の出生コーホート成員は第一次世界大戦の年(1918—22)に誕生し、第二次世界大戦の敗戦前後に結婚した現在60歳代のものから、日支事変時に誕生し、高度経済成長期に結婚した現在40歳代のものまでを含んでいます。これに対してアメリカ側の出生コーホート成員は1908年に誕生し、大不況期に成人前期への移行を行なった現在70歳代のものから、第二次世界大戦中に誕生したベビーブーム期直前の、現在40歳代

表2-10　成人期への移行における出来事の順序
（日本およびアメリカ男性のコーホート別）

	日本			アメリカ		
出生コーホート	学卒→就職→結婚	結婚→就職	結婚→学卒	学卒→就職→結婚	結婚→就職	結婚→学卒
1908－12	—	—	—	72.6	19.2	8.2
1913－17	—	—	—	71.6	18.3	10.1
1918－22	91.2	7.0	1.8	65.7	18.1	16.2
1923－27	97.5	2.5	0	61.8	17.5	20.7
1928－32	91.0	9.0	0	59.5	18.0	22.6
1933－37	90.8	9.2	0	58.0	19.0	23.0
1938－42	—	—	—	58.3	18.9	22.7

出所：Hogan、1984年。

表2-11　初婚年齢の測度（日本およびアメリカ男性のコーホート別）

	日本				アメリカ			
出生コーホート	25%	50%	75%	I.Q.範囲	25%	50%	75%	I.Q.範囲
1908－12	—	—	—	—	22.7	25.9	31.0	8.2
1913－17	—	—	—	—	22.6	25.4	30.1	7.5
1918－22	26.5	28.3	29.9	3.4	22.1	25.0	28.5	6.4
1923－27	25.1	27.0	29.5	4.4	21.4	23.6	27.2	5.8
1928－32	25.9	27.7	29.4	3.5	21.2	23.6	27.2	6.0
1933－37	26.0	27.9	29.8	3.8	21.0	23.3	26.9	5.9
1938－42	—	—	—	—	20.8	23.0	26.3	5.4

出所：Hogan、1984年。

のものまでを含んでいます。

表から少なくとも二つのことがわかります。日米の比較でみると、日本のばあいには、学卒→就職→結婚という予想された通りの青年期から成人前期への移行順序が圧倒的な割合を占め、しかもコーホート別でも大きな差異はありません。アメリカのばあいにもこの予想された順序が過半数を超えてはいるものの、その割合は日本のばあいに比べるとはるかに低くなっています。しかもコーホート別でみると、この型は漸減傾向を辿

り、1933―37年コーホート、および1938―42年コーホートでは60パーセントを割り、一枚岩的な型としての地位を滑り落ちています。これに対し結婚→学卒の型が1918―22年コーホート以降増加傾向をはっきり見せています。これに比べ、日本のばあい、結婚→学卒の型はほとんどみられず、むしろ結婚→就職の型の微増傾向がうかがえます。

第二の点は、日本の1923―27年コーホートに見られる学卒→就職→結婚の異常なまでの高い数値です。かれらは1945年の敗戦時に18―22歳の年齢幅に位置し、ちょうど学卒・就職・結婚という成人前期への移行過程にありましたが、そのかれらが敗戦直後の未曽有の混乱期にあってなお、他のコーホート以上に順序正しい成人期への移行を行なっています。

日本のばあい、社会的に期待される移行の型が明確に存在し、しかもその期待としての移行様式が圧倒的多数の人々によって遵守され、さらにその様式がコーホート間を貫く伝統として維持されている点に著しい特徴が見られます。その強度は他の型の存在を許さないほどの力をもって全体的な画一性を結果しています。

こうした順序正しい成人期への移行をもたらす要因は主として全体社会の水準における年齢秩序および年齢に関連した発達課題の達成要求という全体社会の社会統制の強さに求められます。この社会統制は基本的に青年を一人前の成人とみなさず、結婚を成人の通過儀礼とみなす方式を採っています。したがって結婚は一人前の成人としての資格証明であり、学卒と就職とがその証明の受領資格を構成しているといえます。

結婚が一人前の成人資格の指標であるという、ここでの考察は、表2-11の初婚年齢測度の日米比較でも証明されます。日本のばあい、各コーホートの最初の4分位目の初婚年齢が25―26歳と高く、中央値でも27―28歳を、そして4分位の3番目のものが29歳を示しています。アメリカに比

べ、全体として初婚が高い年齢で始まり、しかも30歳に到達するまでに全コーホートの4分の3のものが結婚を終了しています。その結果、結婚の年齢幅が短縮し、ある年齢幅に集中する傾向が生じています。いわゆる「結婚適齢」規範の顕著な存在が統計的に確認できるのです。

この移行は、前節で述べたような家族の時間請求権に基づく成人期への移行の型が崩れ、全体社会水準の年齢秩序に基づく一元的な移行の型に取って代わられたことを意味しています。この点からみると個人のライフコースの形成に対する家族の影響力は確実に弱まってきているのです。

(2)　個人時間の細分化

個人が処分しうる時間は1日、1週間、あるいは1か月といった短期の時間と、比較的に長期にわたる個人のライフコースの段階、あるいは生涯時間とに分けて考察すればわかりやすくなります。つまり、サイクルの時間と流れ行く時間です。

産業化の進展はサイクルの時間および流れ行く時間の双方において時間の分化を促進しました。まず、サイクルの時間についてみますと、この時間における細分化は家族から生産労働が分離し、家族員が賃金労働者に移るなかで決定的になりました。かつての農耕社会においては、生活時間にサイクルを与えていたのは自然のリズムでありました。日の出、日照時間、日没の1日のリズムと、植え付け、刈り取り、収穫、休業の季節のリズムでした。生活時間はこの自然のリズムに共時化していました。そしてこのリズムが個人の一生を貫く基本的で不変の暦を形作ったと同時に、家族全員が一様にこのリズムとサイクルに従っていました。余暇、休業はこの自然のリズムとサイクルの区切りにはめ込まれたハレの時間だったのです。

しかるに家族員が賃金労働者化し、さらに従来家族内で行なわれてい

た、さまざまな活動（たとえば、教育、娯楽、医療、宗教行事、日用品の自給自足やサービスの給付など）が家族外の専門的組織に移転され、そこから商品として家族が購入するようになるにつれて、自然のリズムとサイクルを基調とした生活時間の構造が崩れ、人工的な組織体や制度の時間が個人や家族の時間に対してそれぞれ時間の供出を要求し、その結果個人や家族の時間は次第に細かく区切られていきました。個人と家族はさまざまな社会的時間の枠組への適応を余儀なくされ、これに対応するため個人も家族もサイクルの時間を管理する短期的な時間表や予定表の導入を行なうことになりました。

これと共に、家族員相互の個人時間の共時化は大変に厄介な調整の事項となりました。家族員がそれぞれの個人時間を別々の組織体や制度に投資し、はめ込んでいるからです。したがって家族員の時機調整（共時化の設計）が家族の安定性の維持に欠くことのできない機能となります。このタイムキーパーの役割は日本のばあい、もっぱら、主婦に属する役割となっています。

次に個人の流れ行く（ライフコース時間）についてみると、ここでも時間の細分化が確実に進行しています。一人前と半人前の二通りにしか区切られていなかった人生の発達的変化の段階が社会変動の過程において複雑に細分化されてきたのです。まず子供時代が細分化されました。新生児、乳児、幼児、学童、青年といった人生最初の段階の区分が教育制度の整備や医学や医療技術の発達などに応じて細かくなっていきました。とりわけ、青年期の定着、青年期の長期化、青年期の大衆化、そして青年文化への社会的に高い評価などはおそらく日本のばあい、第二次大戦後、しかも高度経済成長と共に普及したと考えられます。その後、人口の平均寿命が急速に伸長し、それと共に人口の再生産率が急落するなかで社会の急テン

ポな高齢化が言われるようになりました。日本ではこの時期、集団としての老人たちが社会の表舞台に初めて登場したのです。高齢期が職業、社会参加、健康状態、社会的扶助、また社会意識などとの関連で次第に段階区分を細かくしてきています。向老期、前期老人期と後期老人期といった区分が人々に受け入れられつつあります。人生の最初の部分と最後の部分が注目を集めるなかでほとんど社会的な注意をひかなかったのが成人期、とりわけ青年と老人の間に挟まれた中年期の人々でした。いまようやく中年期が脚光を浴び始めたところです。

いずれにせよ、人生の段階が生涯を通じて細分化されてきているのです。こうした人生の細分化の影響は平均寿命の伸長にもかかわらず、人生が以前に比べて大変に忙しく、また短期のうちに達成しなければならない目標や課題がそれぞれの段階に数多くはめ込まれているので、現代人は日常生活でストレスを経験することが多くなってきています。それだけに人生の生活設計がますます重要な意味を持ってきているといえるのではないでしょうか。

参考文献

M. B. Jansen, ed., *Changing Japanese Attitudes toward Modernization,* Princeton University Press, 1965.

H. Wray and H. Conroy, eds., *Japan Examined : Perspectives on Modern Japanese History,* University of Hawaii Press, 1983.

大橋隆憲編著『日本の階級構成』岩波書店、1971年。

黒田俊夫『日本人口の転換構造』古今書院、1976年。

福武直『日本社会の構造』東京大学出版会、1981年。

日本人研究会編『日本人研究、No. 1 日本人の心は変わったか』至誠堂、1974年。

NHK放送世論調査研編『現代日本人の意識構造』日本放送出版協会、1979年。

野村総合研究所編『日本人の生活価値観』東洋経済新報社、1980年。

松本賢治・鈴木博雄『原典　近代教育史』福村書店、1962年。

市川昭午編『戦後日本の教育政策』第一法規出版、1975年。

A. Berque, *Vivre l'espace au Japon, Presses Universitaires de France,* 1982.

E. T. Hall, *The Dance of Life : The Other Dimension of Time,* Anchor Press, 1983.

D. P. Hogan, & T. Mochizuki, Demographic Transitions and the Life Course, (in print).

J. D. Lewis, & A. Weigert, The structures and meanings of social time, *Social Forces,* (December), 60, No.2.

正岡寛司「近世末期農民の家族関係とライフコース」喜多野清一編『家族・親族・村落』早稲田大学出版部、1982年。

W. E. Moore, *Man, Time, and Society,* John & Wiley Inc., 1963.

大島建彦『日本を知る事典』社会思想社、1971年。

桜井徳太郎「ハレとケとケガレの関連」鶴見和子・市井三郎編『思想の冒険』筑摩書房、1974年。

第3章　日　本　の　政　治

第1節　日本国憲法の基本原則

日本の政治の現状を紹介するてがかりとして、まずはじめに、政治の基本をさだめた基礎法である憲法について説明しておきたいと思います。

現行の日本国憲法は、1946年11月に明治憲法の改正案として可決・公布され、翌1947年5月から施行されたものです。この憲法の制定は、形式的手続きのうえでは明治憲法の改正ということで行なわれましたが、実質的には連合国軍の占領政策の基本方針、すなわち、日本における軍国主義の除去、民主主義的傾向の復活・強化などという考え方にそって、まったく新しく書きかえられたもので、その内容は民主主義の諸原則によってつらぬかれています。それは、前文と11章、103条からなりたっていますが、いま、明治憲法とくらべてその特色をみると、つぎの3点に要約できると思います。すなわち、国民主権の原則、基本的人権の尊重および永久平和主義がそれであります。

1．国民主権の原則

明治憲法が天皇主権の原則にたち、政治の決定力が究極的には天皇にあったのにたいし、この憲法は、その前文において「日本国民は……主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」として、国民主権のたてまえをあきらかにしています。国民主権というのは、政治の主人公は

図3-1　天皇制についての考え方

資料：朝日新聞社「定期国民意識調査」1982年12月。
出所：『1983年版世論調査年鑑』

国民であり、政治は国民のために、国民の意志にしたがって行なわれるという考え方です。同じ前文において「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」といっているのは、まさしく国民主権の原則にもとづく民主主義のあり方を表明したものにほかなりません。

こうして、主権が天皇から国民に移ってきますと、とうぜん天皇の地位もかわってきます。けれども、この憲法は、旧来の天皇制を全面的に否定するのではなく、日本の固有の歴史あるいは国民感情から、これを民主主義と調和させて存続させようとしたのです。すなわち、憲法1条において、

図3-2　天皇制についての意見

資料：毎日新聞社「全国世論調査」1982年4月。
出所：『1983年版世論調査年鑑』

「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とさだめ、象徴天皇制を宣言したのです。象徴としての天皇は、国政に関する権能はいっさいもたず、日本国民の精神的統合の象徴として、憲法にさだめられた一定の国事に関する行為のみを、内閣の助言と承認にもとづいて行なうという形式的、儀礼的な地位となりました。ちょうど、「君臨すれども統治せず」というイギリスの国王と同じような非権力的地位につかれることになったのです。

日本では、これまで、政府機関はじめ多くの報道機関や研究団体によって、さまざまな形の世論（意見）調査が行なわれてきましたが、この象徴としての天皇のあり方については、図3-1、2にみられるように、たいていの調査において肯定的意見が80パーセント前後にたっしており、象徴天

皇制は国民のあいだにほぼ定着しているといってよいでしょう。

2．基本的人権の尊重

基本的人権というのは、18世紀から19世紀の欧米における近代民主主義革命期をつうじて鮮明にされてきた概念です。それは、すべての人間が人間であるかぎり生まれながらにしてもっている権利であり、誰かから与えられたものではない天賦の権利であり、したがって何人といえども侵すことのできない永久の権利であると主張されました。

イギリスの名誉革命の理論的指導者であったジョン・ロックは、こうした権利を、生命、自由、財産と規定しました。アメリカの独立宣言においては、それは、生命、自由および幸福の追求となっています。フランスの17か条の人権宣言において、それは、自由、財産所有、安全および圧制にたいする抵抗の権利であると宣明されました。そして、いずれの場合においても、こうした基本的人権を保護し、保障するために、人は政治的に結合し、政府を作ったのだと主張したのです。いわば、民主政治の最大の眼目は、基本的人権を尊重し保障することにあるということになります。

日本国憲法においても、とうぜんこの考え方が踏襲されています。すなわち、その11条において、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」といい、さらに「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福の追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(13条)とさだめて、基本的人権の永久不可侵性とその尊重を国民に保障しているのであります。そして、この憲法のもっとも大きな特徴の一つは、基本的人権について、保障すべき人権

の内容を、およそ30か条にもおよぶ条文によって、きわめて詳細、具体的に規定していることであります。

多くの条項によってくわしく規定されたこれらの基本的諸権利は、その内容にしたがって類別してみますと、つぎの三つにわけることができます。

第一は、「自由権的基本的人権」といわれるものです。それは、さきにのべたように、人が人として生まれながらにもっている天賦の権利であり、何人によっても侵しえない、国家といえどもみだりに干渉しえない不可侵、不可譲の権利であるという意味です。自然法にもとづく自然権の思想として、19世紀の近代民主主義諸国における人権保障の中心をなしたものです。いわば「国家権力からの自由」の権利ということができましょう。日本国憲法においても、これらは、信教の自由とか学問の自由とかというような精神活動の自由に関するもの、奴隷的拘束・苦役からの自由といったような人身の自由に関するもの、さらには、財産権の保障などを含む社会・経済生活の自由に関するものなど、さまざまな形の基本的人権として具体的に保障されています。

第二は、20世紀にはいって、福祉国家の理念の展開とともに、ドイツのワイマール憲法をはじめとしてその後のいくつかの国の憲法に具体化されるようになった「生存権的基本的人権」といわれるものです。国民がそれぞれ人として人間らしくくらしてゆくために必要な条件をととのえることを要求する権利です。日本国憲法では、その25条において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とさだめました。この「健康で文化的な最低限度の生活」というのは、ワイマール憲法のいう「人間に値する生存」、世界人権宣言でのべられた「人間の尊厳にふさわしい生活」などとまったく同じ意味のものです。そして、これらは、すべての国民にそうした生活を保障すべく努力することが国の責務であり、

国はそのために必要な措置をとるべきであり、国民は国にたいしてそれを期待することができるという意味での権利なのです。同じように、「教育を受ける権利」(26条)、「勤労の権利」(27条)、「勤労者の団結権・団体交渉権・団体行動権」(28条) などがこの権利の範疇に入るでしょう。

第三は、これらの「基本的人権を確保するために必要な権利」であります。国家権力は国民の権利をともすれば侵害しやすいものです。それをふせぎ、国家権力に人権を尊重させるためには、参政権によって、直接または間接に国の政治に参加することが必要となりましょう。また、権利の侵害をこうむったときに損害賠償を要求する権利も必要となります。参政権や賠償請求権などによって、権力を監視し、抑制し、損害をこうむればそれを補償しようとするわけです。いわば、これらは、「国家権力への自由（参加)」の権利ということができます。

以上の三つの類別にしたがって、この憲法に規定された諸権利を列記すると、表3-1のとおりです。この表にみられるように、日本国憲法は、人間の尊重という立場から数多くの基本的人権をみとめ、それに力強い保障をあたえてきました。けれども、それと同時に、こうした権利にはそれに内在する義務や責任もまた存在することを強調しています。すなわち、その12条において、憲法が保障した権利ではあっても、「国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」ことをさだめています。もとより基本的人権は人が人として生まれながらにしてもっている天賦の権利ではありますが、けっして安易に獲得されたものではありません。「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」(97条) であります。人の権利はたえず侵害の危険にさらされており、まさに「権利のうえに眠れるものは、これを保護せず」であって、「国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」(12条) と

表3-1　日本国憲法における基本的人権

分類		権利
自由権的基本的人権	精神活動の自由に関するもの	思想及び良心の自由（19）
		信教の自由（20）
		集会・結社及び表現の自由（21－1）
		通信の秘密の保障（21－2）
		学問の自由（23）
	人身の自由に関するもの	奴隷的拘束・苦役からの自由（18）
		法定手続の保障（31）
		不法に逮捕されない権利（33）
		不法に抑留・拘禁されない権利（34）
		住居侵入・捜査・押収に対する保障（35）
		拷問・残虐刑の禁止（36）
		刑事被告人の諸権利（37）
		自白強要の禁止（38）
		刑法の不遡及と一事不再理（39）
	社会・経済生活の自由に関するもの	家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等（24）
		居住・移転・職業選択の自由（22－1）
		外国移住・国籍離脱の自由（22－2）
		財産権の不可侵（29）
生存権的基本的人権		健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（25－1）
		教育を受ける権利（26）
		勤労の権利（27）
		勤労者の団結権・団体交渉権・団体行動権（28）
基本的人権を確保するために必要な権利		参政権（15、43、79、93、95、96）
		請願権（16）
		国・公共団体への損害賠償請求権（17）
		裁判を受ける権利（32）　　刑事補償請求権（40）

注：(　)内は憲法の条文の数字。

いましめています。

人が人としてその人権をひとしく保障されるべきだとすれば、すべての人は「法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（14条）ということになります。この「法の下の平等」という理念は、人権保障のた

めの欠くべからざる原理です。けれども、現実の社会には、法的形式はどうあれ、実質的にはいまなおさまざまな差別があります。

また、現代社会には、その急速な構造変化によって、改めて保障されるべき新しい権利が生まれています。たとえば、自由権としての「プライバシーの権利」、生存権としての「環境権」、参加の権利としての「知る権利」などがその例です。こうしたいまなお現存する差別を克服し、状況の変化に応じて生じる新しい人権を確保するために、不断の努力が必要なわけです。

3．永久平和主義

他の国の憲法とくらべて、日本国憲法のもっともきわだった特徴は、明文の規定によって、無条件かつ永久の平和主義の理想を宣言したことです。このことは、一つには、当初日本を徹底的に非軍事化しようとした連合国軍の占領政策に由来するものと思われますが、同時に、日本国民の太平洋戦争にたいする深い反省の念と戦争の惨禍をふたたびくりかえすまいという強い願望にささえられたものであります。

まず、その前文において、日本国民は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」といい、さらに「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」とのべて、恒久平和の理想を表明しています。

そして、こうした理想を達成するために、9条によって、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認をさだめました。それはつぎのとおりです。

「①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権

の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

「②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

このように規定して、徹底した非武装、国際協調主義にたった永久平和主義の理想を宣明したのです。これまでにも、平和主義や国際協調主義をさだめ、侵略戦争あるいは国際紛争を解決する手段としての戦争を否認した憲法は、フランス（1946年）、イタリア（1947年）、西ドイツ（1949年）、東ドイツ（1949年）、ブラジル（1967年）、韓国（1972年）、ソ連（1977年）、中国（1978年）など多くみられます。しかし、戦力を保持せず、交戦権まで否認したのは、日本国憲法がはじめてです。

けれども、実際には、なかなか理想どおりには進展しませんでした。第二次世界大戦の後数年ならずして、国際情勢に大きな変化が生じてきます。1950年6月25日にはじまった朝鮮戦争を契機として、アメリカの対日占領政策は、日本を自由主義陣営の一員とする方向に転換します。そして、連合国軍司令部の指令によって、陸上兵力7万5,000からなる警察予備隊が創設されました。ついで、1951年9月、サンフランシスコ平和条約とともに締結された日米安全保障条約によって、アメリカ軍の日本駐留が認められるとともに、自衛力はさらに漸増されることになりました。ついで、1952年には、海上警備隊がつくられ、警察予備隊は、兵力12万の保安隊に改組されました。さらに、1954年3月の日米相互防衛援助協定の締結を経て、1954年7月には海上警備隊と保安隊は、陸上・海上・航空自衛隊に改編されたのです。その後も防衛力は次第に増強され、今日では、表3-2にみられるように、近代的な陸海空軍の実質をそなえるまでに成長しているのです。

表3-2　自衛隊の勢力（1980年3月現在）

<table>
<tr><td rowspan="5">陸上自衛隊</td><td colspan="2">自衛官定数</td><td>180,000人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">基幹部隊</td><td>平地地域配備する部隊</td><td>12個師団
1個混成団</td></tr>
<tr><td>機動運用部隊</td><td>1個機械化師団
1個戦車団
1個特科団
1個空挺団
1個教導団
1個ヘリコプター団</td></tr>
<tr><td>低空域防空用地対空誘導弾部隊</td><td>8個高射特科団</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td rowspan="3">海上自衛隊</td><td colspan="2">自衛官定数</td><td>42,278人</td></tr>
<tr><td>基幹部隊</td><td>対潜水上艦艇部隊(機動運用)
対潜水上艦艇部隊(地方隊)
潜水艦部隊
掃海部隊
陸上対潜機部隊</td><td>4個護衛隊群
9個隊
5個隊
2個掃海隊群
16個隊</td></tr>
<tr><td>主要装備</td><td>対潜水上艦艇
潜水艦
作戦用航空機</td><td>59隻
14隻
約190機</td></tr>
<tr><td rowspan="3">航空自衛隊</td><td colspan="2">自衛官定数</td><td>45,492人</td></tr>
<tr><td>基幹部隊</td><td>航空警戒管制部隊
要撃戦闘機部隊
支援戦闘機部隊
航空偵察部隊
航空輸送部隊
警戒飛行部隊
高空域防空用地対空誘導弾部隊</td><td>28個警戒群
10個飛行隊
3個飛行隊
1個飛行隊
3個飛行隊
—
6個高射群</td></tr>
<tr><td>主要装備</td><td>作戦用航空機</td><td>約410機</td></tr>
</table>

資料：『防衛白書』1980年版より。
出所：小林直樹『憲法第9条』1982年、73頁。

こうして、日本は自国の安全の確保のために、日米安全保障条約によって、アメリカとの共同防衛体制にはいるとともに、漸増的に自衛隊を強化してきました。このことは、とうぜんに憲法上のたてまえと自衛隊の存在という現実との間の矛盾として激しい議論をまきおこしました。有力な反論は、「自衛隊は明らかに憲法に違反するものであり、またアメリカとの共同防衛体制は、かえって日本を戦争にまきこむおそれがある」という一貫した主張であります。

これに対する現在の日本の政府側の見解は、つぎのようなものです。

①９条が放棄した戦争は侵略戦争であって、侵略にたいする自衛のための戦争まで放棄したわけではない。侵略にたいする自衛権は独立国と

図3-3　自衛隊の必要性

資料：時事通信社「時事世論調査」1983年11月21日。
出所：『1984年版防衛白書』

してとうぜん認められるべきものである。したがって、自衛のための軍隊（自衛隊）を保持することは、9条に違反するものではない。

②専守防衛用の兵器のみで装備された現在の自衛隊程度の軍隊は、近代戦争を有効に遂行するに足る戦力とはいいがたい。9条にいう戦力にはあたらない。

③現在の国際・軍事情勢のもとで、日本の安全をまもるためには、日米安全保障条約によって、日米共同防衛体制にはいる以外に道はない。

こうして、実際にも日本の自衛隊は、「国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とする」（自衛隊法3条）軍隊として法的に認知され、現実に活動しています。

それでは国民世論は、こうした現実の動向にどのように反応しているでしょうか。最近おこなわれた二、三の世論調査の資料にもとづいて、この

図3-4　今後の自衛隊のあり方

資料：朝日新聞社「全国世論調査」1983年2月。
出所：『1983年版世論調査年鑑』

点について検討してみます。

国民世論は、1970年代以降、自衛隊を必要とするという考え方に、かなりはっきりと傾いてきているようです。図3-3は自衛隊の必要性を問うたものです。これは一つの調査事例にしかすぎませんが、最近では他の多くの調査でも、「自衛隊はあった方がよい」、または「必要だ」と答える人々が次第に増え、70パーセントから80パーセントにまで達するようになってきています。こうした数字からみれば、国民世論は、自衛隊をいちおう合憲とみなす、ないしは、認知しているといってよいでしょう。

けれども、自衛隊の将来のあり方については、図3-4、5にみられるとおりです。自衛隊をいま以上に「増強」「強化」した方がよいと考える人々は、防衛力の増強がアメリカから強く要請されている状況のなかでも図3-4は、18.9パーセント、図3-5では、11パーセントであって、たいてい

図3-5　今後の自衛隊のあり方

資料：朝日新聞社「全国世論調査」1984年5月24日。
出所：『1984年版防衛白書』

の調査で増強を可とする人々は、20パーセント前後でしかありません。また、自衛隊を「廃止すべきだ」と考えている人々も、わずか5パーセント前後です。これにたいして、図3-4、5だけでなく多くの調査で、60パーセント前後の人々が、現状程度の自衛隊を維持してゆくことを望んでおり、いま以上の軍事強化を決して求めてはいません。

それでは、安全保障のあり方についてはどうでしょうか。図3-6は、日米安全保障体制の意義についてたずねたものです。「日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っていると思いますか、思いませんか」という問いにたいして、「役立っていない」が、11.6パーセント、「かえって危険だ」が、8.6パーセント。これにたいして、「大いに役立っている」、「どちらかといえば役立っている」という日米安全保障条約の存在意義についての肯定意見が、68.2パーセントと過半数を占めています。図3-7は、日

図3-6　日米安全保障体制の意義

資料：東京新聞社「全国世論調査」1984年6月27日。
出所：『1984年版防衛白書』

本の安全保障のあり方について、「どういう方法で日本の安全を守るか」ということについての調査結果ですが、結論としては、「今までどおり、安保条約と自衛隊で行く」という答えが、62.4パーセントで過半数をしめています。

こうして、「つとめて善隣友好の平和外交に徹し、日米安全保障体制を基軸として、現状程度の自衛隊を維持しつつ、防衛につとめる」というのが、現在の平均的日本人の考え方のように思われます。

図3-7　日本の安全保障のあり方

資料：ＮＨＫ「全国世論調査」1983年10月。
出所：『1983年版世論調査年鑑』

第2節　政治のしくみ

1．三権分立主義と議院内閣制

たいていの近代国家は、基本的な政治の組織原理として、三権分立の原則をとっています。日本もこの例外ではありません。

三権の分立という考え方は、はじめイギリスのジョン・ロックによってとなえられ、フランスのモンテスキューがこれをうけついで、「法の精神」という本の中で体系的にのべたものです。彼は国家の権力を立法権、行政権、司法権の三つにわけ、おのおのの権力が別々の人または機関に与えられ、相互に牽制し、抑制しあうようにされるとき、権力のらん用がふせがれて、各個人の自由が保障されると考えました。これに反して、もし同じ人もしくは同じ機関が3権を同時ににぎれば、その人もしくはその機関は思うままのことができることになり、必然的に権力は専制化し、らん用され、個人の自由は侵害されると説いたものです。もともとモンテスキューは、当時のイギリスの政治がこの原則によって運営されているとみたのですが、実際には、この原理は、その後のアメリカ、フランスをはじめ民主政治を行なう国々において、人間の自由を保障する制度の一つとして採用されるようになったものです。

日本でも、立法権は国会に、行政権は内閣に、司法権は最高裁判所その他の裁判所に属するものとされ、三つの権力はそれぞれ分離・独立しています。それとともに、図3-8にみられるように、それぞれの権力は、自主性をもって相互に牽制し、抑制しあって、力の均衡を保つようにしくまれています。たとえば、国会の内閣にたいする不信任決議権にたいしては、内閣は衆議院の解散権によって対抗することができます。最高裁判所は国

図3-8　政治のしくみ－権力の分立

出所：『現代社会資料集』第一学習社、1984年、162頁。

会の制定した法律にたいする違憲立法審査権をもっていますが、国会は裁判官にたいして弾劾裁判権をもっています。また、内閣の最高裁判所長官の指名権、その他の裁判官の任命権にたいしては、裁判所は違憲立法審査権、行政事件訴訟の裁判権をもっているのです。こうして、3権は分立するとともに、相互に抑制し、監視しあうことによって、権力の集中化をふせいでいるのです。

ただ、ここで注意すべきことは、立法、行政、司法という三つの機能は、実際の運用においては、それぞれ有機的な関連をもっているということです。とくに、立法機能と行政機能とは密接な相互依存の関係にあります。法を作るものと、その法を執行するものとがまったく意志の疎通を欠き、相反する考えをもつとすれば、政治の効果的運用は期待しえないでしょう。ですから、3権の分立といっても、実際には、3権を完全に分離したり、切断したりすることではなく、一つの機関が他の機関を完全に支配したり、併合したりしないかぎり、ある程度の権力のあいだの依存関係は認められているのです。

もちろん、分立という原則の適用の程度は国によってちがいます。たとえば、議会と内閣との相互関係でいえば、大きくわけて、アメリカの大統領制のように、行政部の首長である大統領を国民が直接えらび、大統領の地位が議会とはまったく独立しているもの、イギリスの議院内閣制のように、行政部の首長である総理大臣を、国民が直接えらぶのではなく、議会が指名し、内閣がその存立を議会の信任に依存するもの、とがあります。つまり、国会と内閣との相互関係で、アメリカのように、より厳密に分離したもの、イギリスのように、分離をより緩和したものとです。そして、日本の場合は、分離を緩和したイギリス型の議院内閣制をとっているのです。

日本国憲法はその前文において、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し……」とのべて、国会が主権者である国民の代表機関であることを明らかにしています。そして、そのとうぜんの帰結として、41条において「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」とし、国会を国政の中心にすえるとともに、国会と内閣との相互関係については、

①「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。」(67条1項)

②「内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。」(68条1項)

③「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」(66条3項)

④「内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。」(69条) と規定しています。

こうして、国会優位の議院内閣制の原則をさだめ、三権分立主義を原則的にはくずさない範囲内で、国会に国権の最高機関としての地位をあたえ、国民の代表機関としての国会を中心とする政治のしくみをさだめているのです。

(1)　国会

こうして、国会は、国民の代表機関、国権の最高機関として、国家のもっとも基礎的な職能である立法という仕事を行なうとともに、予算の議決などをつうじて政府の財政活動を監督、批判し、さらに、質問、国政調査、不信任決議などによってひろく政府の行政を監督するなど、きわめて大切な仕事をすることになっています。

日本の国会は衆議院と参議院の二院によって構成されています。このうち、衆議院が第一院で、20歳以上の男女普通選挙により、4年の任期をもって選ばれた511名の議員から構成されています。衆議院議員の被選挙資格は、25歳以上の日本国民（男女）であることを要件としています。選挙区は、議員定数が3名から5名までの中選挙区で、都道府県がそれぞれ数区にわけられる（例外として全県1区のところもあります）のが原則とな

っています。

第二院は、参議院で、20歳以上の男女普通選挙により、6年（3年ごとに議員の半数を改選する）の任期をもって選ばれた252名の議員から構成され、被選挙資格は、衆議院のそれよりは年齢の要件が高く、30歳以上の日本国民（男女）となっています。選挙区は、定数100名の全国区（全国を1選挙区とする）、および定数152名の地方区（各都道府県の区域を1地方区とする）にわかれています。

このように、国会が二つの議院からなっているのを二院制といいますが、この制度は、イギリス、アメリカをはじめとして、多くの国々で採用されているものです。このように、あえて二つの議院が設けられるのは、まず第一に、審議に慎重をきすること、第二に、衆議院の決定にあやまちや行き過ぎがあったばあい、一定の時間的間隔をおいて、もういちど審議を重ねることによって、まちがいを是正することができるということ、第三に、第一院にじゅうぶん代表されえないような要素、たとえばいろいろな領域の専門家や技術家、重要な職域の代表者などを、第二院に代表させ、専門的、技術的知識や技能を国会審議にとり入れようとすることなどです。

日本の二院制も、このような意図にそっており、とくに衆議院と参議院とのあいだで、議院の任期、被選挙資格、選挙区の大きさなどを相違させているのは、衆議院にじゅうぶん代表されない要素を参議院に補充的に代表させる意図からでているものと思われます。

けれども、実際には、時の推移とともに、参議院も次第に、衆議院とまったく同じように政党化され、審議においても政党の党議による拘束が強く、本来の意図は必ずしも生かされていないのが実状のようです。

二院制のもとでの二つの議院の相互関係については、イギリスと同じよ

うに、衆議院の優位が認められています。たとえば、内閣にたいする信任・不信任の決議権、予算の先議権が衆議院に認められ、また、法律の議決、予算の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名などのばあいに両者の意志が一致しないときは、一定の手続きを経て、衆議院の意志が国会の意志となるようになっているのです。

(2)　内閣

内閣がつくられる手続きは、まず、国会がその議決で国会議員の中から総理大臣を指名し、その指名に応じて天皇が儀礼的にそれを任命し、ついで、内閣総理大臣が他の国務大臣を任命するという順序です。こうしてできあがった内閣総理大臣と他の国務大臣からなる合議体を内閣というのです。

内閣はきわめて広範な活動を行ない、まさに、行政機構において指導的、中枢的役割を演じているのです。憲法73条には、内閣の行なう職能として、とくにつぎの事務があげられています。

①法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

②外交関係を処理すること。

③条約を締結すること。

④法律の定める基準にしたがい官吏に関する事務を処理すること。

⑤予算を作成し国会に提出すること。

⑥憲法および法律の規定を実施するために必要な細部の点を規律する政令を制定すること。

⑦受刑者の刑を減免する恩赦を実施すること。

このほかにも、内閣は、天皇の国事に関する行為にたいして助言と承認を与え、裁判官を任命し、国会の臨時会の招集を決定し、参議院の緊急集会を求め、国会および国民に財政状況を報告するなど、きわめて幅広

図3-9　行政機構図

注：総理府には以上の庁のほか公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会がある。法務省にはこのほか司法試験管理委員会がある。運輸省にはこのほか船員労働委員会がある。
出所：「国家行政組織法」

いかつ重要な活動を行なっているのです。

内閣の権限に属するこれらの行政活動を遂行するために、図3-9にみられるように、内閣の統轄のもとに多くの行政機関が存在しています。これらの行政機関の組織を行政機構といいますが、現代政治では、国民の福祉を目的とする国家の活動が膨大なものとなり、複雑多岐となったので、これを遂行する行政機能も非常に大きなものになっているのです。そして、国家機関のうちで、国民が日常もっとも多く接触をもち、利害関心をいだくのは、内閣とその統轄のもとにあるこれらの行政機関にたいしてなのです。

このように、行政部の国民の生活にたいして果たす役割が質的に高まり、量的に大きくなりますと、とうぜん、そうした機能をになう行政部の

力は相対的に強くなります。

議院内閣制においては、国権の最高機関である国会が総理大臣を指名し、内閣は国会にたいしてその行政権の行使について連帯して責任を負うことになっており、内閣はその存立を国会の信任に依存しているのです。国会の支持を失えば、内閣は総辞職しなければなりません。権力の分立という原則にたちながらも、その原則の範囲内で、国民の代表機関である国会が内閣に優位し、国会が内閣を民主的にコントロールするというところに、この制度の特色があるのです。

けれども、実際には、たいていの現代国家において、こうしたたてまえにもかかわらず、行政部・内閣が、立法部・国会に実質的に優位するという傾向が顕著になっているのです。形としては、国会が総理大臣を決めるのですが、通常は、国会における多数党の党首が総理大臣に指名されます。多数党の党首である総理大臣は、与党幹部の中から閣僚を任命して内閣を作ります。ですから、内閣は与党である多数党に強い支配力をもっています。たいていのばあい、内閣の政策は、与党・多数党の支持によって国会で追認されます。いわば、行政上のリーダーシップと立法上のリーダーシップが、国会における多数党の介在によって、内閣の手中に統合されているといってよいでしょう。

また、たてまえとしては、国会は国の唯一の立法機関なのですが、実際には、行政部は、法律の制定過程においても、きわめて大きな役割を演じています。議院内閣制のもとでは、政府は国会に法案を提出することができることになっています。かつて、19世紀のイギリスでは、そうした制度のもとでも、重要な法案の多くが国会議員によって提出され、制定されたといわれています。けれども、今日では、必要とされる法案は、量的に膨大となり、内容的にも詳細・具体的、専門的・技術的なものになってきま

した。その結果として、議員提出の法案は急速に減少し、重要な法案のほとんどは政府の提出によるものになってきています。このことは日本においても同じです。1975年の七十七回通常国会から1982年の九十八回通常国会までのあいだに国会で制定された法律のうちで、政府提出によるものは、全体の83.7パーセントにもおよんでいるのです。こうした方式によっても、行政部は立法過程につよい影響力を行使しているのです。

そればかりではなく、20世紀にはいってからは、多くの国々で、法律の委任にもとづいて行政各省庁が行政命令、行政規則という形で法規を制定し、実施する、いわゆる「委任立法」がふえてきました。現在では、委任立法なくしては、膨大で、複雑多岐な行政を遂行することはできないでしょう。しかし、こうした慣行は、言葉をかえていえば、行政部へ立法権の一部を移譲したものといえなくもありません。

こうして、憲法上のたてまえにもかかわらず、行政部・内閣の立法部・国会にたいする実質的優位という現象が、あまねく現代国家にみられるようになっています。19世紀とはちがって、国民の社会・経済生活を向上させ、教育・文化を振興し、福祉の増進をはかることを、その責務としてとくに要請されている現代国家においては、こうした傾向は、ある程度まで避けられないことであるといえましょう。国民も、その代表機関である国会も、行政過程にたいし不断の関心をもち、これをきびしく監視する努力を怠ってはならないのです。

(3)　裁判所——司法権の独立

これまでのべてきたように、日本の政治では、権力分立の原則にしたがって、立法権は国会に、行政権は内閣に、そして、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」(憲

法76条）ことになっています。民主政治のもっとも大事な目的である国民の自由と権利を保障するためには、司法権が国会や内閣の道具にされたり、その他の外部的勢力の不当な圧力に動かされたりすることなく、独立公正に行使されなければなりません。司法権の独立が不可欠なのです。

しかし、司法権の独立は、その必要性を憲法で宣言したからといってまもられるものではありません。それを保障するためには、いくつかの手だてを講ずる必要があります。

まず第一に、「裁判官の職務の独立」と「裁判官の身分保障」が大切な要件となります。このことについて、日本国憲法は、その76条3項において「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と規定して、裁判官の職務の独立、すなわち、裁判官が裁判を行なうにあたってはどんな権力にも左右されず、自分の良心と法にしたがって公平な裁判をなすべきことをさだめています。しかし、このようにさだめても、裁判官の地位が権力者の意のままに動かされるおそれがあれば、やはり同じことになるので、さらに、裁判官は、心身の故障のために職務をとることができなくなった場合を除いては、公の弾劾によらなければ、罷免されえない（78条）として、その地位を保障しているのです。

第二に、司法権の自主性を尊重する立場から、訴訟に関する手続き、弁護士の資格、裁判所の内部規則などについては、法務大臣の介入を許さず、最高裁判所に、みずからその規則をさだめることのできる「規則制定権」（77条）を与えています。

さらに、いっさいの法律、命令、規則または処分が、国の最高法規である憲法に適合するかしないかを決定する権限、いわゆる「違憲立法審査権」が裁判所に与えられ、最高裁判所がその終審裁判所とされました（81

条）。最高裁判所が「憲法の番人」といわれるのはこのためで、これによって、司法部の権威はきわめて高いものとなったのです。

第四の手だては、「裁判公開の原則」（82条）です。裁判が国民の注視できる公開の法廷で行なわれるということは、裁判の公正を保持し、人権を保障するための不可欠の要件の一つだといえましょう。

ところで、日本の裁判所は、図3-10に示してあるように、最高裁判所と裁判所法にさだめられている下級裁判所、すなわち高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所および簡易裁判所とにわかれています。

このうち最高裁判所は、全国でただ一つ東京に設置されている終審裁

図3-10　裁判所の組織の司法制度

出所：『現代社会資料集』第一学習社、1984年、158頁。

判所です。長官1名および判事14名、計15名の裁判官で構成されています。長官は内閣の指名にもとづいて天皇によって任命され、他の裁判官は内閣によって任命されます。しかし、司法部の最高責任者である裁判官の選任を無条件で内閣にまかせることは、司法権の独立をおかし、権力分立の原則にも反するおそれがあるので、最高裁判所の裁判官は、任命後はじめて行なわれる衆議院総選挙のさいに、これを国民投票による審査に付し、その後10年を経るごとにこれをくりかえすことにしています。裁判は、すべて合議制で、判事5人からなる三つの小法廷か、15人全員からなる大法廷で行なわれます。

高等裁判所は、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の行なった裁判に納得しない訴訟事件を取り扱うところで、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の8か所に設置されています。長官および相当数の判事からなりたち、裁判は原則として3人の判事による合議制で行なわれます。

地方裁判所は、原則的には第一審裁判所で、都府県に各1か所、北海道だけ4か所、全国で計50か所に設置されています。判事および判事補で構成され、一人制裁判を行ないますが、扱う事件によっては3人の裁判官による合議制もとられます。

家庭裁判所は、家庭に関する事件の審判や調停、少年保護事件の審判を一人制裁判で行ない、地方裁判所と同じところ、全国で50か所に設置されています。

簡易裁判所は、簡易裁判所判事で構成され、一人制裁判で、少額軽微な事件を迅速簡易に裁判するための第一審裁判所として設けられたもので、全国575か所に設置されています。

これら下級裁判所の裁判官の任命は、最高裁判所の指名した者の名簿に

したがって内閣が行なうことになっており、任期は10年で、再任をさまたげないことになっています。

以上のような裁判所の組織にしたがって、当事者がもし裁判の判決に不服な場合は、異なった階級の裁判所で、第三審まで裁判を受けることのできる「三審制」(第一審、控訴審、上告審)のしくみがつくられています。

こうして、日本の裁判所は、司法権の独立を保障され、公平と正義にもとづいて、しかも慎重に裁判が行なわれるように構成されています。国民は、法の公正な適用を求めて、こうした裁判を受ける権利をもっているのです。けれども、この権利を実際に享受するためには、大きな困難がともないます。それは、裁判には金と時間がかかるということです。裁判は法廷でのたたかいですが、そのたたかいを有利にするためには、いい弁護士をたのむことなどをはじめとして、いろいろと費用がかさみ、沢山の金がかかるのです。裁判を受ける権利は認められていても、金がなければなかなかこれを享受しにくいのです。また、裁判官の数にはかぎりがあり、訴訟件数は年々増えつづけている状況の中で、三審制のもとで、公平を旨とし慎重に審理を重ねるということですから、裁判には多大の時間を要します。「金と時間」をいかに軽減するかが、これから解決さるべき現実的課題でしょう。

2．地方自治

これまで、主として、中央政府をめぐる政治のしくみについてみてきました。ここで、国民にとってはより身近かな地方自治ついて、かんたんに説明しておきたいと思います。

現在、日本には、47の都道府県、651の市、1,993の町、611の村、総計3,225の地方公共団体があります。1946年に公布された憲法およびそれ

と同時に制定された地方自治法によって、これらの地方公共団体に、きわめて、広範な自治権が与えられました。

新しい体制のもとで、このように地方自治が強化されるようになったのは、当時としては、二つの考え方によったものと思われます。一つは、地方自治の政治的意義についてのジェームス・ブライスのあの有名な言葉「地方政治は民主主義の最小の学校、その成功の最良の保証人」であるという考え方です。地方自治をつうじて国民は政治的訓練をつみ、やがて民主政治のにない手として政治的成熟にたっするであろうと期待されたのです。他の一つは、現代のように、外延を拡大し、構造を複雑化した高度産業社会の民主政治は、地方自治という「草の根民主主義」のつみ重ねのうえにはじめてなりたちうるもので、その意味では、地方自治こそ民主政治の土台であるという考え方です。そして、こうした考え方にもとづいて、地方自治の育成、強化が企図されたものと思われます。

ところで、ほんとうに民主的な地方自治が行なわれるためには、地方自治の制度は、住民自治と団体自治という二つの考え方をその基本理念としていなければなりません。住民自治というのは、住民みずからの参加のもとに、みずからの意志と責任で政治・行政を行なうという考え方です。団体自治というのは、国家の内部に、国家とはべつの法的人格をもった地方公共団体があることを認め、これにたいする国家の干渉をできるだけなくして、地域の政治をこれに自主的に行なわせようという考え方です。日本の地方自治のしくみも、原則的にはこの考え方に立って、地域の仕事はその地域の住民自身に行なわせ、行政上の事務や権限もできるだけ地方公共団体に分権化する方針をとったのです。こうしてつくられた制度の大要は、図3-11に示してあるとおりです。

現行の制度になって、中央政府の地方公共団体にたいする集権的拘束

図3-11　地方自治体の機構

出所：『現代社会資料集』第一学習社、1984年、130頁。

は、旧体制にくらべ、大幅に排除されました。中央政府による権力的監督は原則として行なわれず、ただ中央政府が地方公共団体の執行機関に国の事務を委任した場合にのみ、一般的監督権が行使されることになったのです。また、地方公共団体は条例にしたがって仕事をするのですが、その条例の制定権も大幅に強化されました。こうして、団体自治が拡充されたのです。

住民自治についても、まず、立法部である都道府県議会の議員、市町村議会の議員は、住民有権者（20歳以上の成年男女）の直接公選によって選ばれることになりました。さらに、執行部の首長である都道府県の知事、市町村の市長、町長、村長も同じく直接公選されることになりました。

立法部と執行部の相互関係では、アメリカ型の大統領制をとり、首長

は有権者から直接選挙されることによって議会からの独立性を強めるとともに、議会の首長にたいする不信任決議にたいしては、首長は議会の解散権をもって応じうるというように、牽制と均衡の関係も保たれています。

さて、日本の地方自治の制度にみられるもっともいちじるしい特徴は、地方公共団体の住民に、条例の制定と改廃、事務の監査、議会の解散、議員・首長の解職などを請求することのできる「直接請求権」が認められたことです。代表者をつうじて行動する間接民主制のなかに、大幅に直接民主制的要素をとりいれたのです。

直接請求権について、いま少し詳しくその概要をのべればつぎのとおりです。

①条例の制定・改廃の請求とその処置（地方自治法、74条）　有権者総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から首長にたいし条例の制定または改廃の請求をすることができる。首長は、直ちに請求の要旨を公表し、受理した日から20日以内に議会に付議し、議会での議決の結果を代表者に通知するとともにこれを公表しなければならない。

②監査の請求（75条）　有権者総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、監査委員にたいしその公共団体の事務などの監査を請求することができる。監査委員は、直ちに請求の要旨を公表し、監査を行なわなければならない。その結果は、代表者に通知し、これを一般に公表するとともに、議会、長ならびに関係ある機関に報告しなければならない。

③議会の解散請求とその処置（76条―79条）　有権者総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、選挙管理委員会に議会の解散を請求することができる。選挙管理委員会は直ちに請求の要旨を公表し、これを選挙人の投票に付さねばならない。過半数の同意があったときに

は、議会を解散する。

④議員・長の解職の請求とその処置（80条—84条）　有権者総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から選挙管理委員会にたいし、議会の議員、首長の解職を請求することができる。選挙管理委員会は直ちにその要旨を関係区域内に公表し、住民投票に付さねばならない。過半数が解職に賛成のときは、その議員または首長は解職される。

⑤役員の解職の請求とその処置（86条—88条）　有権者総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から地方公共団体の長にたいし、副知事もしくは助役、出納長もしくは収入役、選挙管理委員もしくは監査委員または公安委員会の委員の解職を請求することができる。首長は直ちに請求の要旨を公表し、議会に付議しなければならない。この場合、議会の議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意があったときは、その職を失う。

大要以上のように規定されています。

こうして、詳細な直接請求権の規定が定められましたが、ちなみに、地方自治法の施行から、1978年3月末までに行使された請求権の行使件数をみますと、全国で約2,300件になります。その内容の詳細は図3-12にしめしているとおりです。

以上のように、日本の地方自治は、団体自治と住民自治の理念のもとに、制度の面では、十分に整備されたということができます。けれども、実質的な運用の面では、いまだ、さまざまな問題をのこしているのです。

この数十年来の日本は、急速な経済成長と産業・社会構造の激しい変化によって、全国的スケールでその相互依存性を高めてきました。したがって、一地域の個別的問題として提起されても、それを解決するためには、国の介在によって、全国的規模での調整にまたなければならないという状

図3-12　直接請求の行なわれた件数

出所：『現代社会資料集』第一学習社、1984年、131頁。

況がみられます。この意味で、中央政府による全国的、広域的統制、調整の機能がとりわけ必要となってきています。こうした新しい集権の必要性とこれまでみてきた民主的分権の要請とをどう調和させてゆくかは、たいへんむつかしい問題であります。

日本では、地方自治の脆弱性を意味する用語として、「三割自治」という言葉がよく使われます。三割というのは、一つには、地方公共団体の歳入総額に占める自主財源としての地方税の比率が3割前後でしかないこと、もう一つは、地方公共団体で行なっている仕事のうちで、国から機関委任された仕事が多くを占め、地方公共団体がほんらいやるべき仕事の量が、3割というほどではないとしても、それほど多くはないということをいっているようです。いずれにせよ、この「三割自治」という言葉は、

現在の地方公共団体の行なっている自治の中味はいまだかならずしも十分ではないということを比喩的に表現しているものです。

さいきんは、「地方の時代」ということがいわれ、中央政府と地方公共団体との間の事務と財源の再配分の必要性が主張されるようになりました。これを実現して、地方自治をさらに活性化させることが、民主政治の発達のために是非とも必要なことであります。はじめに指摘したように、民主政治は、健全な地方自治を土台としているものです。日本国民は、日常生活にもっとも深いかかわりをもっている地方自治に強い関心をもちつづけるべきでありましょう。

第3節　日本政治の現状と課題

1．選　挙

民主政治とは、「国民主権のもとに、何が国民のためであるかを、国民みずからの参加によってきめてゆく政治のやり方」のことです。国民の政治への参加の仕方にはさまざまな方式がありますが、その中でいちばん重要なものが選挙です。選挙によって国民はみずからの代表者をえらび、その代表者をつうじて、政策の決定と執行にかかわるのです。日本国憲法も、その前文で、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」するとのべており、代表者＝議員の選挙が民主政治の欠くことのできない前提となっています。

こうしたことから、日本国憲法は、新しい体制のもとで、かずかずの選挙の機会を国民に保障しました。国会議員である①衆議院議員と②参議院議員の選挙、地方公共団体の長である③都道府県の知事の選挙および④市町村の長の選挙、地方議会の議員である⑤都道府県議会の選挙ならび

に⑥市町村議会の議員の選挙。これら中央、地方にわたる六つの種類の選挙の権利が、20歳以上のすべての男女に与えられたのです。このほか、最高裁判所の裁判官にたいする国民審査、憲法改正のための最終手続きとしての国民投票、地方公共団体における直接請求なども選挙と同じ意味あいのものといえましょう。

さて、こうした選挙が、国民の政治参加のしくみとして有効にその役割をはたすためには、少なくとも二つの条件が必要であると思われます。第一は、国民＝選挙民が、政治にたいして十分な関心と理解力をもち、自主的にものごとを判断し、その判断にもとづいて積極的、能動的に選挙に参加するということです。第二の条件は、選挙の制度が適正にしくまれており、選挙が公正に行なわれるということです。これら二つの条件の観点から、日本の選挙について、その現状と若干の課題についてのべておきたいと思います。

現在の日本は、教育が普及し、経済生活は向上し、余暇も増大しました。それとともに、新聞、ラジオ、テレビ、雑誌などマス・メディアもいちじるしく発達し、国内外の情報が多量に提供されています。こうした状況のなかで、国民は、とうぜん、政治にたいする知識や理解力を増し、ときとともに選挙の経験もつみかさね、政治的にも熟してきました。けれども、投票行動の実際を総体として分析してみますと、必ずしも十分なものとはいえません。民主主義の先進諸国にくらべると、いまだ棄権率が相対的に高いのです。図3-13および14は、ここ30年ぐらいの間の衆議院議員と参議院議員選挙の投票率と棄権率の推移を図表化したものです。これによると、衆議院議員選挙のばあいは、30パーセント前後、参議院選挙では、35パーセントから40パーセント前後の棄権率をしめしています。棄権するということは、みずから政治にたいする権利を放棄することを意

図3-13　衆議院選挙における投票率・棄権率の変遷

出所：『1984年版日本統計年鑑』

図3-14　参議院選挙における投票率・棄権率の変遷

出所：『1984年版日本統計年鑑』

味します。棄権した人たちは政治的関心のないもの、ないしは低いものとみてもよいでしょう。日本国民は、より以上に政治への関心を高め、積極的に政治へ参加する努力を怠ってはなりません。

図3-15は、さきにあげた異なったレベルの六つの選挙の重要性を、国民がどのように認識しているかをしらべたものです。この調査によると、国民が自分にとって大切だと思っている選挙の順位は、一位、市町村議会議員の選挙、二位、衆議院議員選挙、三位、市町村長選挙、四位、都道府県知事選挙、五位、都道府県議会議員選挙、六位、参議院議員選挙となっています。この順位は、他の多くの調査結果とほぼ一致していますし、実際の選挙における投票率の高さの順位ともほぼ符号しているのです。つまり、国民の相当数には、自分の身近かな生活空間から遠ざかり、日常的利害関心や対人的接触度が薄れてゆくにつれて、選挙においてもその関心を薄めてゆくという傾向があるのです。

つぎに、第二の条件について。日本の選挙制度は、普通・平等・直接・秘密（自由）という選挙についての自明の公理にもとづいて制度化され、選挙管理委員会の事務管理のもとに運営されています。最近では、次第に、選挙公営制度も強化されるようになりました。けれども、適正かつ公正な選挙のためには、いまだ、いろいろな問題をかかえています。なかでも、日本の選挙にとってもっとも大きな問題は、集票のための買収や供応などという腐敗行為がいまでも農村部などにみられるということです。議会政治の母国であるイギリスでも19世紀から20世紀の初めにかけては、夥しい数の腐敗選挙があり、むしろそれが一つの政治慣習とさえなっていたそうです。しかし、その後、政治家の自粛と選挙民の自覚によって、第二次世界大戦以後は、買収などという選挙の違反行為は根絶したといわれています。日本でも、選挙運動が公正に行なわれるように、「公職選挙

図3-15　異なったレベルの選挙の重要性の認識

資料：内閣官房広報室　『全国世論調査』1982年12月。
出所：『1983年版世論調査年鑑』

法」や「政治資金規制法」によって、前事運動や戸別訪問を禁止したり、文章・ポスターの頒布を制限したり、法定選挙費用をさだめて選挙運動費の過度な使用を禁じたりしていますが、いまだ十分な効果をあげていないようです。腐敗行為をなくすためには選挙民の自覚こそが何にもまして大切な要件といえましょう。

2．政　　党

政党はどこの国の議会にもあります。議会に政党はつきものです。なぜなら、議会では、さまざまな考えの人たちが、討論のすえ、多数決の原則にしたがって、最終的には、一つの意志に統合されます。そして、その意志にもとづいて政治が行なわれます。ですから、同じような考えや政策をもつ人たちは、できるだけ多数を形成しようとしてグループを作るはずです。議会の中に、少なくとも、賛成・反対、多数・少数という複数の政治グループができるのは、自然のなり行きでしょう。これらの政治的グループは、その政策を実現するために、グループの結束を強化し、有権者・大衆に働きかけてその支持をひろめ、支持者を組織化して政治勢力を恒常的に維持・発展させようとするでしょう。こうして、政党の存在が必然化されます。政党のない議会はありません。議会政治は必然的に政党政治となります。

議会内に成立する政党の数は、国によって異なりますが、社会主義国の一党独裁・民主集中制をべつにすれば、大きく、二党制と多党制の二つにわけられます。二党制はイギリスに典型的にみられるもので、一党単独で議席の過半数を占める大政党がおり、これにたいして、いつでもそれにとって代われるだけの潜在的な力をもった有力な野党が存在しているような政党制をいいます。この場合には、内閣は単独政党内閣となります。多党制はフランス、イタリアをはじめ多くのヨーロッパ諸国に伝統的にみられるもので、一党単独で過半数の議席を占めるような大政党は存在せず、多数の小党が分立しているような政党制のことをいいます。この場合、内閣は、複数の政党が妥協し、政策を協定したうえで、連合して政権を担当する連立政党内閣となります。

現在、日本には、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党、新自由クラブ、社会民主連合という七つの政党が存在していますから、

多党制ということになります。けれども、日本の場合は、1955年の自由民主党の結党いらい今日まで、同党が単独で議会の過半数を占め、単独政党内閣をつづけており、これにとって代わりうる力量をもった野党勢力がいまだ存在しない状態ですから、きわめて変則的な多党制なのです。いわば、二党制と多党制の混合したもの、「一党優位の多党制」ということができます。

それでは、ここで、日本の七つの政党のそれぞれについて、その輪郭などあらましを紹介しておきます。

①自由民主党　1955年に自由党と日本民主党という二つの保守政党が合同して結成された政党で、結党いらい30年にわたって、長期単独政権を継続して今日にいたっています。既存の社会秩序にたいして現状維持的、保守的な立場で、基本的には、資本主義経済を基調とした自由主義社会を維持・発展させることを綱領としています。国際的には、アメリカとの協調を基軸とし、西側陣営の一員として平和外交を行なうことを旨としています。企業経営者や上層の社会階層、旧中間層的階層の人たちにささえられるとともに、選挙にさいしては、図3-16にみられるように、都市部よりも、非都市部・農村部に主要な支持基盤をもっています。週刊の機関紙「自由新報」の発行部数は約60万部、1984年8月31日現在で、党員数、約190万といわれています。国会勢力は、衆議院は、定数511人のうち、256人、現在連立している新自由クラブ8名を加えると264人、参議院は、定数252人のうち、137人で、いずれも過半数を制しています。

②日本社会党　1945年4月に、旧無産政党各派を統合して結成された社会主義政党です。1947年4月の総選挙では比較第一党となり、連立政権において主導的役割を演じましたが、その後は、今日まで、たえず野党第一党ではありましたが、党勢は一進一退をつづけ、全体としては、長期低落

図3-16　都市部と農村部の党派別得票率(1980年衆院選)

出所：『日本の国力国際比較大事典』講談社、1984年、262頁。

の傾向にあります。その基本的立場は、議会政治を容認し、議会をつうじて、国民的支持のもとに、民主的、平和的に社会主義を実現しようということです。官公労組、大企業労組を主要メンバーとする日本労働組合総評議会（総評）（傘下組合員数約451万人）をそのもっとも有力な支持基盤としていますが、最近では、総評傘下の組織労働者の支持離れもみられ、図3-16にみられるように、むしろ都市部よりも農村部の支持により多

く依存する傾向にあります。週2回刊行される機関紙「社会新報」の発行部数は約50万部といわれています。党員は、1984年11月30日現在で、6万2,111人、国会勢力は、衆議院、111名、参議院、43人です。

③公明党　宗教団体「創価学会」を母胎とした政治結社として、1964年11月に結成された政党です。人間性を尊重する中道政治の確立をめざす国民政党であるとその立場を表明しています。結党いらい若干の曲折はありましたが、支持団体である創価学会を手足として、着実に党勢を拡大して今日にいたっています。とくに、都市における零細な商工業者、未組織労働者など低所得者層のあいだに急速に支持をひろげてきました。図3-16を参照してください。日刊の機関紙「公明新聞」の発行部数は、80万部にもたっしているといわれます。1984年11月現在の党員数、約18万、国会勢力は、衆議院、59人、参議院、27人です。

④民社党　1960年1月に、社会党の右派グループの国会議員40人が、社会党を離党して結成した政党で、結党のあと、一時党勢は衰退しましたが、さいきんは支持をひろげつつあります。民主社会主義を旗印に、階級政党であることを否定し、国民政党であることを唱えており、漸進的な社会主義によって、福祉国家を建設することを基本綱領としています。さいきんは政策の面でますます現実性を強めているようにみえます。おもに、全日本労働組合総同盟（同盟）（傘下組合員総数、220万人）に支えられており、図3-16にみられるとおり農村部より都市部に支持基盤をもっています。機関紙「週刊民社」の発行部数は約15万部、1984年10月現在で、党員、7万6,170人、国会勢力は、衆議院、32人、参議院、13人です。

⑤日本共産党　この党は、1922年に非合法の革命政党として創設されましたが、たびかさなる弾圧と検挙によって事実上壊滅の状態となりました。第二次大戦後、1945年12月、合法化された政党としてあらたに発

足したものです。その後は、もっとも近代的な組織的大衆政党として、漸進的に党勢を拡大して今日にいたっています。綱領では、国家権力そのものが不必要となる共産主義社会を究極の理想社会として展望していますが、それにいたる過程としての社会主義社会への道については、議会をつうじる平和革命を目指すという立場をとっています。その行動綱領においても、きわめて柔軟な現実路線をとり、他国の共産党との関係においても「自主独立」の方針を表明しています。機関紙「赤旗」の発行部数は、300万部とも称されています。党員数は、約48万人、国会勢力は、衆議院、27人、参議院、14人となっています。

⑥新自由クラブ　1971年、自由民主党を脱党した6人の議員で結成された政党で、同じ保守政党でも自由民主党とは一線を画し、国民に開かれた新しい保守主義、新しい自由主義を標榜しています。結党直後の総選挙では期待どおりの躍進をとげましたが、その後、衰退し、いまでも停滞ぎみです。都市の中間層を吸収しようとしていますが、いまだ十分な効果はあげていないようです。党員数、1万5,000人、国会勢力、衆議院、8人、参議院、1人。

⑦社会民主連合　社会党を離党した議員が中心となって、1978年3月に結成された政党です。その綱領に「新しい自由な社会主義社会を目指し」「この社会を、自由と民主主義にのっとり漸進的改革を積み重ねて実現する」といっています。既成政党にあきたらない市民層の結集をめざしましたが、予期した成果をあげていません。党員数、4,000人、国会勢力、衆議院、3人、参議院、1人。

以上で、七つの政党の現状のあらましをみてきましたが、現在の日本の政党制についてもっとも注目に値することは、国会の議席数における与野党伯仲ないしは与野党逆転の可能性がみえてきたということです。図

図3-17　総選挙における党派別得票率の変遷

出所：居安正『自民党―この不思議な政党』1984年、139頁。

3-17は1955年の保守合同以来の衆議院議員選挙における党派別の得票率の推移をグラフによってしめしたものです。これによると、自由民主党は、1955年の総選挙では、得票率、63.2パーセント、獲得議席数、297であったものが、以来、長期にわたって、徐々に低落をつづけ、1983年12月の総選挙では、得票率、45.8パーセント、議席数、250にまで落ちこみました。社会党もまた、当初の30.2パーセント、議席数156、32.9パーセント、議席数166から次第に低落して、前回総選挙では、19.5パーセント、議席数111にまで減少したのです。これにたいして、他の諸政党は、民社党、新自由クラブはほぼ横ばいですが、公明党は、5.4パーセントから10.1パーセントに、共産党は、2.0パーセントから10.1パーセントに躍進しています。

こうした趨勢に対応して、いま日本の政界では、連合政権論議が盛んとなり、新しい事態への対策が模索されています。連合の組み合わせや形態は、各党の思惑もからんで、「保・保連合」「保守・中道連合」「社・公・民連合」「全野党連合」「民主連合政府」構想など、さまざまです。

もし、今後、都市化の進展による国民意識の変容や利害や関心の多様化などに応じて、多党化がいま以上にすすめば、とうぜん、連合政権が成立し、ヨーロッパ大陸型の多党制となるでしょう。けれども、他面、さいきんの世論調査では、国民の多くが、生活の向上と安定に満足感をおぼえ、中産階級意識を強め、保守的心情に傾いていることを示しています。自由民主党が、こうした保守回帰の底流をとらえ、これを統合しうるならば、ふたたび安定多数を獲得して、一党優位の体制を継続するという可能性もあります。日本の政党制の将来は、なかなかに予断を許さないといえましょう。

3．公務員制度――官僚制

かつて、19世紀、自由放任主義の時代には、「政治は必要な害悪であって、もっとも少なく政治することが、最良の政治」であり、「最小の行政が、最良の行政である」といわれました。その当時は、実際にも、政府の仕事は、主として、治安、国防、財務、外交といった基本的な職能に限定され、社会、経済、文化などの国民生活の諸領域は、できるだけ、個々人の自由な行動にゆだねるべきだと考えられていました。ところが、やがて資本主義が高度に発達し、社会や経済のしくみが巨大になり、複雑になってきますと、個人の力だけでは解決しえない問題が山積してきました。さまざまな社会的、経済的矛盾を克服して、国民生活を安定させるためには、これまで個人の自由にまかせられていた領域に、政府が積極的に介入せざるをえなくなってきたのです。むしろ、社会、経済、文化の諸領域への政府の積極的介入が国民によって求められたというべきでしょう。

今日の政府は、犯罪者を取り締まり、係争を裁き、治安を維持し、国防の任に当たるなどの基本的な職能だけでなく、むしろより積極的に、社会生活の諸条件を設営し、産業を振興し、経済を発展させ、教育、文化を高め、社会保障の充実をはかるなど、国民生活の維持、発展のための諸施策の遂行をこそ主要な任務とするようになってきました。われわれは、生まれてから死にいたるまで政府と関係することなしには生活することはできないのです。かつては、もっとも少なく政治する政府が最良とされましたが、いまでは、「もっとも多く供給する政府が最善」となりました。政府の行政機能が積極的に拡大し、国民の生活にたいして果たす役割がきわめて重要になったのです。

そして、このことは、第一、政府・行政省庁の増設、第二、公務員の数の増加、第三、歳出予算の膨張という三つの結果をもたらしたのです。

第一の結果については、すでに、第2節でのべたとおりです。第三については、1984年の日本の歳出予算額を示すだけにとどめます。1984年一般会計予算の規模は、50兆6,272億円です。「第二の予算」といわれる1984年の財政投融資規模は、21兆1,066億円となりました。国の借金ともいうべき国債の発行残高は、1983年の6月、ついに100兆円を突破したのです。

さて、ここでは、第二の結果、公務員の数の増加のことについて、多少くわしくふれることにしたいと思います。

政府の行政機能が拡大し、仕事の量が増加すれば、その仕事を行なう組織である行政省庁が増設され、仕事のための費用を計上する予算は膨張し、具体的に仕事を行なう人・公務員が増加するのは、自然のなりゆきです。図3-18は、現在の日本の公務員の数を表示したものですが、これによると、国家公務員、199万3,000人、地方公務員、278万6,000人となっています。これは、常勤の労務者や非常勤または臨時任用の職員を除いた数で、日本の就業人口の1割弱にあたっています。1881年（明治14年）の日本の役人の数が6万8,000人であったことを考えると、今昔の感にたえません。けれども、こうした公務員の増加は、ひとり日本だけの現象ではありません。社会保障のすすんだイギリスでは、人口あたりの公務員の数は、日本の約2.4倍、アメリカの場合でも、日本の1.6倍といわれています。こうした増加の傾向は、福祉政策の要請されている現代国家に共通の現象になっています。公務員の増加は、公共事業や社会保障に要する費用の膨張と相俟って、とうぜんに財政を圧迫し、国民に高い負担を強いることになりますから、どこの国でも、財政の緊縮のためにも、その数を削減するか、ないしは、その増加をおさえる工夫をしています。そして、いまの日本の内政上のもっとも重要な課題もこの点にあるのです。

図3-18　日本の公務員の数

1981年度予算定員　国家公務員 199万3,000人
地方公務員 278万6,000人

国家公務員	一般官庁	防衛庁	郵便事業・教職員など	国鉄・電電公社など
	283	299	619	792

地方公務員				
都道府県	一般職員	教育関係	警察	消防
	336	1,015	240	18
市町村	一般職員	教育関係	消防	
	817	257	103	

注：1980年4月1日現在、単位：1000人。
出所：『日本の国力国際比較大事典』講談社、1984年、265頁。

日本では、すでに10年も前から、高度成長から低成長へ転換したことによって、税収の伸びが鈍化し、財政収支は急激に悪化しています。しかし、他面において、膨大な行政需要をかかえていますから、慢性的な財政赤字をつづけています。こうした赤字財政を克服して財政を再建することが、いまの政府に課せられたもっとも大きな課題の一つとなっています。こうした状況のもとで、政府は、いわゆる「行政改革」の名のもとに、これまでに肥大化してきた行政機構を簡素化、合理化し、政府の財政負担をできるだけ軽減することによって、これに対処しようとしているのです。

そのために、1981年3月、第二次臨時行政調査会（臨調）を発足させて、行政制度、行政運営の改善についての答申を求めました。最終答申は、1983年に提出されましたが、この答申にもとづいて、政府は、当面、つぎのような方針で、行政改革をすすめようとしています。

①行政各省庁、部局の機構を大規模に再編、整理、統廃合して、合理化、能率化をはかること。②全省庁の「課」(1,542課)について、再編、削減をはかること。③国の出先機関(499か所)の廃止、整理、統合、簡素化をすすめること。④国家公務員の定員の削減を行なうこと。⑤3公社――日本専売公社、日本電信電話公社、日本国有鉄道――を民営化し、民間活力を導入することによって、合理化、能率化をはかり、サービスを向上させること。⑥とくに、国鉄の分割、民営化をすすめること。⑦特殊法人もできるかぎり民営化すること。⑧地方公共団体の行財政改革を推進すること。⑨その他。

こうした機構改革の要請にたいしては、とうぜん、官庁側の抵抗もあるでしょうし、人員整理や配置転換にたいしては、労働組合の反対も予想されます。こうした改革が、かえって行政サービスの実質的低下をまねくという批判もでるでしょう。したがって、この改革が実をむすぶためには、上からの強い政治的リーダーシップと行政改革を要望する下からの広範な国民世論の支持がなければならないでしょう。

ところで、民主主義の政治過程においては、公務員は、国会でつくられた法律を、内閣の指導のもとに、ひたすら忠実に執行する公僕(国民に奉仕するサーバント)としての役割を期待されています。旧い体制の日本では、公務員(官吏)は、「天皇の官吏」として、天皇によって任命され、天皇に責任を負い、国民よりはいちだんと高い地位のものと考えられていました。国民の多くは、官吏のことを、お上のえらい人と思い、官尊民卑の意識でこれにたいしていたのです。新しい体制になってはじめて、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」(憲法15条・2項)ということになり、国民にたいして責任を負う、国民全体に奉仕する公僕となったのです。そして、公務員にたいするこうした考え方は、

民主主義のとうぜんの理念として、多くの国民に納得されているように思われます。

ところが、現代の国家では、これまでたびたびのべてきたように、公務員の行なう行政は、膨大なものになり、専門的なものになり、また、たいへん重要なものになってきました。そして、こうした行政を担う公務員の役割や力もまた大きくなってきたのです。とくに、各行政省庁で指導的地位にある上級の公務員は、みずからがリードする行政過程にたいしてはもとよりのこと、その専門的知識と技能によって、内閣や国会にたいしてさえも、実質的には、強い影響力をもつようになってきています。このように、本来は、国会のつくった法律や政策を、内閣の指導のもとに忠実に執行すべき公務員が、実際には、大きな政治的な力をもつようになっている状態を「官僚制」といいますが、いまでは、官僚制は、ある意味では、必然的なものとなっています。官僚の存在なくしては、現代国家の政治・行政は行ないえないでしょう。

こうして、現代国家において、官僚制が必然であるとすれば、それであるからこそ、そこに逸脱や行き過ぎのないように、国会は行政過程を不断に監視し、内閣はその指導をいちだんと強め、国民はこれに注意深い関心を払わなければならないのです。

4．圧力団体

現代は、「集団化の時代」であるといわれます。現代人は、社会、経済、文化の諸領域において、分化し、対立するさまざまな利益や関心に応じて、それぞれ集団を形成し、集団主義的行動に依存しながら、社会的に発言し、行動するという傾向をもっています。外延を拡大し、構造を複雑化したこの巨大社会においては、個々の個人では無力なのです。現代社会は、

こうして、「多集団社会」としてこれを特徴づけることができます。

現代は、また、「政治化の時代」であるといわれます。国民生活のあらゆる領域が政治とかかわらざるをえないのが、現代社会の特徴です。ですから、これらの社会集団は、その利益を維持し、発展させるためには、多くの場合、政治とのかかわりを必要とするでしょう。こうして、社会集団が、その集団の個別的利益を促進するために、または、不利益なことを阻止するために議会や政党や政府などに働きかけるとき、この社会集団を圧力団体といいます。そして、こうした圧力団体の影響のもとに、国の政策が決められるような場合、そうした政治のあり方を圧力政治というのです。この意味で、現代を「圧力政治の世紀」ということもできるでしょう。

ところで、圧力団体がもっとも早くから台頭し、圧力政治が展開されるようになったのはアメリカにおいてです。アメリカでは、すでに19世紀末いらい、圧力団体の活動がみられ、現在では、全国的規模のものだけでも、約1万5,000団体あるといわれています。おもな団体は、ふつう、首都ワシントンや州政府の所在地に事務所をかまえ、ロビストといわれる圧力工作のプロを常駐させ、日常不断に議会工作などに専念させています。こうした方法で、圧力団体は、アメリカの政策決定過程にきわめて大きな影響力を行使しているのです。アメリカでは、人によっては、民主、共和の両党を政策の作成という点からは、形式的政党といい、圧力団体を「真実の政党」あるいは、議会の「第三院」とすらよんでいます。圧力団体を無視してはアメリカの政策決定過程の実体はつかめないのです。けれども、現在では、圧力団体の活動と機能の重要性はアメリカに特有の現象ではなくなりました。いまでは、イギリス、フランス、西ドイツなど多くの国々で、圧力団体の活動が顕著になっているのです。日本もこの

例外ではありません。

現在の日本で、マス・コミにもその名前が登場し、実際にも影響力を行使してきた若干の圧力団体の名前を、つぎに列記しておきましょう。

企業・経営者の団体——日本経営者団体連盟（日経連）、経済団体連合会（経団連）、経済同友会（同友会）、日本商工会議所（日商）、日本中小企業団体連盟（中団連）

労働団体——日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）

農林水産団体——全国農業協同組合中央会（農協）、全国農業組合連合会（全農）、全国漁業協同組合連合会、全国たばこ耕作組合中央会、

地方団体——全国知事会、全国市長会、全国町村長会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会

職能団体・その他——日本医師会、日本薬剤師会、日本弁護士会、主婦連合会（主婦連）、地域婦人団体連合会（地婦連）、日本遺族会、軍人恩給連盟全国連合会

このほかにも、かぞえきれない数の団体がありますが、これら圧力団体は、その団体の個別的、特殊的利益を実現するために、政党とのつながりをもとめ、官僚に働きかけ、とくに選挙にさいしては、政治資金を提供し、組織をあげて候補者を応援するなど、さまざまな工夫によって、政治的決定に影響をおよぼそうとするのです。

しかし、こうした場合でも、圧力団体というのは、国民に開かれた一般的利益ではなくて、その集団の個別的、特殊的利益をもとめるものですから、その利益をみたしてくれるものであれば、どの政党、どの政権ともむすびつくという組織上の性格をもっています。いわば、政治的には、無党派の立場にたつという習性があるのです。とくに、圧力団体の国といわれるアメリカにおいては、伝統的にそうした傾向がみられます。けれども、

日本の場合は、自由民主党が長期にわたって政権を独占し、政権交代の可能性がまったくなかったことのために、ほとんどの圧力団体は、その利益の実現のために、持続的に、政権党である自由民主党と結びつくことになり、やがては、これに系列化されるということになっています。これに反して、一部の革新系の団体は、長期政権に対応して、反体制的立場を維持し、反体制的圧力団体として野党に系列化されるという結果になっているのです。こうした政党への系列化という状況は、日本の政党制の構造からくる特有の現象といえましょう。

現代の日本の政治過程において、いまや、圧力団体は、政党、官僚とならんで、きわめて大きな政治的影響力をもっています。こうした圧力団体の働きは、政党によっては十分に代表されえなかった個別的、特殊的な利益を政策決定過程に反映させるという点で、政党の代表機能の狭さを補うという大きな利点をもっていますし、また、圧力団体をつうじて、特殊の専門的、技術的知識や、一般にはいまだ知られていない主張などを、政策の決定過程に導入しうるという利点をもっているのです。

けれども、圧力という言葉の不快なイメージとともに圧力団体がひろく批判の対象とされるのは、圧力活動というものが、国民の眼のとどかないところで、政党の幹部や官僚との裏面のとりひきによって行なわれ、しかも、それが大きな効果をもっているということ、また、陰でとりひきが行なわれることによって、それが政治的腐敗の温床になるという点にあります。圧力団体の非公開性ということについては、つとに、アメリカでも強い批判があり、これを是正するために、「連邦ロビング規制法」という法律をつくって、活動の公開性を保とうとしましたが、十分な効果はあがっていないようです。圧力団体の活動にたいする国民の自覚のある不断の監視がもっとも必要のことのように思われます。

5．マス・メディアと世論

民主政治は、「世論による政治」ともいわれます。世論というのは、「公共の問題について、国民の多数が共通にいだく意見」のことです。民主政治では、政治の主人公は国民ですから、国民多数の意見にしたがって、政治が行なわれるのは、当然のことです。国民によって選ばれた代表者は、国民のなかに存在する世論の動向にたえず目をむけ、世論のしめすところを洞察して、それを尊重する政治を行なわなければなりません。そうした意味で、民主政治は、「世論による政治」なのです。

「世論による政治」が正しく行なわれるためには、まず、世論が自由かつ公正に形成されるということが必要です。自由かつ公正な世論が形成されるためには、その前提として、欠くことのできないいくつかの条件があります。まず第一に、国民の一人一人が事実を正確に知るということです。第二には、正確な事実にもとづき、熟慮のうえで自主的に判断をして自分の意見をきめるということです。付和雷同したり、人から操作されたりしてはいけません。第三には、意見の自由な発表や討論の機会をより多くもつことです。つまり、事実を正確に知り、自主的に判断をし、自由な意見の交換のうえで、意見をきめることが大切です。

ところで、現代社会では、人々の利益や関心は多様に分化していますが、同時に、網の目のような複雑な相互依存の関係におかれてもいます。そして、その相互依存の関係は、いまでは、ナショナルな範域をこえて、グローバルな規模にまでおよんでいます。今日ニューヨークでおこったできごとが、ただちに明日のわれわれの生活とかかわり合うのも、けっして珍しいことではありません。したがって、こうした社会に住む人々が、政治のにない手として、世論を形成する主体として、知る必要のある事実は、世界大の規模にまでおよんでいるといってよいでしょう。けれども、こうし

た国家大、世界大にまたがる情報は、国民一人一人の日常的、直接的な体験によって知るということはできません。そこで、いまでは、マス・メディア（大衆伝達の媒体）が、無数の事実の中から必要だと思うものを選択し、それをわれわれに報道し、その報道された事実にわれわれが反応するという構造になっています。現代人は、マス・メディアを経由する間接体験によって、世界大にまで拡大した環境に対応しているのです。

図3-19は、日本の国民が「世の中のできごとや動きを何によって知るか」という国民の情報源についての調査結果をしめしたものです。これによると、国民の情報源は、テレビ、新聞、ついでラジオ、雑誌という順になっています。1984年版「日本の統計」（総務庁統計局）によれば、NHKとのテレビ受信契約数は、3,040万3,000件で、その普及率は、81.2パーセントにおよんでいます。また、新聞の流通状況は、1983年度で、朝刊と夕刊をセットにして1部とかぞえた場合、1部当たりの人口は、2.52人となり、1世帯当たり平均1.26部の新聞を購読していることになっています。ついで、世界のおもな新聞とその発行部数をあげておきますと、それは、図3-19のとおりです。

こうして、日本の国民は、テレビ、新聞などのマス・メディアをつうじて、拡大した社会環境に適応しているのです。

ところで、今日のように、報道源がひろまり、複雑化してくると、情報の送り手としてのマス・メディアは、それに対応して巨大化せざるをえません。巨大なメディアが、多数の報道員を配置し、国家大、国際大の規模で取材網をはりめぐらし、無数の事実の中から、報道すべき事実を、取捨選択し、整理し、解釈して、情報の受け手である国民に提供します。国民の側は、提供された事実が実際にあったことなのか、フィクションではないか、他に知らされていない重大な事実がかくされてはいないか、それを

図3-19 国民の情報源

時事世論調査
問：世の中のできごとや働きを知るのに
一番よく利用するメディアは？

資料：『テレビニュース研究』
出所：『現代社会資料集』第一学習社、1984年、127頁。

世界のおもな新聞と発行部数（1982年）

国　　名	新　　聞　　名	発行部数（単位 1,000）
日　　本	読売新聞	朝　刊 8,947
〃	朝日新聞	〃 7,558
〃	毎日新聞	〃 4,421
アメリカ	ニューヨーク・デーリー・ニューズ	〃 1,544
〃	ニューヨーク・タイムズ	〃 909
イギリス	デーリー・ミラー	〃 3,344
〃	タイムズ	〃 303
フランス	フランス・ソワール	夕　刊 429
西ドイツ	ビルト	朝　刊 5,759
イタリア	エリエール・デルラ・セーラ	〃 534

出所：『日本国勢図会』(1984年版)、国勢社、475頁。

知(し)ることはできません。伝達(でんたつ)された内容(ないよう)に疑問(ぎもん)を感(かん)じても、それへの反問(はんもん)はたやすくは行(おこ)なえないでしょう。対話(たいわ)の不可能(ふかのう)な形(かたち)で、情報(じょうほう)が流(なが)され、受(う)け手(て)の側(がわ)はそれをうのみにせざるをえないという状況(じょうきょう)があります。マス・コミュニケーションの巨大化(きょだいか)にともなう一(ひと)つの可能性(かのうせい)なのですが、も

し、こうした傾向が顕在化すれば、条件しだいでは、受け手の国民は、マス・メディアとそれを動かす者によって容易に操作され、誘導され易い状態にあるということになります。

マス・メディアは、事実を正確に報道することを、たてまえとしていますが、資本の論理に左右されるかたむきがあり、情報の正確さよりも、受け手の側に受け入れられ易いような報道を、無責任に、絶えまなく流すという状況もみられます。また、メディアの中には、まったくの商業主義に堕し、受け手の低俗な関心に訴え、その情緒的、非合理的反響をもとめるセンセーショナリズムに走るものもあります。マス・コミは、世論の形成に大きな影響力をもっているだけに、こうした点をたえず自戒してその公的責任をまっとうしなければなりません。

さて、自由で公正な正論が形成されるために必要なことは、はじめにのべたように、国民の多数が、正しい事実を正確に知り、他から操作されることなく自主的に判断をし、自由な意見の交換のうえで、その意見をきめるということでした。しかし、現代社会の諸条件の下では、油断をしていると、「世論とは、マス・メディアによって選択され、解釈され、提供され、報道された事実にたいする国民の反応を、さらに、マス・メディアが持続的に操作し、整理したもの」ということになりかねないように思われます。

われわれは、現代のマス・コミュニケーションのこうした構造を十分に知るとともに、マス・メディアの提供する情報にたいしては、これをうのみにすることなく、たえず一定の心理的距離をおいて、批判的態度でこれに接し、できれば、同じ問題について、複数のメディアの報道を注意深く比較検討するぐらいの心構えをもつ必要があります。また、現代社会には、数多くの集団が存在していますが、理性的討論が可能な規模の集団に

おいて、対象となっている公共の問題について、意見を交換し、対話をつうじて、自らの意見を確認してゆくことが大切であると思います。

これまで、日本の政治過程において欠きえない要素をなしている、選挙、政党、官僚制、圧力団体、世論の五つについて、その構造と機能のあらましをみてきました。ふれえなかったことも数多くのこされていますが、少なくとも、これらの諸制度において、制度上の理念と運営の現実とのあいだには大きな乖離があり、理念を現実化するためには、いまだ、解決すべき多くの課題がのこされ、乗りこえるべきいくたの難関があるということは、くりかえし指摘したとおりです。国民の政治への不断の関心と積極的な政治への参加の意欲こそが、課題を解決する最後のてだてではないでしょうか。

参考文献

清宮四郎『憲法Ⅰ—統治の機構—』有斐閣、1979年。
宮沢俊義『憲法Ⅱ—基本的人権—』有斐閣、1974年。
宮沢俊義『憲法講話』岩波新書、1982年。
小林孝輔・星野安三郎編『口語憲法』自由国民社、1964年。
小林直樹『憲法第九条』岩波新書、1982年。
京極純一『日本の政治』東京大学出版会、1983年。
升味準之助『現代政治』（上・下）東京大学出版会、1985年。
辻清明『政治を考える指標』岩波新書、1960年。
小林・篠原・木山『選挙』岩波新書、1960年。
飯坂良明・堀江湛編『ワークブック政治学』有斐閣選書、1979年。

第4章　日本の産業史

第1節　日本経済発展の歴史的背景

1．はじめに

日本はその2000年の歴史においてつい100年くらい前までは、中国やインドなどアジア大陸に栄えた諸文明の恩恵に浴してきました。いいかえれば日本は、19世紀後半に西洋文明と接触して工業化にのりだす以前においては、アジアの諸文明の周辺ないし辺境でしかなかったのです。しかし今日の日本は自他ともにみとめるアジアで最大・最強の経済大国です。日本はそれではどのようにしてこのような近代経済文明の中心国になりえたのでしょうか。この問題について考えてみるのが本章の課題です。

まず今日の日本の経済的繁栄の出発点をいつにおくか、ということから始めましょう。一つの考え方は戦後におくものです。この考え方には一理あります。1945年に第二次世界大戦の敗戦国となった際、日本の国力は底をつき、これ以降に日本の経済発展が始まったとイメージされるのは無理からぬところです。しかし、そもそも日本が戦前にアジア地域にたいして経済的・軍事的な支配を及ぼしたことがイギリス、アメリカ、オランダ、フランスなどのアジア地域の植民地宗主国と戦争をする一因となったところからしられるように、すでに戦前に工業国となっていました。日本の経済発展の基礎は戦前期にすでにかたちづくられていたのです。

それでは日本は戦前のどの時点で近代的な経済成長を始めたのでしょうか。世界各国のテイク・オフ（離陸—工業化と同義—）の比較をこころみたW・W・ロストウは「経済成長の諸段階」という書物のなかで、日本のテイク・オフは1878—1900年にあったとしています。これを他の諸国のテイク・オフとくらべてみましょう。イギリスは一番早くて1783—1802年、つづいて19世紀にはいりますと、フランスが1830—1860年、ベルギーが1833—60年、アメリカ合衆国が1843—60年、ドイツが1850—73年、スウェーデンが1860—90年です。日本の工業化はイギリスのそれに比べて約百年の遅れがありましたが、ロシア（1890—1914年）、カナダ（1896—1914年）には先んじています。いずれにしましても19世紀において非欧米圏でテイク・オフをしたのは日本が唯一であったのです。まずこの点に注目しておきましょう。

それでは日本の工業化過程は他の欧米諸国とくらべた際に、どのような特徴をもっていたのでしょうか。まず日本と他の諸国の工業化の開始時点における経済のレベルを比べてみましょう。

表4-1を見てください。工業化の開始時点における日本の一人当たりGNPはイギリスの60パーセント、アメリカの29パーセントしかありません。すなわち日本は他の先進工業国に比べてかなり低い経済水準から工業化に乗り出したということです。言い換えますと、日本は19世紀の後半にあってはかなり後進的な位置にあったのです。

欧米先進国に比べてはるかに後進的であった日本がそれではどうして工業化に成功しえたのか、という疑問が生まれるでしょう。実は後進性は必ずしも常にマイナスに働くわけではなく、プラスの利点があります。この点に着目したのがガーシェンクロンという学者です。彼は後進性の利点として、すでに達成された技術水準を先進国から輸入できることをあげ

表4-1　１人当たりＧＮＰの国際比較

（単位：ドル）

国　　名	近代経済成長の初期時点（1965年ドル）	1965年（1965年ドル）	1978年（1978年ドル）
オーストラリア	760（1861－69）	2,023	7,920
ス　イ　ス	529（1865）	2,354	12,100
カ　ナ　ダ	508（1870－74）	2,507	9,170
ア　メ　リ　カ	474（1834－43）	3,580	9,700
デ　ン　マ　ー　ク	370（1865－69）	2,238	9,920
オ　ラ　ン　ダ	347（1831－40）	1,609	8,390
ベ　ル　ギ　ー	326（1831－40）	1,835	9,070
ド　イ　ツ	302（1850－59）	1,939	9,600
ノ　ル　ウ　ェ　ー	287（1865－69）	1,912	9,510
イ　タ　リ　ア	261（1861－69）	1,100	3,840
フ　ラ　ン　ス	242（1831－40）	2,047	8,270
イ　ギ　リ　ス	227（1765－85）	1,870	5,030
ス　ウ　ェ　ー　デ　ン	215（1861－69）	2,713	10,210
日　　本	136（1886）	876	7,330

注：１人当たりＧＮＰの算出には、国によってはＧＤＰ、ＮＮＰ、国民所得などが用いられている。

出所：南亮進『日本の経済発展』３頁。

ています。実際日本は先進国イギリスがながい時間をかけて発明し応用化に成功したテクノロジーを自らうみだす苦労もなく、移植するだけですみました。いったん移植に成功した後の日本の経済成長はめざましいものがあります。表4-2を見てください。1885／9—1963／7年における日本の経済の年成長率は3.6パーセントという世界で最高の経済成長率を記録しています。その意味で日本の工業化の経験は「ガーシェンクロンの仮説」のみごとな例証になっているといえましょう。

次に、日本の経済成長のパターンを眺めてみましょう。近代経済の成長過程には「景気循環」といわれる波動を観察することができます。その波には2—3年周期のキッチン波、10年周期のジューグラー波、20年周期のクズネッツ波、そして50年周期のコンドラチェフ波などが知られて

表4-2　経済成長率$G(Y)$、人口増加率$G(N)$、および1人当たり生産の成長率$G(\frac{Y}{N})$：国際比較

（%）

国名	期間	年数	年当たり成長率		
			G(Y)	G(N)	G(Y/N)
日本	1885／89－1963／67	78	3.6	1.1	2.5
アメリカ	1834／43－1963／67	125.5	3.6	2.0	1.6
カナダ	1870／74－1963／67	93	3.5	1.8	1.7
スウェーデン	1861／69－1963／67	100	3.2	0.6	2.6
オーストラリア	1861／69－1963／67	100.5	3.2	2.2	1.0
デンマーク	1865／69－1963／67	98	2.9	1.0	1.9
ノルウェー	1865／69－1963／67	98	2.8	0.8	2.0
イタリア	1895／99－1963／67	68	2.8	0.7	2.1
ドイツ	1850／59－1963／67	110.5	2.7	1.0	1.7
オランダ	1860／70－1963／67	100.5	2.5	1.3	1.2
スイス	1910　－1963／67	55	2.3	0.8	1.5
イギリス	1765／85－1963／67	180.5	2.2	1.0	1.2
フランス	1831／40－1963／67	128.5	2.0	0.3	1.7
ベルギー	1900／04－1963／67	63	1.9	0.5	1.4

出所：南亮進、前掲書、26頁。

います。図4-1は、日本経済の成長率の長期波動を示したものです。少なくとも二つの波が読み取れるでしょう。一つはP（ピーク）とT（トラフ）とがほぼ20年のサイクルを描いているのがそれです。その限りでは、クズネッツ波が日本にもあてはまるといえましょう。もう一つは1920年代とそれから50年後の1970年代に大きな落ち込みが観察できます。前者は関東大震災（1923年）に見舞われてから世界恐慌に巻き込まれるまでの日本経済の姿を反映しており、後者は、石油ショックに象徴される世界経済の不況の反映です。ここにはコンドラチェフ波を読み取ることができましょう。いずれにせよ、こうした波動の観察できること自体が、日本経済が19世紀の末からすでに近代経済成長の歩みを始めていたことの証左です。

図4-1　経済成長率$G(Y)$、人口増加率$G(N)$、および1人当たり生産の成長率$G\left(\frac{Y}{N}\right)$の長期変動

出所：南亮進、前掲書、31頁。

しかし、おそらく次の疑問が新たに生まれてくるでしょう。19世紀末といえば、いわゆる帝国主義の時代です。この時期には非欧米圏の諸国の多くが欧米列強の植民地になるか、あるいは従属化を強いられました。アジアの諸国も例外ではありません。なぜアジアのなかで、いや非欧米圏のなかで唯一といってよいと思いますが、19世紀末の帝国主義の時代に日本のみが政治的独立を堅持したばかりか、経済的にも欧米諸国と似た工業化を達成することができたのでしょうか。この問題を考えるには、日本が欧米列強に開国を迫られる以前にどのような経済状態にあったかについて知っておく必要があります。

日本は1858年にアメリカ合衆国、イギリス、ロシア、オランダ、フランスと通商条約を結んで開国をし、翌年から国際貿易の網の中にほうりこまれました。それまでは長崎でオランダ人、中国人と制限付きの貿易をしていたいわゆる「鎖国」の状態にありました。日本が鎖国政策をとったのは1630年代のことです。したがって約230年にわたって日本は国際社会から孤立していたことになりましょう。この時代は首都の名前江戸（現在の東京）をとって江戸時代あるいは為政者将軍を勤めた徳川家の名前をとって徳川時代といいます。

日本は幕末の開国から今日までの1世紀余を国際交流のもとに過ごしてきました。江戸時代自体は「鎖国の時代」でしたが、実は、江戸時代に先立つ1世紀余りの時代は日本が広く海外の諸国と様々なレベルでの交流をもった時代です。江戸時代は二つの国際交流の時代にいわばサンドイッチされているのです。江戸時代に先立つ1世紀余りの時代に日本はアジアときわめて深い関係をもっていました。そして時代を鎖国以前にまでさかのぼると、日本はいうに及ばず、近代経済文明を生み出した西ヨーロッパ地域さえ、まだ世界の文明の中心であったとはいえない段階にありま

した。ヨーロッパは地理上の大発見期ないし大航海時代といわれる近代の曙光がみえはじめてきたころにあたります。興味深いことに、この同じ時期に日本とヨーロッパとがともにアジアなかんずく東南アジアに進出しているのです。この頃からヨーロッパは世界で最初の工業文明をつくりあげていったのに対し、日本はやがて国を鎖してしまいました。なぜ日本は鎖国をしたのでしょうか。ヨーロッパにおける近代経済文明の勃興を一方でにらみながら、鎖国日本の世界史的位置を、特に経済史的観点から、少しくわしく眺めておきましょう。

2．鎖国と近代世界システム

ウォラステイン「近代世界システム」によると、資本主義的世界体制は〔中核—半辺境—辺境〕という三層構造をもって大西洋をとりかこむ地域に1450—1640年頃に成立しました。日本でいえばそれはちょうど戦国時代の幕開けを画する応仁の乱（1467—1477年）から織田信長—豊臣秀吉—徳川家康によって順次天下が統一されて鎖国が成立する時期にあたっています。近代世界システムと鎖国とは成立の時期が一致しているとはいっても、両者はユーラシア大陸の両端でバラバラにおこった無関係の出来事のようにみえます。じっさいウォラステインの説く近代世界システムの成立過程の論理に鎖国ははいっていません。日本というよりアジア全体が彼の用語によれば近代世界システムとは無縁の「外部世界」です。しかし両者は、以下に述べるように、必ずしも無関係であったとはいい切れないのです。

日本が近代世界システム——資本主義世界体制と同義、ウオラステインの別の表現によれば「ヨーロッパ世界経済」——と関係するのは19世紀後半の開国を契機とするというのが一般的な理解でしょう。さしあたって

はその見解を尊重しましょう。さて、そのとき近代世界システムの側は日本に何を要求したのでしょうか。西洋列強は通商条約の締結を日本に強要し、日本経済をイギリスを中心とする自由貿易体制のなかに組み入れたのです。それでは自由貿易によって列強は日本に何を期待したのでしょうか。それを知るには自由貿易の実態をみればよいのです。

西洋列強の側の販売品目の中心は木綿と砂糖、購入品目—日本の輸出品—の中心は生糸と茶でした。注目したいのはほかでもないこれらの4品目〔木綿、砂糖、生糸、茶〕です。木綿はその頃、原料綿花はアメリカのプランテーションで栽培されて、イギリスに運ばれて製品にしあげられ、世界市場に販売されていました。木綿は今世紀の石油に比すべき19世紀最大の国際商品です。砂糖は西インド諸島やジャワのプランテーション、茶は19世紀半ばまでは中国がほぼ独占をほこり、それ以後はインドとセイロンのプランテーションで栽培されたものが輸出されており、生糸はフランスやイタリアのちにはアメリカ合衆国の絹織物の原料として中国から大量に輸出されていました。つまりそれらはいずれも日本が近代世界システムと接触する以前からの国際商品であって、世界市場でひろく需給されていたのです。

あわせて注目したいのは、開国時の日本はこれら4品目をすべて国内で自給していたという事実です。それらは当時の日本人の生活・文化に欠かせない物産でした。この事実は一見なんでもないことのようです。しかし、そもそも日本が開国に先立って、国際商品として重要な物産を国内にしかも生活に不可欠の物産としてもっていたというのは不思議ではありませんか。

そこでいまこの事実、すなわち近代世界市場で国際商品であった木綿、生糸等が同時に鎖国下の日本人の生活に欠かせない重要品目であったと

いう偶然的な事実の歴史的背景をさぐるために、まず、日本人は一体いつの頃からこれら4品目を用いていたのか、また一方の西洋人がこれらの4品目を国際商品として取り引きするようになったのはいつ頃からかというように問題をたててみましょう。そうしますと、日本の場合、これらの物産を完全に国内で自給したのは江戸時代であった、という事実が判明します。たとえば鎖国以前の日本人の大衆衣料は麻でした。いいかえますと、鎖国以前の時期には、茶を除いてそれらの大半を輸入に頼っていたのです。茶にしても、それを飲む陶器は鎖国前には大量にアジア大陸から輸入されていました。戦国時代末から茶の湯が盛行するのに歩調を合わせて陶磁器の国内生産が誘発され特産地ができあがっていったのです。一方、中世の西洋では、茶はもとより飲まれず、したがって陶器の使用も知られておらず、絹は高度のしゃし品、砂糖は貴重な医薬品といった具合であったのです。中世の西洋人の衣料は皮革、毛織物、また高級品としてのリンネルではあっても木綿ではありませんでした。かれらがインドではじめて木綿をみたとき羊が木にぶらさがっている絵を描きました。それくらい木綿の木は不思議なものに見えたのです。先の物産をヨーロッパの大衆が需要しはじめたのも日本とほぼ同じ中世末から近世初期のことです。

それでは日本人と西洋人とはそれらの物産を、いったいどこで手にいれたのでしょうか。日本の場合ですと、江戸時代は鎖国の時代ですから、鎖国以前の貿易がクローズ・アップされてきます。鎖国前の開国の時代というのは倭寇の活動が本格化する1350年くらいにまでさかのぼることができますが、この時代の日本の通交相手は、隣の中国や朝鮮ばかりではありません。明が海禁政策をとっていたこともあって時代がくだるにつれて日本人は「天竺・南蛮」と呼ばれる地域に進出しています。そしてその地域に多くの日本人町を建設しました。シャムで活躍した山田長政はよく知ら

れています。日本人の天竺・南蛮への進出とほぼ時を同じくして西洋人もこの地域に進出してきました。その地域を西洋人は「東インド」と呼びました。「天竺・南蛮」といい「東インド」といい、それは同じ地域です。今日の南アジア・東南アジアをさすといってさしつかえないでしょう。日本人と西洋人が進出した当時、すでにこの地域には原住の諸民族はもとより、アラビア人、ペルシャ人、中国人などあらゆる人々が交易に従事しており、あたかも国際貿易の一大中心の観を呈していたのです。

さて、その地域へヨーロッパ人が何をもっていって交易にのぞんだのかというと、ごく大づかみにいうと、みずからの特産品として提供できるものは武器をのぞけば、貴金属しかなかったのです。ヨーロッパ人はラテン・アメリカから略奪した金銀を大量にもっていました。一方、日本人も、戦国時代に鉱山の開発が進んで、莫大な貴金属を国内にもっていたのです。両者とも貴金属の手持ちには事欠かなかったのです。そのためヨーロッパと日本の対アジア貿易の構成は類似したものとなりました。貴金属を輸出し、アジアの諸物産を輸入したのです。両者が輸入した物産の種類は多様をきわめましたが、ここで強調したいのは、そのなかに先の国際商品の4品目がその重要部分を構成していたということです。19世紀に西洋人が世界をまたにかけて交易していた国際商品というのは、もとをただせば、アラビアからインド洋をまたにかけて東南アジアさらには中国にいたる広大な地域にひろがっていたロンドン大学教授K. N.チャウドリ氏のいうところの「アジア貿易圏（The Trading World of Asia)」を構成する品目であったのです。

ではそのことと日本の鎖国ならびにヨーロッパにおける近代世界システムの成立とはどのように関係していたのか、これをかいつまんでいいますと、まず、ユーラシア大陸の両端の地「日本と西欧」に、貴金属の輸出、

アジア物産の輸入という貿易構成を通して、アジア物産に対する大衆的な需要構造ができあがりました。もちろんそのことは両地域から貴金属が大量に流出し続けたことを意味します。いかに国内に大量の貴金属をもつとはいっても、こうした関係はなが続きしうるものではありません。そこで、貴金属の流出を抑えるためには、その需要構造に見合った流通・生産構造をみずからの手で編成していくことが課題となります。つまり、それぞれの社会で需要されるアジア物産をみずからの手で自力生産していくこと、同じことですが、輸入代替をはかるために日本も西欧もそれぞれの社会経済を合理的に編成替えすることを迫られたのです。

それではアジア物産の輸入代替化はどのようにして果たされたのでしょうか。日本の場合は、輸入していたアジア物産を国内の土壌に移植することによって、貿易相手地域がもっていた比較優位を解消したのです。鎖国を可能にした経済的条件とは、日本は採算のとれるだけの風土的特性に恵まれており、輸入していたアジア物産の国内自給に成功したことにあるということです。それに対して、ヨーロッパは南欧の一部をのぞいて気候的・風土的にアジア物産の移植ができませんでした。かりにできたとしてもきわめて高いコストがかかったために、輸入しつづけるしかなかったのです。たとえば茶のようにアジアから輸入され続けたものもありますが、概していえば、アジア物産がアメリカ大陸へ移植されるか（砂糖、コーヒー、米など）、あるいはアメリカの植民地で類似物を見いだすかして（木綿）、太西洋をまたにかけた貿易体制のなかでその大半をまかなうことによってアジア物産の一方的輸入からの自立をはかりました。そして17世紀から18世紀にかけての時期になると、日本の場合は金銀流出抑制の意図にでた諸方策〔海舶互市新令、輸出用のみの特鋳銀の製造〕を案出し、一方、ヨーロッパではいわゆる重商主義政策として知られる貿易振

興策・産業保護政策が整い、貴金属のアジアへの流出防止に対する認識とそれなりの方策をつくりあげていったのです。

その結果どうなったのかというと、日本人と西洋人とは貿易を通して同じ時・空を共有したことにより、16世紀後半以降になりますと、両地域で利用される物産に次第に共通性がみられるようになったわけです。つまり、中世以前にあっては、日本と西洋とは相互に没交渉の世界としてかけ離れていましたので、それぞれが利用していた物産は互いに無関係であったのに対して、17—18世紀には両方の地域で類似のアジア物産が利用されるに至っているのです。ただしその最終的な利用の仕方や需給のシステムに違いがうまれました。経済学においては生産に必要な要素は土地・資本・労働の三つの生産要素に整理されますが、その組み合わせによっていろいろな型の経済社会が考えられます。鎖国下の日本の場合は、あきらかに土地はかぎられていましたが、労働力人口には相対的にめぐまれていましたから、限られた土地に多くの肥料と労働量とを投入して土地の生産性をあげることに努めました。それに対して、西洋では、獲得した大西洋をとり囲む広大な土地があるのにたいして、労働力人口が相対的に不足していたために、大量の資本を投下して労働の生産性をあげるシステムをつくりあげたのです。速水融教授はこの点に着目して西洋が産業革命（industrial revolution）を経験したのに対して、日本は勤勉革命（industrious revolution）を経験したと述べています。こうして規模には大きな相異が生じました。日本の場合は鎖国という封鎖経済のなかで地域的・社会的分業を深化させつつ労働集約的なシステムをつくりあげ、西洋では大西洋を股にかけて物産を資本集約的に需給する解放経済の近代世界システムを開発したのです。

要するに、日本の鎖国と近代世界システムとは〔アジア貿易圏への貴金

属の流出＝アジア物産の流入」という共通の問題に対して、アジア中枢地域から経済的に自立をはかった結果であるという点において無関係ではなかったのです。

３．「離陸」の先行条件

(1)　開国の影響

日本が開国をしたのは以上のような歴史的背景のもとにおいてです。開国にさいして西洋列強が日本に要求したのは、前述の通り、自由貿易システムであり、日本の輸入品の中心は木綿と砂糖、輸出品の中心は生糸と茶でした。この貿易構成が日本経済にどのような影響をあたえたのか、木綿と生糸を例にとって説明することにしましょう。ちなみに木綿と生糸とは開国後20年間をとってみると、日本の輸入全体、輸出全体のそれぞれ40パーセントをしめています。

まず木綿について。輸入木綿のほとんどは「世界の工場」イギリスでつくられた製品でした。日本より生産力の圧倒的に高いイギリス製綿織物が流入したのですから、日本の在来綿織物業はひとたまりもなく駆逐されたと予想されるかもしれません。しかし実際は在来綿織物業はむしろ生産量を伸ばしたのです。日本の在来綿織物は厚地であったのに対して、イギリスの綿織物は薄地ですべすべした品質をもっていました。品質がちがったために用途も異なったのです。イギリスの綿織物は日本人からすれば肌ざわりが在来の絹織物にちかく価格も絹にくらべて格段にやすかったので、日本の絹の代替品として歓迎されたのです。

木綿生産における工場制機械工業の確立こそが日本のテイク・オフの機動力になったことに鑑みれば、品質の相異のゆえに日本の木綿とイギリスの木綿とが競争しなかったという事実は重要です。なぜ両者の品質が

違っていたのか、その歴史的背景について一瞥しておくことにします。

木綿は紀元前数千年よりインドで栽培されており、長くインドが独占を誇った物産です。この木綿がイギリスと日本とに伝播したのは、先述の通り、中世末から近世にかけてのことです。日本人とイギリス人とが「アジア貿易圏」にのりだしたときには、木綿は東アフリカ、中東、南アジア、東南アジアの人々の衣料としてのみならず、交換手段として貨幣のように用いられており、おそらくは「アジア貿易圏」における最重要の交易品でした。日本に木綿の栽培法が伝来したのは15世紀から16世紀にかけてのことです。そして、鎖国前後になると木綿の輸入はほとんどなくなりました。もちろん自給に成功したからです。木綿伝来以前の日本では麻が大衆衣料として用いられていました。綿花はもともと熱帯植物なので日本のような温帯地域への移植には冬にたえうる品種を開発しなければなりません。そしてその品種改良に成功したとき、世界でもっとも繊維の短い綿花が日本で栽培されることになりました。短繊維の綿花は直径が太く、したがって太糸を紡ぐのに適しています。この太糸をもって織られる厚手の綿織物に日本人はなじんだのです。麻が夏着に適しているので、厚地の木綿はことに冬着として用いられました。木綿はこうして鎖国下の日本人の大衆衣料となり、綿作・綿業は国内の商品経済の発展をになう最重要の産業となったのです。一方、イギリスでは、インドから送られてくる「風の織りなした織物」と形容された薄手の木綿に魅了され、カーテン、テーブルクロス、シーツなど様々な用途に用いられましたが、衣料としては、冬着としては厚地の毛織物をもっていましたから、インド木綿は夏着や下着に用いられたのです。インド木綿は価格も安くイギリス人の間に莫大な需要をひきおこしました。そのために国庫がインドへ流出し、その輸入代替をはかることはイギリスの国家的急務となります。このインド製の

薄地綿布の代替品の生産には細い糸が必要ですが、その細糸の生産は、新大陸で自生していた繊維の細い長繊維の綿花がたまたま発見されたことと、この長繊維綿花を細糸に紡ぐ紡績機械ミュールが1779年にイギリス人サミュエル・クロンプトンによって発明されたことによって可能となりました。こうして、アメリカの綿花をイギリスに運び、イギリスでつくられた綿製品はアフリカ（ならびに西洋全体）に輸出され、アフリカからは綿花を栽培する奴隷労働力をアメリカに輸送するという大西洋をリンクする「三角貿易」が形成されたのです。こうした歴史的経緯のもとに、起源はアジア大陸部に共有しつつも、日本とイギリスとの間にはつぎのような対照的な品質をもつ木綿製品をつくる綿業が発展したのです。

表4-3　日本とイギリスの綿業

	原料綿花	綿　糸	綿　布
英国綿業	長繊維綿	細　糸	薄　地
日本綿業	短繊維綿	太　糸	厚　地

これが開国後の貿易において日本の木綿と英国の木綿との品質が異なり、そのために直接に競合しなかった歴史的背景です。しかし、イギリス綿布は日本の在来絹織物の代替品として用いられたのですから、イギリス木綿の流入は在来絹織物業に対して打撃をあたえたのではないか、という疑問が生まれるでしょう。実はあたえませんでした。その理由は日本の輸出の中心が生糸であったことと関係しています。

生糸の輸出について。開国直後、日本の蚕糸業にとって幸運であったのは、フランスとイタリアで繭に病気が発生して原料不足が生じ、それを埋め合わせるために日本と中国の生糸に対して莫大な需要が生じたことです。こうして日本蚕糸業は開港当初からヨーロッパに市場をみいだし、続いてアメリカ合衆国の絹織物業の原料糸として発展を約束されたのです。

その結果、日本蚕糸業は急速に成長しました。輸出用の生糸の価格はもちろん国内用の生糸価格と連動しており、輸出産業としての飛躍的発展にともない、全体として生糸価格を引き下げ、したがって国際絹織物の相対価格を引き下げたのです。こうして国際絹織物が比較的容易に手にはいるようになると、この本物の絹織物が、いかに似ているとはいえイギリスの綿織物よりも好まれたことはいうまでもありません。

こうしてイギリス木綿の輸入は日本経済に打撃を与えず、また生糸の膨大な輸出はそれによって外貨を稼ぎ、日本経済の発展を支えるという役割を果たしたのです。

しかし開国は日本経済に新しい発展の契機を与えたばかりではありません。破壊的な影響も与えたのです。それはとくに貨幣面で生じました。開国当時の日本は、おそらく世界で唯一といってよいと思いますが、貨幣材料〔金・銀・銅〕を輸入に頼ることなく国内で自給していました。ところが開国時点における日本国内の金・銀の比価は1対5であったのに対して、国際市場における金・銀の比価は1対15であったのです。それは日本では金が国際市場におけるよりも少ない銀で獲得できることを意味しましたから、外国商人は膨大な日本金貨を国外にもちだしました。徳川幕府はこの難局を乗り切るために日本の銀貨の名目価値をかえないで、日本銀貨にふくまれている純銀量を減らしたのです。その結果、金貨の流出はやみましたが、日本経済は激しいインフレーションに見舞われ、社会の貧しい層にしわ寄せがいきました。なかでも下級武士の困窮ぶりはひどく、知識人でもあった彼らは自分達の貧困と国内経済の混乱のよってきたるところを幕府の失政に帰し、倒幕運動をおこして最後の将軍となった慶喜に大政を奉還せしめ王政復古を実現したのです。これがいわゆる明治維新（1868年）です。

(2)　殖産興業政策

19世紀後半に西洋列強が帝国主義の色彩を深めていこうとするときに近代国家の建設にのりだした明治新政府は、「富国強兵」を国是とし、日本経済の強化をはかるためにさまざまな新政策をうちだしました。まず新政府の財政基盤を確保するために地租改正を実施して、これによって土地の所有権を明確にされた地主から地租を徴収しました。明治期（1868—1912年）の最初の10年間における政府の経常収入8億9,600万円のうち地租は7億1,000万円と8割にものぼっています。そのほかの財源として不換紙幣の発行が主なものであり、明治13（1880）年1月現在でその発行総額は1億3,600万円余に達しました。これに関連して注目すべきは、明治政府が外国からの借款を極力避けたということです。明治前期にあっては明治3（1870）年に9分利子付き488万円相当、明治6（1873）年に7分利子付き1,171万円相当の2種の公債をイギリスで発行したにとどまります。この事実は当時の日本が西洋列強に強い警戒心を抱いていたことを物語るものです。

明治政府は、財政基盤を整えるや、西洋の資本主義経済を手本として民間資本家を育成するべく重点的な政策を次々にこうじました。これは「殖産興業政策」といわれています。初期の殖産興業政策は鉄道建設と鉱山経営とを大黒柱とするものです。日本の鉄道は明治5（1872）年に新橋—横浜間に開通したのを皮切りに都市間ならびに都市と港を結ぶ路線が敷設されました。これには軍事的配慮もはたらいていましたが、明治25（1892）年では敷設距離1,879マイルの70パーセント、明治30（1897）年では敷設距離2,950マイルの78パーセントが民間に属しています。政府の先導的な役割は明らかです。また鉱山政策については、明治政府は外国資本が日本の諸鉱山に進出するのを警戒し、明治5（1872）年に「鉱山

心得書」、明治6(1873)年には「日本坑法」を出して地下資源を国有としました。しかし明治10年代になりますとそれらがつぎつぎと民間に払い下げられ、最終的には全国に官営鉱山はまったくなくなりました。そのほか道路や港湾の整備、学校や模範工場の設立、西洋諸国への留学生の派遣（明治期全体で683名）、外国人技術者や教師の採用（政府関係で1875年段階で527人、民間関係では1897年段階で768人）、勧業博覧会や共進会の開催など殖産興業政策は多様に亘りましたが、その特徴をあえて一言でいえば新日本の社会的・経済的インフラ・ストラクチュアの整備であったといえるでしょう

J・シュムペーターは「経済発展の理論」のなかで、経済発展には信用の存在とそれを利用する企業者が不可欠であると論じていますが、民間の経済活力を引き出す必要条件の一つは銀行・金融制度の確立です。明治政府は早くから信用の整備を急ぎました。まず明治5(1872)年に「国立銀行条例」を公布、明治9(1876)年には同条例を改訂して銀行設立に便宜を与えています。また明治15(1882)年には日本銀行が設立され、貿易に従事する日本人のためには明治13(1880)年に横浜正金銀行が設立されました。なお、経済発展には信用と企業者のほかに、もう一つ労働力以外に売るべきものをもたない賃金労働者の存在が必要です。近代賃金労働者の生成の物語りはどこの国でも明るいものではなく、日本のそれも例外ではありません。直接のきっかけは明治10(1877)年の西南の役〔不平士族が政府に反旗を翻した大反乱〕です。政府はその鎮圧に膨大な出費を強いられました。その出費は紙幣の増刷によって賄われたのですが、これがインフレーションを引き起こしたため、鎮圧後に政府は思い切った紙幣整理を断行しました。この紙幣償却策は大蔵卿松方正義の名をとって「松方デフレ」〔明治13—19(1880—1886)年〕といいます。その結果、経済は今

度は激しいデフレーションに見舞われ、農産物価格は急落して人口の大多数をしめる農民のなかに没落するものが多数でました。この不幸な出来事が結果的には日本における労働力の創出過程になったのです。こうして明治前期のうちに、信用と労働力の存在を前提にして、いまや企業が勃興する機運が成熟したのです。

第2節　日本経済発展のパターン
――戦前期の産業発展――

1．日本の産業革命

(1)　各国における産業革命

日本の産業革命はほぼ1880年代の半ばから1910年前後にかけて展開しました。現在の主要な先進工業国の産業革命の時期はほぼつぎの表4-4のようであります。これによれば、産業革命はほぼ18世紀の60年代にイギリスで最初に始まりましたが、それから約70年程遅れてフランスにおいて、ついで約10年ないし30年位の時間のズレを伴って各国に波及していき、日本はイギリスから約120年も遅れて開始したのであります。そして産業革命はそれぞれの国で、約30年から70年位の期間にわたって展開したのであります。

こうした工業化の国際的波及は、一面では各国の経済の同質化をもたら

表4-4　先進工業国の産業革命の時期

国	時期
イギリス	1760年代－1830年前後
フランス	1830年代－1860年代
アメリカ	1840年代－1870年代
ドイツ	1840年代－1870年代
ロシア	1870年代－1890年代

して国際貿易の発展にマイナスの効果をもたらすのでありますが、他方では工業化の進展は都市化を促進し、実質所得を高め、需要＝供給構造を変化させて、新しい技術進歩を伴いながら世界貿易――食料・原料・工業製品の交易――の拡大を促すプラスの効果をもち、19世紀はこのプラス要因がマイナス要因を上回って発展した時期でありました。

また工業化の進展を促した技術革新の中で、重要な位置を占めたのはエネルギー利用と産業発展の基礎となる素材―鋼―の生産方法の変革でありまして、これらを基盤にして交通・運搬・通信手段の飛躍的な発展がもたらされました。

(2)　1873年から第一次世界大戦までの世界経済

1873年から1890年代の半ばまで、すなわち日本の近代経済成長の初期局面とみられる時期は世界経済が長期の不況に陥り、構造変化を遂げつつあった時期に相当しています。この慢性的不況は〔大不況〕(the Great Depression) とよばれています。

この時期の主要先進諸国――1870年においてイギリス・アメリカ・ドイツ・フランスの4か国は世界工業生産の約8割を占めていました――の工業生産の動向を示したものが図4-2であります。工業生産の成長過程のピーク時を結んだ趨勢線の傾斜から後発国であるドイツとアメリカの成長率がイギリスとフランスに比べて高いこと、また趨勢線と現実の成長過程との隔たりから大不況期における工業生産の落ち込みは、比較的軽微であったドイツを除いてイギリス・フランス・アメリカの3国において大きかったこと、そして全体として不況期にもかかわらず工業生産は上昇トレンド (upward trend) をもっていたこと、同時にその成長過程にはジュグラー循環 (the Juglar Cycle) ―― 6年ないし13年程度の周期性をもった中期的波動で、主として設備投資の増減によって引き起こさ

図4-2　先進工業国の工業生産（1865－1913年）

出所：Asthur Lewis, *Growth and Fluctuations*, 1870－1913, p. 36.

れる景気循環の一つがみてとれることがわかります。

そして大不況期の全般的な状況を端的にしめしているのがつぎの図4-3であります。

ここでは主要な工業原料（綿花と羊毛）と農産物（小麦）の価格の変動状況が示されています。一見してわかりますように、1890年代の半ばを境にして諸価格の下降と上昇という対照的な局面が観察されます。

これは1850年代から1890年代にわたる約50年周期の長期波動——コンドラチェフ循環（the Kondratiev Cycle）——を示すもので、シュムペ

図4-3　綿花・小麦・羊毛の価格の変動

出所：A. Lewis, *op. cit.*, p. 82.

表4-5　各国の海外投資残高

	1870年	1915年
イギリス	49億ドル	195億ドル
フランス	25　〃	86　〃
ド イ ツ	—	67　〃
オランダ	5　〃	12　〃
アメリカ	1　〃	25　〃
計	80億ドル	385億ドル

出所：荒井政治『国際経済史入門』、127頁。

表4-6　先進工業国の成長率
（1880－1910年、年率）

総　人　口	1.20%
労　働　力	1.45
工 業 人 口	1.80
工業産出量	3.65
工業生産性	1.85

出所：A. Lewis, *op. cit.*, p. 136.

ーターによれば技術革新に伴うものであるとされているものです。

このような中期および長期の景気循環の過程での主要先進工業国の経済的成果（economec performance）はつぎのようでありました（表4-6参照）。すなわち、この期間の工業産出量の成長率は年率、3.65パーセントという水準でありました。またこの期間を通じて国際間の資本と人口の移動、および国際貿易の一層の拡大がみられたのであります。

表4-5によれば1870年から1915年までの45年間に先進諸国から海外への投資額は約5倍に増大しました。その中でイギリスは資本輸出国として抜群に高い地位を占めていました。一方資本を輸入する地域としては、1914年の時点でヨーロッパと北アメリカの二つの地域で過半を占め、アジアはラテン・アメリカについで16パーセント程度を占めるにすぎませんでした。そしてそれらの資本は、政府借款を別とすれば、主として鉄道建

設を中心とする道路・港湾・通信・公益事業などの社会的間接資本(social overhead capital)と鉱工業およびプランテーションへの直接投資から成り立っていました。

この時期の人口の移動も目覚ましいものでありました。ヨーロッパから南・北アメリカおよびオーストラリア方面への移住は1881年から1915年の間に、毎年平均90万人を超え、合計3,200万人を上回る多数に達しました。アジアにおいても正確な統計はえられませんが、マレー半島・インドネシアの地域には1881年から1915年の間に570万人の中国人が受け入れられ、タイは1922年までに150万人の中国人を受け入れたといわれています。もとよりこれらの人々がすべて定住したのではなく、帰国した人もかなりありました。しかしこれらの人々がそれぞれの地域の産業——ゴム・錫・米・砂糖などの生産——の発展に密接な関係をもっていたことはいうまでもありません。

この期間の世界貿易は約４倍程度に拡大しましたが、表4-7から知られますように、その成長率は年率約４パーセントであり、その動向は図4-3の価格の動きと同じように1870年以降下降過程をとり、1890年代に大きな落ち込みを経験しましたが、以後再び回復して高い成長を示すようになりました。

表4-7　世界貿易の成長率（1870—1913年）

期　　間	1870—	1880—1890	1891—1895	1896—1900
10年当たり成長率(%)	53.7	43.4	27.3	24.2
期　　間	1901—1905	1906—1910	1911—1913	
10年当たり成長率(%)	37.8	45.9	47.6	

出所：サイモン・クズネッツ、塩野谷祐一訳『近代経済成長の分析』下、282—283頁。

このように、1880年代以降の保護貿易主義の台頭にもかかわらず世界貿易が拡大したことは産業革命以降の先進工業国の工業化の進展とその周辺諸国への波及、またそうした諸国からの大量の人口と資本の移動、エネルギー利用の変革に伴う交通・運輸・通信手段の飛躍的な進歩などのさまざまな要因が複合的に相互に作用しあった結果とみることができます。

蒸気機関の経済的利用の進行に伴って、イギリスではすでに1860年に240万馬力の動力が利用されており、その約55パーセントが鉄道の機関車の動力として、また約15パーセントが船舶の機関として使用されてい

表4-8　鉄道の普及（1840－1910年）

（単位：千マイル）

	1840年	1870年	1910年
ヨーロッパ	2.6	65.4	212.1
北アメリカ	2.8	55.4	265.8
ラテンアメリカ	0.1	2.4	60.7
アジア	—	5.1	59.5
アフリカ	—	1.1	23.0
オセアニア	—	1.1	19.3
世界	5.5	130.5	640.4

出所：ケンウッド・ロッキード『国際経済の成長（1820—1960）』、7頁。

表4-9　イギリスにおける船舶建造の動向（1830－1874年）

	帆船		蒸汽船	
	木船	鉄船	木船	鉄船
1830～34年	99 %		1 %	
1840～44	93		7	
1850～54	75	4	3	17
1860～64	47	22	1	32
1870～74	11	14	1	74

出所：B. Marphy, *A History of the British Economy* 1740－1970, p.535, Table 11, 16.

ました。その結果表4-8にしめされていますように鉄道の普及はきわめて急速でありました。鉄道の発達はドイツやイタリアにみられますように国家の統一や国民経済の統合を促進し、工業化に必要な大きな市場を創出するとともに、生産性の向上に大きな寄与をしたのであります。

船舶については、表4-9から知られますように、イギリスで建造される船舶は1860年代に鉄船が過半を占めるようになり、1870年代には蒸気船が70パーセントをこえるようになりました。こうして船舶の運航の効率化、積載量の増大が可能となって、海上運賃の長期的な低落がみられるようになったのであります。

こうした状況の中で1869年にスエズ運河が開通し、海上運賃は1860年代のトン当たり8ポンドから1870年代には2ポンド程度へと大幅に下落し、アジア市場への欧米諸国の進出はますます促進されることになったのであります。その上1844年のモールスによる有線通信の成功によって1840年代末から電信が発達し、1870年代初頭には世界の主要な首都は電信＝有線通信で結ばれ、さらに、1901年にはマルコーニによる無線技術の成功によって通信手段は飛躍的に進展し、他方で1867年～73年におけるジーメンスによる発電機の発明、1878—80年のエジソンによる白熱電燈の発明は蒸気力にって基礎づけられた産業革命とそれ以降の経済発展を新しいエネルギー源である電気エネルギーによる電力時代の開幕へと大きな一歩を踏み出させるものとなったのであります。

1870年代から1913年に至る期間の世界貿易の地域的構成はヨーロッパが貿易総額の60パーセント以上を占めて支配的地位にゆるぎはありませんでした。ただこの間にあって南・北両アメリカとアフリカが相対的に比重を上げているのに対し、アジアは僅かながら地位の低下をみせましたが北アメリカにほぼ比肩するシェアーを占めていたのであります（表

表4-10　世界貿易の地域別分布

地　　域	1876－1880			1913		
	輸　出	輸　入	貿易総額	輸　出	輸　入	貿易総額
ヨーロッパ（ロシアを含む）	% 64.2	% 69.6	% 66.9	% 58.9	% 65.1	% 62.0
北アメリカ	11.7	7.4	9.5	14.8	11.5	13.2
ラテンアメリカ	6.2	4.6	5.4	8.3	7.0	7.6
アジア	12.4	13.4	12.9	11.8	10.4	11.1
アフリカ	2.2	1.3	1.9	3.7	3.6	3.7
オセアニア	3.3	3.5	3.4	2.5	2.4	2.4

出所：ケンウッド・ロッキード、前掲書、74頁、第7表。

表4-11　一次産品と工業品が各地域の貿易総額に占めるシェア（1876－1880年）

		一次産品	工 業 品
輸出	イギリスとアイルランド	11.9%	88.1%
	西北ヨーロッパ	43.8	56.2
	その他のヨーロッパ	78.1	21.9
	アメリカとカナダ	85.7	14.3
	低開発諸国とその他	97.6	2.4
	世　界	61.9	38.1
輸入	イギリスとアイルランド	85.8	14.2
	西北ヨーロッパ	60.6	39.1
	アメリカとカナダ	63.5	36.5
	低開発諸国とその他	30.9	69.1
	世　界	64.9	35.1

出所：ケンウッド・ロッキード、前掲書、79頁、第10表。

4-10参照)。

つぎに世界貿易の品目別構成は1876―80年において一次産品が60数パーセントを占め、この比率は1913年においても変わりませんでした。すなわち工業化の進展に伴って食料および原材料への需要の急速な増加は世界貿易における一次産品の地位を不動のものとするとともに、表4-11からうかがわれますように、そこにはつぎのような貿易の構造が形成され

ていたのであります。すなわち、この時期に至ってイギリスを中核とするヨーロッパ地域との間に、工業品と一次産品との交易関係が成立していたということであります。

(3)　アジア間貿易

以上にみてきましたように、1870年代以降アジアはヨーロッパとの間に一次産品の輸出と工業品――綿製品と鉄道・港湾・都市建設に必要な資材と若干の機械類――の輸入という交易関係が増大してゆくなかで、アジア間貿易もまた急速な発展をみせたのであります。最近の推計によりますと、1883年から1913年までの30年間のアジア間貿易の成長率は年平均5.4パーセントでありましたから、世界貿易の成長率4パーセント台に比べて高い割合で伸びていったことがわかります。

1883年におけるアジア間貿易に占める各地域の比重は、インドが55パーセント、東南アジアが38パーセント、日本は7パーセントでインドの比重が大でありました。そしてその中での地域間の貿易の割合は、インド―中国間の貿易量がもっとも多く、ついで東南アジア―中国間、東南アジア―インド間の順となっています。

ところが1913年になりますと、アジア間貿易の地域構造には大きな変化が生じました。図4-4をみればわかりますように、四つの地域間には盛んな交易が展開するに至りました。貿易量も全体として約5倍に拡大しました。こうしたアジア間貿易の急速な発展は、アジアからの欧米への一次産品の輸出による外貨の獲得が、関係する生産者・商人などの購買力を増やすこととなったことが主要な要因となっております。他方で当時急速に発展しつつあったアジアの綿業――インドにおける綿花生産・インドと日本における紡績業・中国における手織綿織布業――と米や砂糖などの生産の増大に対応して、その大きな購買力がこれらの生産物――綿

図4-4　アジア間貿易の主要な流れ

注：ここでは地域間の貿易量が500万ポンド以上のもののみを示している。数字はFOBベース。
出所：杉原薫「アジア間貿易の形成と構造」『社会経済史学』51巻１号、26頁。

製品や食糧——の購入に向けられた結果、アジア地域内部の市場が急速に拡大し、図に示されるような貿易が発展していったと考えることができるのであります。

日本の産業革命はこのような国際経済の環境の下で展開したのであります。

(4)　産業革命の展開

(a)　この時期の経済発展の概観

この時期の経済成長率は表4-12のようであります。すなわち、この期間を通じての平均成長率は2.7パーセント程度でありまして、現在の時点からみますと必ずしも高い成長率であったとはいえませんが、イギリ

表4-12　産業革命期の経済成長（1889－1915年）

期　　間	経済成長率 $G(Y)$	人口増加率 $G(N)$	1人当たり生産成長率 $G(\frac{Y}{N})$
1889－1890	3.53	0.85	2.68
1891－1895	3.12	0.92	2.19
1896－1900	2.25	1.10	1.15
1901－1905	1.84	1.18	0.66
1906－1910	2.29	1.14	1.16
1911－1915	3.35	1.36	1.99

出所：南亮進、前掲書、32頁。

スの産業革命期の成長率と比べますと、ほぼ同じ程度であったということができます。ハバカック、ディーンやコールの研究によりますとイギリスの産業革命の前半期（1770年から1800年）の成長率は1.5パーセント、後半期（1801年から1841年）のそれは2.9パーセントと推計されていますから、産業革命の期間全体を通じて比較しますと日本の方が若干高めであったとみることができます。

そこでこのような経済成長を可能にした要因を考えてみることにします。

表4-13は国民総支出の構成の変化を示しています。前述のように国民総支出の伸び（＝経済成長率、Y）は2.7パーセントでありましたが、この伸び率より著しく高い割合で増加したのが国内総固定資本形成（＝I_f、4.6パーセント）と輸出（＝E、9.5パーセント）であります。すなわち、産業革命期の比較的高い経済成長をもたらした要因は高い輸出比率と資本形成率――工場の建設や機械設備等への投資と交通・運輸・通信施設や住宅などの建設への投資――であったのであります。その結果国民総支出に占める割合（I_f／Y、E／Y）はこの期間を通じて一貫して上昇ない

表4-13　名目国民総支出の推移

（5年移動平均値とその構成比）

	実						額	構		成		比		
	国民総支出 Y	個人消費支出 C	政府経常支出 Cg	国内総固定資本形成 If	在庫品増加 Ij	輸出 E	（控除）輸入 M	C/Y	Cg/Y	If/Y	Ij/Y	E/Y	M/Y	Ig/If
	百		万		円			%						
1885	808	649	62	99	–	52	54	80.3	7.6	12.3	–	6.4	▲ 6.6	19.9
90	1,028	818	64	148	–	82	84	79.6	6.2	14.4	–	7.9	▲ 8.2	18.0
95	1,542	1,198	113	268	–	140	179	77.7	7.4	17.4	–	9.1	▲11.6	22.6
1900	2,389	1,876	173	381	–	272	314	78.5	7.3	16.0	–	11.4	▲13.1	34.3
5	3,171	2,348	447	484	–	462	571	74.1	14.1	15.3	–	14.6	▲18.0	31.2
10	4,142	3,137	348	733	–	596	672	75.7	8.4	17.7	–	14.4	▲16.2	36.0
15	5,896	4,139	368	1,062	–	1,330	1,003	70.2	6.2	18.0	–	22.6	▲17.0	27.2

出所：中村隆英『日本経済－その成長と構造』14頁。

し高い水準で推移したことを知ることができます。W・ロストウ教授は一国の経済が低い水準から急速に工業化を行なって経済的離陸（＝take-off、産業革命にほぼ該当する）をするためには資本形成率が10パーセント以上になることが必要であると述べましたが、日本の産業革命期は十分にその条件をみたしていた――表4-13よりIf／Yは12ないし18パーセントを示しています――ことがわかります。しかしこうした経済成長は、図4-5にみられるように、かなり激しい変動を経験しました。これらは約9年前後の周期をもつ設備投資循環（the Juglar Cycle）と約20年前後の周期をもつ建設循環（the Kuznets Cycle）によって合成された変動とみられます。こうした変動にもかかわらず、全体としての経済成長の過程は上昇の趨勢（upward trend）を辿ったことがわかります。

また図4-6からわかりますように、産業革命期の経済成長の推進力であった資本形成と輸出の動向は、この二つの要因が相互に補完する――資本形成の成長率が低下したときには輸出の成長率が上昇する――というように作用し、経済成長が上昇過程を辿ることができたと考えること

図4-5　経済成長率 $G(Y)$、人口増加率 $G(N)$、1人当たり生産の成長率 $G(\frac{Y}{N})$ の長期波動

出所：南亮進、前掲書、31頁。

図4-6　資本形成 $G(CF)$ と輸出額 $G(E)$ の成長率の変動

出所：南亮進、前掲書、132頁。

ができます。

(b)　産業の発展

つぎに経済成長を産業別にみてゆきましょう。表4-14によりますとこの時期の産業構造の変化はつぎのようであります。

産業革命が始まった時点では、農林水産（A産業あるいは第一次産業）が部門別生産額で最も大きな産業部門でありました。しかし1910年から1920年に至る期間に鉱工業・建設業・運輸・通信・公益事業を含むM産業（第二次産業）および商業・金融業その他のサービス業を含むS産業（第三次産業）にその地位を譲ることになりました。そして1920年には第二次産業（M産業）が産業構造の中で最大の産業部門となるに至りました。いいかえれば産業革命が終了して暫らく経ったころに日

表4-14　国内総生産の産業別構成

(%)

年次	一次産業（A）	鉱工業	建設業	運輸・通信・公益事業	M産業	S産業	非一次産業（M+S）	全産業（A+M+S）
1888	44.7	12.8	3.6	3.2	19.6	35.7	55.3	100.0
1900	40.5	16.2	4.4	4.9	25.5	34.0	59.5	100.0
1910	36.4	19.8	4.3	7.8	31.9	31.7	63.6	100.0
1920	29.0	24.1	4.4	12.2	40.7	30.3	71.0	100.0

出所：南亮進、前掲書、87頁。

表4-15　国内総生産の産業別成長率

(%)

期間	一次産業（A）	鉱工業	建設業	運輸・通信・公益事業	M産業	S産業	非一次産業（M+S）	全産業（A+M+S）
1889－1900	1.37	5.91	5.35	9.06	6.25	3.16	3.88	2.92
1901－1910	1.66	5.82	4.17	10.30	6.44	1.55	3.10	2.62
1911－1920	1.62	6.40	2.30	8.74	6.46	4.26	5.13	4.13
1921－1930	0.75	4.82	6.33	6.79	5.57	0.44	2.91	2.41
1931－1938	1.30	8.88	9.47	2.85	7.17	3.64	5.68	4.85
（戦前平均）	1.34	6.25	5.36	7.80	6.34	2.59	4.07	3.31

出所：南亮進、前掲書、80頁。

本の工業化はほぼ達成されたと申すことができましょう。こうした状況がもたらされたのは、表4-15からわかりますように、A産業、M産業、S産業の成長率に大きな差がみられるからであります。1889年から1910年に至る産業革命の期間のA産業、M産業、S産業の年平均成長率は、それぞれ1.52パーセント、6.35パーセント、2.36パーセントで、M産業の成長率が著しく高い——この時期の経済成長率の約2.4倍——ことが指摘できます。M産業の成長率6.35パーセントを表4-6にみられる主要先進工業国（イギリス・アメリカ・ドイツ・フランスの4か国）のほぼ同じ時期の工業の成長率3.65パーセントと比べてみても1.7倍という高い水準で発展していったことがわかります。

つぎにM産業のうち鉱工業の発展についてみますと、1900年における製造業に占める軽工業部門の生産額の比率は73パーセントという圧倒的な高さを占め、それは繊維業——主として綿紡績業・織物業・製糸業より成る——と食料品製造業——醸造・精糖・食品加工業などより成る——から構成されていました。これに対し重化学工業に属する機械工業の比率は僅かに3パーセントにしかすぎませんでしたが、1878年から1900年にかけての機械工業の成長率は11.4パーセントと高く、急速に発展しつつあったことがわかります。しかし産業革命期の産業の発展の中心は繊維業に代表される軽工業であったと申せましょう。

図4-7は日本の工業化過程における主要な指標についての対数目盛を使ってその推移を示したものです。これによって産業発展の順序とその伸び方を知ることができます。以下この図について簡単に説明しましょう。

鉄道——1872年首都東京と28キロメートル離れた港横浜を結ぶ鉄道が、必要な技術者、資材、車輛および資金の一部をすべてイギリスに依存して開業してから20年で、営業キロ数は約3,000キロメートルに達しま

図4-7　各種産業の発展の順序

出所：中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』58頁。

した。この間機関車は1897年までに835輌保有されましたが、11輌の国産機関車を除いて半分以上がイギリス、ついでアメリカ・ドイツから輸入されたものでありました。国産の開始は1892年で、その数年後に機関車製作の専門工場ができ1910年前後――そのころの鉄道の営業キロ数は約8,600キロメートルに達していました――には自給の域に達しました。

銀行――1893年銀行条例が制定され銀行の新設が急速に進み、1901

年には史上最多の1867行という多数を記録しました。銀行の払込資本金は1885年から1910年までの間に約7倍に、また貸付金は約30倍に増大しました。

綿糸紡績業——日本の産業革命が始まる1885年ころには綿糸紡績業関係の会社は22社あって約6万錘の規模でありました。それが1911年には34社、227万錘に達しました。会社数は余りふえなかったのでありましたが、錘数は約38倍に増大し、企業の規模が急速に拡大したことが解ります。このような発展を可能にした要因は、つぎのように考えられます。

それは1883年に開業した大阪紡績会社の成功でありました。それまで政府は大量の輸入を行なっていた綿糸や綿織物の輸入代替を行なって綿製品の自給ができるように努力し、官営の紡績所を設立したり、輸入紡績機械の年賦払い下げや機械代金の一時立て替え払いなどの援助を行ないました。しかしながら、このような政府の援助をうけた紡績所は技術上の、あるいは経営上の困難に直面して失敗のやむなきに至りました。その原因としては、錘数の規模が小さすぎること、動力としての水力が水の不足、水田稲作の灌漑との競合や立地条件の制約によってスムースに得られないこと、機械の運転や修理などに精通している技術者が欠乏していることなどであります。

こうした経験の積み重ねの中で、大阪紡績会社にはこれまでの紡績所の規模が2,000錘程度であったのを1万500錘というほぼ5倍の規模でスタートしました。また原動力として蒸気機関——イギリスより輸入——を採用しました。さらに最初はこれまでの紡績所同様ミュール精紡機を導入しましたが、操業後間もなく最新型のリング精紡機——ミュール型に比べて労働生産性が高い——を輸入して使うことにしました。また会社設立に当たってイギリス留学中の者にランカシャーの紡績工場で技術の修得

をさせるなど研究と工夫を重ねております。

こうして大阪紡績会社は好成績を収めることができましたので、1886年以降1万錘以上の規模の紡績工場がつぎつぎ設立されて急速に錘数が増加していったのであります。このようにして綿糸生産は早くも1890年には輸入量をこえて自給の域に達し、さらに1897年輸出量が輸入量を上回って、綿紡績業における輸入代替工業化の目的は短期間に達成されたのであります。

海運――四面を海に囲まれ、国土が四つの大きな島からなっている上に、貿易依存度の高い日本はかなりの規模の商船隊を必要としています。1900年においては、輸出入物資の海上輸送に必要な船舶のうち約70パーセントを外国船に依存している状態でありました。まず政府は内航海運から外国汽船会社を駆逐する方針をとり、民間の海運会社に船舶の無償払い下げや助成金を交付するなどの手厚い保護・助成を行ない、アメリカのパシフィックメール社やイギリスのP&O汽船会社などを日本近海から駆逐しました。その後も政府は海運会社の配当の保証や助成金を交付して援助を続けましたが、1896年航海奨励法を制定して一定の条件を満たした船舶の運航に対する補助を行なうことになりました。同時に造船奨励法も制定して一定の条件を満たす鋼鉄船の建造――日本での鉄船の建造は1884年に始まる――に対しても補助を行なうこととし、海運業の自立化を促進するとともに、船舶の自給化を推進しようとしたのであります。

こうして、日本の商船隊は1885年には461隻、6万トンにすぎなかったのが、1910年には2,545隻、約123万トンを保有するようになったのであります。その保有する船舶のかなりの部分は輸入されたものであります。

造船業――この時期の造船業は日本の重工業の中核を形成する重要な分野でありました。それは単に船舶の建造・修理だけではなく、船舶以

外の機械類の生産も行なっていたからです。すなわち、機械工業の未発達を補う役割もしていたわけです。1890年には造船所は53か所もありましたが、それらは小規模なもので、その年に汽船を59隻建造しましたが、その総トン数は6,039トンで平均1隻100トン程度にすぎませんでした。しかし造船業は海軍の需要もあり、また1896年には造船奨励法による保護もあって1909年当時職工1,000人以上の民間機械器具工場は5か所ありましたが、そのすべてが造船所で占められていたことからもわかりますように造船業は規模の大きい重工業の部門でありました。また1909年には汽船58隻、総トン数6万3,500トン、平均1隻1,000トンをこえる汽船を建造するようになりました。そして1908年に竣工してサンフランシスコ航路に就航した天洋丸は1万3,426トン、2万馬力の機関（蒸気タービン）を備えた大型船で、この船の建造の成功によって日本の造船技術は世界水準に到達したといわれています。

製鉄業——政府は時代が「鉄ノ世界」であるという認識をもって製鉄業の発展に努力しました。またドイツやイギリスから技師を招いて指導を受けました。政府は1880年ドイツ人技師の意見とイギリス人技師の指導の下に必要な資材・諸機械・鉄道用諸施設（蒸気機関車・貨車・レールなど）などをすべてイギリスから輸入して近代的な製鉄所を建設し製銑を開始しました。しかしその操業は容易でなく失敗しました。その原因は適当な燃料——木炭とコークス——が得られなかったこと、鉱石の輸送設備が整っていなかったことなど近代的設備をもつ高炉はあってもその周辺の生産条件が整備されていなかったためであります。その後製鉄業はようやく1886年に至って民間人の努力で成功し、1894年にはコークス製銑に成功し、その年に高炉銑が旧来の砂鉄銑の生産を凌駕するようになりました。しかし1906年までは必要な銑鉄の半分以上を輸入に依存しなけ

ればなりませんでした。このように増大する鉄・鋼の需要に応ずるため政府は1901年官営の製鉄所を設立しました。しかしこの製鉄所の操業も順調に進まず、軌道にのるのに数年を要しました。普通鋼材の生産が輸入を上回るようになるのは1915年までまたなければなりませんでした。

ここで図4-7に示されていませんが、いくつかの重要な事項について述べておきましょう。

製糸業――戦前のもっとも製糸業が栄えた時代には桑園は全耕地の約1割を占め、養蚕戸数は全農家の約4割に達し、生糸の輸出は19世紀を通じて総輸出額のほぼ4割、それ以後も2―3割台の高い割合を占め続けました。先に述べました紡績業はいち早く近代的機械制工業として発展していきましたが、原棉や紡績機械を輸入に依存していたために綿製品の輸入代替が進行しても綿業部門としての貿易収支はかなりの入超を続け、これらの貿易収支の赤字を補塡し、さらに一層の工業化に必要な原材料や機械類の輸入に必要な外貨の稼ぎ手が蚕糸業であったのであります。その意味で蚕糸業は日本の工業化を支える重要な産業でありました。

従って政府は重要な輸出産業である蚕糸業の技術を改善することに努め、当時製糸の先進国であるフランスやイタリアから製糸器械を輸入し、また外国人技術者を雇い入れて1872年模範工場を設立して洋式技術の普及に力を入れました。その際注目すべきことは必要な蒸気機関を国内の造船所で生産されたものを使用したことです。これらのパイロット・ファームは各地から西欧技術を習得するために集まった多くの女工たちに技術伝習を行ない、また輸入された器械を模倣して在来技術の改良に努め、それまでの技術よりは一段と進んだ製糸器械工場――小規模な手工業的経営――が各地に急速に設立されてゆきました。その場合動力としては蒸気力ではなく水力が盛んに用いられました。また必要な資金を中央

銀行（日本銀行）を通じて供給しました。こうして1900年には、蚕糸労働者は全民間工場労働者の34パーセント、22万7千人にも達しました。そして生糸の輸出量は1905年にイタリアの生産量を、1909年には清国の輸出量を凌駕して世界最大の生糸輸出国になったのであります。

官営事業——後進国としての日本の工業化の過程で政府が行なった事業は工業化に大きな役割を果たしました。鉱工業や交通業における資本総額に占める国家資本の比重はすでに1897年で29.3パーセントという高い割合を示していました。1907年に民営の主要幹線鉄道が国有化されると、その比率は51.2パーセントという高い比率に達したのであります。当時の官業の主要なものは軍工廠・製鉄所・鉄道・電信電話などであります。これらは軍事上必要な軍艦・兵器などとそれに必要な素材および運輸・通信手段の確保を目的として維持されていたものであります。これらの官営事業は、その初期においては外国人技術者の指導の下に、外国から輸入した機械・機材を使った大規模な工場として出発し、のちに国内の秀れた技術者を擁する工場として発展し、民間の工場の技術水準とは比べものにならない程の高い水準のものでありました。従ってここで経験を積んだ技術者や職工たちで民間の工場に迎えられたり、自ら独立して工場を経営する者も多くありました。また民間からの注文に応じて蒸気機械や工作機械、歯車などの生産も行ない、民間の機械工業の未発達を補完するなど日本の工業化を推進する上で大きな役割を果たしたのであります。

会社制度——日本の産業や企業の発展にとって会社制度、とりわけ株式会社の著しい発展と普及が大きな特徴となっています。遅れて工業化をスタートさせた日本では会社制度は欠くことのできないものでありました。資本形成が十分でない工業化の初期の段階では社会的遊休資金を動員す

る制度として大いに役立ったのであります。それはとりわけ比較的多額の資金を必要とする海運・鉄道・銀行の三つの部門で利用されました。

そして株式企業の発達を助長するための株式取引所が1878年以降設立され、さらに1893年には商法のうち会社法が施行され、法制も整備されました。こうして1885年に比べて1910年には会社数で約10倍、資本金額は約30倍にも達し、工業化に大きな役割を果たしたのであります。

(c)　産業動力

産業革命をもたらした重要な要因の一つは産業動力の変革であります。具体的には産業の動力が人力から水力および蒸気力へと急速に移行したことであります。世界で最初に産業革命を遂行したイギリスでは産業革命の始まる以前の18世紀初めにすでにトーマス・ニューコメンの気圧機関が発明され、そして産業革命が始まって間もない1775年にワットの複動式蒸気機関の導入によってピストンの上下運動が回転運動に転化されるようになり、作業機に原動機が産業動力として利用されることとなり、ここに産業革命の基礎となる動力革命——人力から蒸気力ないし水力への移行——が展開することになりました。

日本における動力革命は図4-8に示されています。産業革命の前半期においては使用される動力の主要部分は蒸気力で、水車がこれを補完しています。そして後半期を迎えると、電力の普及に伴なって電動機が急速に使用されるようになり、続いてガス機関や石油機関も使われるようになっていきました。

1900年以降の水車の増加は発電用のもので、産業動力として直接用いられる水車はむしろ急速に衰退していきました。そして1909年における製造業の工場の動力化率——工場総数のうち原動機を使用する工場の割合——は28.2パーセントでありました。しかし職工30人以上を雇用

図4-8　原動機種類別馬力数：全製造業

出所：南亮進『動力革命と技術進歩』82頁。

している工場では動力化率は60パーセントをこえていました。このように日本の産業革命期の動力の変革をリードしたのはイギリス同様蒸気力でありましたが、その後半においては電力が急速に普及していった点が異なっています。これは日本の産業革命の開始時期が、イギリスより1世紀余もおくれたことによるものです。

産業革命の始まる1885年の製造業の原動機の総馬力数は1,300余馬力でありましたが、終了する1910年ころには31万余馬力と230倍にも

達していました。

(d)　技術進歩

日本の産業の成長率の高さは戦前・戦後を通じて、成長の要因の過半を占める技術進歩に負うところが大きいのであります。しかもその技術進歩が欧米先進国に比べて急速であったのは、先進国の技術の蓄積を利用することができたこと、そして受け入れる側にそうした技術を利用することができるだけの能力をもっていたことによるものと考えることができます。

戦前の日本の技術進歩にはつぎの三つのタイプがあったと考えられます。

第一のタイプ＝全面輸入依存型　先進国で開発され利用されている最先端の機械設備をそのまま輸入して利用するものです。いわば、プラントの輸入に当たります。その具体例としては前述の機械制紡績業や鉄道業、電力業などをあげることができます。

第二のタイプ＝折衷型　このタイプは日本で育った在来技術に、西洋の近代技術を受容しながら日本独自の技術をつくり上げていったものです。このタイプは先進技術に修正をほどこして自国の要素賦存の状態に適合したものとする場合です。この具体例としては製糸業や織物業における技術進歩をあげることができます。

第三のタイプ＝不適応型　このタイプはその産業分野に先進技術を受容するだけの条件を欠いているために技術の移植が成功せず、日本独自の技術の改良が進められていったものです。具体例としては農業の場合をあげることができます。日本の近代化がスタートした1868年以降新政府は西洋の農業技術を移植しようとして試験場や試験農場・農学校の設立、種苗や農機具の導入、外人教師の招へいと留学生の派遣など工業の場合

図4-9　水稲の10アールあたり収量（玄米・kg）

（全国・5か年平均）

出所：海野福寿編『技術の社会史』 3 、212頁。

と同様大きな努力を払いました。しかし日本の耕地の形状、労働組織、経営規模など日本農業の特徴ともいうべきものと西欧の農業技術とは適合しないために政府の努力も大きな成果をあげることができませんでした。僅かに品種の選抜、肥料に関する知識、病害虫の防除などの面で成果を収めたにすぎませんでした。その反面農談会や種子交換会などを各地で盛んに開き、在来農法の到達した水準を各地に普及させ、あるいは一層の改良が加えられて農業生産の上昇がはかられていきました。その結果図4-9にみられるような米の生産量の上昇がみられたのであります。

（e）　工業化過程における農業の役割

日本の産業革命期における農業の成長率はすでに表4-15に関連して述べましたように、1年当たり平均1.52パーセントという比較的高い成長率でありました。そしてこの高い成長率をもたらしたのは品種の改良でありました。そしてこの品種の改良は肥料の多投と関連しており、肥料の多投に耐えられる——肥料に対する感応度の高い——品種の改良ということであります。

このように日本の工業化の進展と併行して日本農業は発展し、工業化の促進に一定のそして重要な役割を演じたのであります。それらの関係をわかり易くするために図4-10を示してあります。

農業生産性の向上の要因の第一は農業生産の増大であります。その一つは工業用原料の供給力の増大です。その主要なものは製糸業の原料であるまゆの供給であります。すでに製糸業の重要性については説明しましたが、生糸の輸出を通じて日本経済の発展に寄与したのは、生糸の原料であるまゆを供給した農業部門であります。また工業化の初期の段階では茶の輸出も重要な位置を占めました。いま一つは食料の供給者としての農業の役割であります。日本は1880年代までは米の生産は消費を上回り、米の輸出国でありました。1890年代に入ると生産と消費はほぼ均衡しました。そして今世紀に入ると米の輸入国に転じましたが、輸入量は1900年代と1910年代には消費の5—6パーセントを占めるにすぎませんでした。すなわち、ここで対象としている時期についていえば、日本はその必要とする食料の大部分を自給できたのであります。従ってこのことは図4-10にしめされていますように、国際収支の安定に寄与するとともに、賃金と労働の分配率の安定に役立つので、それはひいては資本形成の促進に貢献することになりました。

第二の要因は農業から農業外の部門——工業およびサービス産業

図4-10　工業化過程における農業の役割

図4-11　日本の総労働力、農業労働力、非農業労働力の成長（1883—1964年）

出所：B. F. ジョンストン「農業開発の日本『モデル』」川野・加藤編『日本農業と経済成長』40頁。

——への労働力の排出で、工業は必要とする労働力を農業から供給されたのであります。このことは農業の労働力が減少していっても、その反対に農業生産の成長が可能であったことを意味しています。すなわち、農業の生産性が上昇したからであります。図4-11は日本の総労働力が増大していく中で、農業の労働力が次第に減少し、他方で非農業部門の労働力が急速に増加し、1920年代半ばに総労働力に占める農業労働力の割合が50パーセントを割ることが示されています。

第三に農業所得の上昇があげられます。所得の上昇は農業部門の貯蓄を可能にし、その資金が金融機関を媒介として工業部門に供給され、また資本市場を通じて非農業部門の株式や社債への投資にあてられます。さらにまた農業からの租税収入の一部が公共部門や非農業部門への投資の源泉として役立ちます。他方で農家の所得の増加は工業の生産物への需要を増大し、国内市場の拡大に寄与します。

このように工業化過程における農業の役割は重要でありました。

（f）　企業家活動

経済の発展過程において、変化に対して創造的に反応する人間、すなわち革新を遂行しようとする人間を企業家と呼びます。彼らは不確実性をもつ事業に対して大きな危険を負担することを覚悟してこれに取り組みます。こうした人々の活動によって経済は新しい発展の途を切り拓くことができるのです。

日本の工業化においてもこうした企業家が大きな役割を果たしました。前に述べましたように、近代紡績業はこの時期の工業化をリードする産

表4-16　1897年ごろまでに設立された紡績会社の出資者と経営者

		商工業者	地主	士族	商人と地主の合弁	商人と士族	その他	計
1885年までに設立	出資者	6	1	6	4	2	—	19
	経営者	6	2	9	2	—	—	19
	経営をひきついだ者	4	—	—	1	—	—	5
1885－96年に設立	出資者	32	1	—	7	10	5	55
	経営者	34	2	11	4	—	5	56
	経営をひきついだ者	6	—	—	—	—	—	6

出所：中村隆英『日本経済－その成長と構造』61頁。

業でありましたが、これらの近代企業の出資者や経営者はどのような階層の人々によって担われていたのでしょうか。

表4-16に示されているように、商工業者とくに商人と士族の人々がその中心的な担い手であったことがわかります。そしてこれらの人々の経営理念はたんなる利潤追求だけではなく国益を重視する傾向の強いものでありました。かれらは儒教倫理をもって企業経営の規範としていました。また儒教はかれらの知的探求心と向学心をかきたてるのに効果的

であったのであります。

(g)　貿易と外資導入

すでにこの時期の日本の比較的高い経済成長率をもたらした要因の一つが表 4-13 によってみてきましたように、高い輸出の成長率であることを指摘いたしました。とくに日本の輸出は図 4-12 にみられますように、世界の輸入の伸びをはるかにこえるような伸び方を示しているのであります。すなわち第一次世界大戦までの時期の日本の輸出の対世界貿易弾性値

図4-12　世界の輸入と日本の輸出の関係

出所：中村隆英、前掲書、32頁。

は2.7ないし2.4という高い値を示しております。それは世界貿易が一単位伸びると、日本の輸出はその2.7ないし2.4倍の伸び方をするということを意味しております。

つぎにこの時期の貿易構造をみてみましょう。

表4-17によれば、輸出品の構成は初期の生糸や茶・水産物などから生糸・綿糸およびその関係の製品の輸出へと変化しております。

輸入品の構成は初期には砂糖などの食料品と鉄鋼・機械類などの工業化に必要な素材と生産手段が大きな比重を占めていましたが、工業化

表4-17　主要貿易品の構成の変化

		1880	1890	1900	1910
輸出（輸出総額一〇〇）	水産物	8.1	5.2	1.8	1.6
	茶	26.4	9.0	4.4	3.3
	綿糸	—	0.0	10.3	9.8
	綿織物	0.1	0.3	2.8	4.5
	生糸	30.3	19.8	21.8	28.4
	絹織物	0.1	1.7	9.1	7.2
	陶磁器	1.7	1.8	1.2	1.2
	セメント	—	—	0.1	0.3
	機械類	—	0.0	0.0	0.9
	うち船舶	—	—	0.1	0.1
輸入（輸入総額一〇〇）	米	1.2	15.1	3.1	1.9
	小麦	0.0	0.0	0.3	0.6
	砂糖	9.7	10.3	7.0	5.8
	羊毛	—	0.5	1.4	3.0
	綿花	0.5	5.1	20.6	34.3
	石炭	0.4	0.1	0.6	0.3
	原油および粗油	—	—	—	0.2
	鉄鉱石	—	—	0.0	0.2
	鉄鋼	4.6	2.7	7.6	7.0
	機械類	2.0	4.7	3.4	3.3

出所：中村隆英、前掲書、46頁。

表4-18　地域別貿易構成の変化

		ヨーロッパ	北アメリカ	アジア
輸出	1886－1890	33.3%	39.0%	22.3%
	1896－1900	24.5	31.0	37.5
	1906－1910	23.8	34.1	39.0
輸入	1886－1890	56.6%	9.0%	31.6%
	1896－1900	43.3	16.2	39.0
	1906－1910	41.9	16.8	43.0

出所：『講座　日本資本主義発達史論』Ⅰ、255頁。

の進展とともに鉄鋼・機械類の比重は一層高まるとともに、近代的繊維産業の発展による繊維原料＝綿花および羊毛の輸入が著しく増加しています。

つぎに貿易の地域別構成の変化をみるために表4-18をみますと、日本からの輸出はヨーロッパの比重が低下する一方で、北アメリカとくにアジアの比重の上昇がきわだっています。このことは、この章の初めの部分(3)アジア間貿易のところですでにみてきましたように、アジア間貿易は世界貿易の伸び以上に増大し、日本の貿易もその中の重要な一環に位置づけられたことを示しています。輸入についてはヨーロッパの地位はまだ一定の高さを維持していますが、アジアはヨーロッパをやや上回る重要な輸入品を供給する地位へと進出しています。すなわち、日本はインドや中国から綿花を、マレーからゴム・錫、インドネシアから砂糖・石油、フィリピンから麻、満州から大豆・豆かす、タイなどから米というように、工業原料・食料などをアジアの各地から輸入し、綿糸・布など工業製品をアジアの各地へ輸出するという貿易構造ができつつあったのであります。

1882年から1895年にかけての貿易収支は、2か年を除いて輸出超過でありました。しかし1896年から1909年にかけての貿易収支は大幅な輸入超過を記録しました。

図4-13　日本と主要外国との貿易差額
（1902－1911、10か年通計）

注：(1)(2)(3)は主要貿易品とその順位を示す。(　)内は全体に占める比率(%)。
出所：長岡・田中・西川共著『近代日本経済史』105頁。

このような状況を図にしめしたのが図4-13です。これによって地域別にみた貿易収支の状況がわかります。

こうした貿易収支の悪化を補ったものが外資の導入でありました。日本は1897年に金本位制に移行し、1900年には外資導入の窓口になることを目的の一つとする特殊銀行も設立されました。こうして日本は大幅な輸入超過となった1896年から1909年の間に貿易の赤字額合計の2倍以上の外資を導入したのであります。それらの外資は増大する軍事関係の支出に充てるための中央政府の発行する国債、地方自治体の公共事業に充てるための地方債、ならびに民間企業の外国技術を導入するための外国会社との資本提携あるいは海外での資金調達のための社債の発行などによって行なわれたのであります。このうち国債の発行による外国からの資金調達が70パーセント程度を占めました。

（h）　生活水準の上昇

以上に述べてきた日本の産業革命は人口一人当たり実質消費支出の上

昇をもたらしました。すなわち1885年から1910年の間に一人当たりの実質消費支出の上昇は約1.5倍、すなわち50パーセントも上昇したのであります。消費生活の内容も消費支出に占める食料費の割合――エンゲル係数――が低下した反面、被服費・住居費・光熱費・保健衛生費・交通通信費・教養娯楽費などに対する支出の割合が上昇し、消費生活の内容の改善がみられ、近代化の方向へと向かい始めたのであります。

しかしながら当時の工業化を主導した繊維産業を始めとする労働者の労働条件はよいものではありませんでした。長時間労働と低賃金に耐えなければなりませんでした。政府は労働条件を改善して労働者を保護する工場法を1911年に制定して公布しましたが、これが実施されたのはその5年後でありました。

２．両大戦間期の日本経済

(1)　概観

両大戦間期のヨーロッパ諸国の経済の状況は表4-19によってうかがうことができます。この時期の工業の成長率はロシアが一番高く、ついでイタリア・ドイツ・イギリス・フランスの順となっています。

日本の場合はつぎの表4-20のようです。これによりますとロシアに匹

表4-19　工業産出量の推移（1913－1938年、1937年＝100とする）

	イギリス	フランス	ドイツ	ロシア	イタリア
1913年	61	99	65	17	57
1920年	60	61	－	1921 5	59
1927年	75	109	78	19	80
1934年	80	92	67	57	80
1938年	97	92	110	112	100

注：1920年以降のイギリスには北アイルランドを含むGreat Britainの数字である。
出所：B. R. Mitchell, *The Fontana Economic History of Europe, Statistical Appendix 1920－1970,* pp. 67－74.

表4-20　日本の製造工業の生産指数
（1934－1936年平均＝100とする）

1910年	20.0
1915年	27.3
1920年	38.5
1925年	47.7
1930年	62.7
1935年	102.3

出所：安藤良雄編『近代日本経済史要覧』10頁。

表4-21　両大戦間期の主要経済指標

	経済成長率	産業別成長率		
		A 産 業	M 産 業	S 産 業
1911－1915	3.35％	} 1.62％	6.46％	4.26％
1916－1920	4.77			
1921－1925	1.93	} 0.75	5.57	0.44
1926－1930	2.53			
1931－1935	4.98	} 1.30	7.17	3.64
1936－1938	5.07			
(1911－1938)	(3.68)	(1.22)	(6.35)	(2.72)

注：A産業＝農林水産業　M産業＝鉱工業・建設業・運輸・通信・公益事業　S産業＝商業・サービス業
出所：南亮進、前掲書、32、80頁。

敵する伸び方であるということができます。表4-21はこの時期の経済発展の状況を示す指標が掲げられています。経済成長率は年率3.6パーセントという前の時期（＝産業革命期）に比べて一層高い水準を示していますが、前に示した図4-5をみてわかりますように、この時期はかなり顕著な循環的変動を経験しております。これを産業別にみてゆきますと、工業の成長率がきわだって高いことがわかります。これに対しA産業とS産業の成長率は経済成長率を下回っており、とくに1920年代（第一次大戦後の恐慌とその後の経済の停滞）の両産業の成長率の落ち込みはひどいものでありました。従って比較的高い経済成長率を維持できた

表4-22　産業別純国内生産の構成比

	A 産 業	M 産 業	内製造業	S 産 業
1915	29.0%	37.5%	(22.2)	33.5%
1920	30.2	37.1	(20.6)	32.7
1925	28.1	37.7	(19.5)	34.2
1930	17.6	44.6	(23.7)	37.8
1935	18.1	46.5	(27.7)	35.1

出所：安藤良雄編、前掲書、８頁。

表4-23　国民総支出の構成比

	個人消費支出	政府経常支出	粗国内固定資本形成	輸出・海外からの所得
1915	72.5%	7.3%	15.9%	20.1%
1920	71.3	6.8	22.6	18.8
1925	78.4	6.6	16.6	20.1
1930	74.0	9.9	15.8	16.9
1935	69.2	11.6	18.3	22.7

出所：安藤良雄編、前掲書、７頁。

のは工業の発展に負うところが大きかったと申せましょう。

つぎに国民所得の構成の推移を生産面と支出面からみてみましょう。

表4-22から、この期間の産業別の生産額の構成比の推移をみますと、A産業の相対的地位の低下、その反面M産業の1920年代後半以降の急速な発展、S産業の安定的・漸進的な拡大をみてとることができます。そしてM産業は1930年代後半に50パーセントを超えるとともに、製造工業のうち重化学工業の占める割合は、1915年の29.3パーセントから1935年の43.5パーセントへと重化学工業化が進展したことを示しています。

表4-23からは、前の期間から引き続きこの期間においても経済成長の主役が輸出と資本形成であることがわかります。また1930年代になると、これに政府経常支出の増大が経済成長率の上昇に寄与してくるようになります。

表4-24　商品輸出の構成

（%）

期　　間	一次産品	工　業　品				
		軽工業品	繊維品	重化学工業品	その他工業品	合　計
1．1874－1880	47.1	40.7	38.6	7.6	4.6	52.9
2．1881－1890	34.1	46.4	45.0	12.0	7.5	65.9
3．1891－1900	22.1	53.7	52.0	13.1	11.1	77.9
4．1901－1910	14.4	58.2	53.7	14.9	12.5	85.6
5．1911－1920	9.4	60.4	55.5	19.7	10.5	90.6
6．1921－1930	6.8	71.5	66.3	12.6	9.1	93.2
7．1931－1939	6.7	54.3	47.6	27.0	12.0	93.3

出所：南亮進、前掲書、188頁。

表4-25　貿易の地域別構成

		アジア	ヨーロッパ	北アメリカ	その他
輸出	1915－19	45.9%	15.6%	33.0%	5.4%
	1920－24	45.0	8.2	40.0	5.7
	1925－29	43.2	6.9	43.9	6.1
	1930－34	49.7	9.3	29.7	11.3
	1935－39	56.9	9.6	21.3	12.2
輸入	1915－19	49.2%	8.3%	33.7%	7.4%
	1920－24	40.5	19.6	32.5	6.5
	1925－29	42.2	18.0	31.4	8.2
	1930－34	36.3	15.2	34.6	12.3
	1935－39	37.3	12.7	36.6	13.2

出所：安藤良雄編、前掲書、23頁。

前述の産業の発展の中での重化学工業化の増大は、商品輸出の構成においても反映し、1930年代に入って商品輸出に占める重化学工業品の比率が急速に増大したことを示しています（表4-24）。

つぎに表4-25によって貿易の地域別構成の変化をみてみましょう。輸出は1920年代まではヨーロッパの地位の低下、北アメリカの地位の上昇、アジアの高い比率の維持という点が指摘できます。ところが1930年代に入ると、ヨーロッパの地位の回復、北アメリカの急激な地位の低下、アジ

アの地位の急速な上昇などの諸点をあげることができます。

輸入についてはアジアの地位が低下してゆく反面北アメリカおよびその他の地域の比率の上昇が指摘できます。とくに輸出面でのアジア地域との結びつきの一層の進展が注目されるところであります。

つぎにこの期間の経済や産業の変化の中で、重要な三つの問題——二重構造・財閥・日本的経営の形成——にふれることにします。

(2)　二重構造の形成

さきに表4-21に関して農林水産業（A産業）の1920年代における成長の停滞——主として技術進歩の枯渇、外地（朝鮮・台湾）よりの米の移入に伴う内地農業への影響という二つの要因による——を指摘しました。他方でM産業は同じ時期に5.57パーセントという高い成長率で発展しました。このため1921年から1930年までの農業賃金の毎年の成長率は僅かに0.54パーセントに止まったのに対し、製造業の賃金の成長率はその5倍の2.73パーセントという大きな開きが生じました。こうして1910年代後半から1920年代にかけて農業賃金と工業賃金との間には格差が生じました。また工業の内部においても工場の規模別にみた賃金には1920年代を通じて大きな格差が生じました（表4-26）。この表では最小規模と最大規模の賃金を比較してありますが、1914年においてはあまり大きな開きがなかったのに対して、1932年には両者の間には3.8倍余とい

表4-26　工業における規模別賃金格差

1914年		1932年	
規模(職工数)	1日の賃金	規模(資本額)	年間賃金
	指数		
5－10人	40銭（100）	100円以下	174円（100）
1,000人以上	43銭（108）	50万円以上	671円（386）

出所：安藤良雄編、前掲書、119頁。

う大きな格差が生じたのであります。

このように日本の産業の内部に、一方には近代的技術と優秀な設備をもち、従って労働生産性と賃金の高い部門が存在し、他方には在来的技術と貧弱な設備しかもつことのできない低い労働生産性と賃金に象徴される部門――農業や中小企業――が同時に存在するようになったのであります。このような状態を経済の二重構造の形成と呼んでおります。

(3)　財閥

この時期の日本経済は1907年の恐慌とその後の慢性的不況、そして第一次世界大戦による空前の好況期を経て1920年の戦後恐慌、1923年の関東大震災、1927年の金融恐慌、1929年の世界恐慌というように図4-5に明瞭に現れているような景気の激動を経験してきました。

このような過程で大企業による生産および資本の集中・集積が進んでいきました。前節でみた二重構造の形成もその現象の一つでありました。例えば製造業における500人以上を雇用する工場の従業員数が従業員5人以上の全工場の従業員総数に占める割合は、1909年には21パーセント程度でありましたが、1939年には35パーセントへと上昇しています。これは大規模な工場への従業員の集中を意味し、これによって大規模企業への生産と資本が集中し集積されていったことが示されています。

こうした状況の中でとくに特徴的なことは、財閥とよばれる特定の企業集団が形成され産業支配がみられるようになったことであります。その中で三井・三菱・住友・安田の四つの財閥が重要な位置を占めておりました。財閥は本社を持株会社として広範な産業分野の多くの企業の株式保有を通じて、それらの企業を支配するコンツェルン（企業結合）の形態をとっています。

前述の4大財閥が1937年における全国の会社の払込資本金総額に占める割合が20パーセントをこえる産業分野は、鉱業・造船・製紙・繊維・窯業・食品水産・海運・銀行・信託・保険など10業種に及び経済の動向に大きな影響力をもっておりました。

(4)　日本的経営の形成

現在でも日本は西ドイツと並んで労働争議が少なく、また西ドイツとも異なって失業率も低いことが注目されています。なぜそうなのかという問いに対する答の一つは日本には長い歴史的伝統をもつ日本的経営ともいわれる経営の特徴が存在するからであるといわれております。通常日本的経営という場合には①終身雇用制、②年功序列型賃金、③経営家族主義、という諸特徴が指摘されます。そしてこれらの特徴は第一次世界大戦から戦後恐慌にかけての時期に形成されてきたといわれております。

企業は必要な人材を長く経営内に維持しておくために、優秀な新規学卒者を採用し、これに必要な企業内教育を施して熟練度を高め、定年までこうした人材を確保するために終身雇用制度ができあがっていきました。そしてこうした人材の賃金は年令に応じて必要となる生活費に対応する生活給的な年功序列型という形態をとるようになります。このような雇用関係に対応して経営者は経営があたかも家族のように親近感をもった集団的秩序の下にあるものと意識し、被雇用者もこうした集団に帰属して全体のために奉仕しようという意識をもつようになります。これが経営家族主義とよばれる日本に独特な経営理念であります。

こうした特徴のある経営が戦前の経済の発展に一定の役割を果たしたといえましょう。

第3節　敗戦と新しい出発

1．戦後経済と3大改革

第二次大戦の結果、日本は領土の約45パーセント、国富総額の約41.5パーセントを喪失した上に、約185万人の人命を失い、負傷者を含む罹災者は約875万人にも及びました。このように、戦前に比較して、第二次大戦後に日本経済が破滅的な打撃を受けたのですが、このように極端な落ち込みを経験した日本経済は、その後奇跡的な復興を遂げることになります。

それでは、このような第二次世界大戦後の日本経済の驚異的な再建は何故可能だったのでしょうか。戦後の経済再建および奇跡的な成長の要因を歴史的に追求してみると、我々はどうしても終戦直後に行なわれた3大改革にたどりつくことになります。農地改革、財閥解体および労働者の権利を認めた労働三法の成立、以上の三つの改革が重要なのです。まず最初に農地改革について述べておきます。

農地改革法は、1946年11月に国会に提出され無修正で成立したものですが、地主制を解体させたものとして、重要な意味を持っています。この農地改革の主眼は、地主制を解体し、小作農を解放し、出来るだけ多くの自作農を創出しようとする点にありました。地主が小作地として所有出来る限度は、全国の各都道府県で1町歩（但し北海道は4町歩）まで認められましたが、それ以上の地主所有地は国家が買収し、それを旧小作人に譲渡するという方式で、農地改革が行なわれました。この改革の実施のため農地委員会が設置されましたがこの委員会の構成は地主3名、自作人2名、小作人5名とされ、小作人の意向が反映されるようになっていました。譲渡価格は、田地の場合は1年の支払い地代の40倍、畑地の場合は48倍

の価格とされました。零細な小作人にそのような多額の資金があったのかと考えられますが、戦後の急速なインフレーションのなかでは、小作人にとっては、これらの譲渡価格は、それほどの負担ではなかったといわれています。この農地改革の結果、第二次世界大戦以前の小作地面積の約80パーセントが解放され、小作地率は解放以前の46パーセントから10パーセントへと低下し、農業における地主制は解体されたのです。

このように、農業において大量の自作農が創出されたことは、その後の日本の工業化にとって重要な意味を持っています。というのは、自作農は以前のように地主に地代を収取されることがないので、労働意欲を著しく高めたからです。農業の生産性が増大することは、食料や工業原料の供給力を高めることにもなります。また農家の所得水準があがることにより、国内の工業製品に対する市場が拡大することにもなりますし、農業生産性が上昇すると、農業部門から工業部門へと余剰労働力を排出し、工業労働者を供給するようになります。第二次大戦後の農地改革は、以上のような諸点から考えて、まさに戦後の日本の経済成長の起点のひとつを形成していたといえるでしょう。

次に工業面で行なわれた財閥解体について、述べてみましょう。財閥というのは、同族的な集団によって支配されている巨大な企業グループのことですが、戦前の日本経済は、このような財閥の支配下におかれており、健全な自由競争が行なわれにくい環境にありました。そのため財閥による経済支配を解体し、自由競争が行なわれる資本主義のメカニズムが健全に作用するよう、経済機構を再建する必要があったのです。

財閥解体は次のような方法により行なわれました。まず、第一には、財閥の持つ株式が公開されました。1946年8月より、三井、三菱、住友、安田の4大財閥を始めとする、二流財閥、地方財閥などの合計83社の株式

が公開され、人々が自由にそれらの株式の売買を行なうことが出来るようになりました。第二には、三井物産や三菱商事の両社が、解散を命じられました。その結果、三井物産は約250の小会社に、また三菱商事は約140の小企業へと分散させられたのです。それと同時に、1947年7月3日以前の10年間に両社の役員であった人々は追放され、復職禁止の処置をとられ、財閥の人的支配網が切除されたのです。財閥解体と同様に、1947年12月に行なわれた集中排除の処置も無視することが出来ません。この改革は不完全におわりましたが、市場占拠率の高い企業として分割を命じられたのは、11社となり、それらの11社は、各々2—3の新企業へと分割されたのです。分割の対象となった企業は、大日本麦酒（日本麦酒と朝日麦酒に分割)、三菱重工業（東日本重工業、中日本重工業、西日本重工業に分割)、日本製鉄（八幡製鉄、富士製鉄等に分割)、王子製紙（苫小牧製紙、十条製紙、本州製紙に分割）などであります。このような財閥解体をめぐる一連の改革についての評価は二つに分かれています。一方では、財閥解体は、日本の優秀な経営者を追放し、企業を分割して規模の経済の追求を阻止することにより、戦後の経済復興を10年は遅らせたという意見があります。だが他方では、財閥の解体や企業の分割などにより、市場に自由競争の原理が定着して、各企業が活発な競争を繰り広げたことが、日本の経済復興の原動力になったのだと主張する人々も多いのです。

戦後改革の最後の重要な要素は、資本主義システムのなかで、労働者の権利を認め、労働者の生活を保障するため三つの関連法案が制定されたことです。1946年から施行された労働組合法は、労働者の団結権、団体交渉権、争議権を保障しました。さらに1947年には、労働基準法と労働関係調整法とが施行されております。労働基準法は、週8時間労働や男女の同一労働に対する同一賃金の支払いを規定しています。また強制労働

の禁止や婦人・年少者の時間外労働を禁止するなどして、労働者の保護を意図したものです。労働関係調整法は労働委員会による労働争議の調整や争議行為の制限を定めた法律であります。以上の法律は、労働三法と呼ばれ、戦後の日本経済の活性化にあたって貢献するところが大きかったわけであります。

2．戦後経済の復興

以上のように第二次大戦直後の経済民主化のための3大改革を実現したのち、日本経済は、1949年のドッジ・ライン（財政金融顧問ドッジ・デトロイト銀行頭取の超均衡予算によるディス・インフレーション政策等）の実施や、朝鮮半島の動乱による特需ブーム（1950—53年）を経て、1950年代にはすでに、戦前（1934—36年平均）の水準にまでその経済活動を回復しています。例えば、実質GNPの伸びは、1950年12.2パーセント、1951年13.5パーセント、1952年11.7パーセント、1953年7.7パーセントと高水準を記録しています。このGNPの成長の結果、1951年には農家の消費水準が、1954年には都市のそれが戦前（1934—36年平均）の水準に達し、また1952年には実質国民所得も戦前（1934—36年平均）の水準に達したのです。

図4-14は、このような戦後経済の回復過程を、経済成長率と民間設備投資の両者の視点からグラフにしたものです。この図によれば1955年以降の日本経済が、「数量景気」、「神武景気」、「岩戸景気」、および「好況感なき景気上昇」といういくつかのブームをへて回復してきたのがわかります。また同時に不況による景気後退もみられ日本が開放経済体制下での景気循環過程に組み込まれていったのがわかります。政府は、1955年12月に、56年度を初年度とする「経済自立五か年計画」を立案していま

図4-14　1955－1965年の経済成長と民間設備投資

注：前年同期比の増減率。
出所：経済企画庁編『現代日本経済の展開』97頁。

す。この計画では、外国の援助や朝鮮動乱によるブームのような特需に依存しない国際収支の拡大均衡がまず目標とされました。第二に目標とされたのは、労働力の増加を見越した上での完全雇用政策の遂行です。そして、この計画期間中の実質国民総生産の成長率を年率約5パーセントとしたのですが、実際の成長率は政府の予測を大きく上まわり、1955—65年の年平均成長率は、9.8パーセントと高水準を記録したのです。このことは、図4-14の「岩戸景気」と呼ばれた時期の経済成長率の高さからも看取することが出来ます。

ところで、このような高度成長の要因としては次のような諸点が考えられます。まず、指摘しなければならないのは、当時世界経済は開放経済体制へと向かっており、日本もこの国際的経済動向を十分に認識して、1960年に「自由化計画大綱」を決定し貿易の自由化を促進したことです。開放経済体制下の国際的経済環境こそが、貿易に立脚する日本経済の高度成長にとっては不可欠の前提だったのです。このような国際環境をふまえた上で、高度成長の第一の要因としてまず考えられるのは、高い貯蓄率と小さい限界資本係数の存在です。日本の貯蓄率は、個人貯蓄率はもとより、法人貯蓄率の高さもよく知られています。また限界資本係数（粗投資額対GNP増加額）は、イギリス、アメリカなどの6パーセント台（1956—63年平均）に対し、日本のそれは3.4パーセントと低い数字を記録しています。これは、当期の前半の投資が主として生産設備の拡張に充当されていたことを示し、後半に資本係数が増加を示していますが、それは労働の資本装備率の上昇のため必要な投資が増加したことを意味しています。第二の要因として考えられるのは、豊富な労働力の存在です。1955年から64年にかけて第二次産業、第三次産業の就業者数は40パーセント近くも増加していますが、これらの新規労働力の約54パーセントが人口増加に

よるものであり、約43パーセントが農林業からの流出によるものです。このことから農業の近代化が促進され、余剰労働力が第二次、第三次産業部門へと排出されたことがわかります。第三の要因としては、急速な技術進歩の存在が考えられます。日本の技術革新は、国内で新技術を開発するのではなく、外国からの技術導入にその重心がおかれていました。表4-27は、1955年から1964年にいたるまでの期間の外国技術の導入を示すものです。当期の総件数は2,616件で、1960年代以降導入件数が増加しています。また総件数のうち重化学工業関係の導入技術が圧倒的に多く、総件数の2,616件のうち87パーセントの2,271件が重化学工業関係の技術導入です。このような、外国技術の導入が経済成長に対して大きな貢献をなしたのは表4-28からも明らかです。

当表は、1955年から65年にかけての経済成長に対する、資本、労働および技術の3要素の貢献率を示したものです。1955—60年期には、技術の貢献率は70パーセント近くを占め、1960—65年においても60パーセントの割合を保っています。次に第四の要因としては、個別企業の資本蓄積を可能とする財政・金融の役割が重要であったことです。第一の要因でもあった高い貯蓄率によって形成された資金が、産業に対して適切に配布されたことを示しています。例えば、表4-29は、1955年から1965年に至るまでの政府の財政投融資の部門別の構成比を示したものです。これによると1955年から1960年にかけて基幹産業の育成や、中小企業・農林水産業の保護のため多くの資金が投入されたのがわかります。1960—65年期には、道路・運輸・通信などの社会的間接資本への投資や生活環境整備に対して投資が顕著となっています。最後の要因としてあげるべきものは、個人消費の水準が上昇し、その構造が質的に変化し、国内市場の拡大が順調であったことです。この国内市場の拡大も輸出の拡大が、日本経済

表4-27　重化学工業における外国技術導入の状況

	総件数	うち重化学工業関係	うち電機	輸送機	その他機械	金属	化学
		比率					
1955	72	65（90%）	17	8	16	7	17
56	144	116（81〃）	21	12	19	18	46
57	118	97（82〃）	28	2	26	11	30
58	90	78（87〃）	26	6	23	12	11
59	153	134（88〃）	39	6	31	25	33
60	327	283（87〃）	99	17	71	19	77
61	320	270（84〃）	59	24	101	27	59
62	328	298（91〃）	82	17	94	22	83
63	564	507（90〃）	122	4	272	16	93
64	500	423（85〃）	81	5	202	40	95
合計	2,616	2,271（87〃）	574	101	855	197	544

出所：経済企画庁『経済要覧』

表4-28　1955－1965年の生産要素の成長への寄与率

	1955－60年度	1960－65年度
成長率	8.7%（100）	9.7%（100）
うち資本	うち 1.7（19.5%）	うち 3.1（31.9%）
労働	1.0（11.4〃）	0.9（9.2〃）
技術	6.0（68.9〃）	5.8（59.7〃）

出所：宍戸寿雄『日本経済の成長力』1977年、112頁、図4より作成。

を主導したのと同様に需要を喚起する重要な要素であったのです。我々は、図4-15からこのような国内市場の拡大のようすを理解することが出来ます。当図は、1964年時点での都市及び農村における耐久消費財の普及状態を示したものです。これによるとテレビは都市で94.3パーセント、農村で81.7パーセント、洗濯機は都市で75.2パーセント、農村で47.0パーセントの普及を示し終戦後わずか20年にして、欧米先進国型の家庭用耐久消費財が驚くほどの普及をみせていることが明らかになります。以上のような諸要因により、戦後経済は復興を遂げ、さらに1960年代

表4-29　財政投融資の使途別構成比

（単位：％）

年度	住宅	生活環境整備	厚生福祉文教	中小農林漁業	国土保全災害復旧	道路運輸通信	地域開発	基幹産業	貿易経済協力
55	13.8	7.7	6.6	17.0	7.7	15.9	8.5	15.8	7.0
57	13.8	9.3	4.8	23.1	4.2	14.1	9.6	20.2	0.9
58	15.4	9.6	4.6	21.7	4.8	13.1	9.4	21.4	—
59	13.8	8.4	4.1	22.7	6.3	15.9	7.4	15.7	5.6
60	12.6	9.1	5.1	19.5	6.4	19.0	7.0	13.4	7.7
61	11.6	10.2	5.6	20.1	5.6	19.1	8.0	10.6	9.3
62	12.8	10.3	5.5	19.4	5.0	20.7	7.7	12.6	5.9
63	12.6	10.2	5.4	18.2	3.8	24.0	7.6	10.7	7.5
64	12.6	11.3	5.9	19.3	4.0	22.2	8.1	8.5	8.1
65	14.4	11.5	6.0	18.6	3.8	21.9	6.4	8.9	8.5

出所：経済企画庁『経済要覧』および高橋毅夫『新しい日本経済』228頁より作成。

図4-15　都市と農村における耐久消費財の普及率（1964年）

出所：経済企画庁『消費者動向予測調査』により作成。
篠原三代平『日本経済論講義』青林書院新社、1967年、141頁。

の高度成長を記録したのであります。その前後の日本経済の成長や日本経済の現状および展望などについては、第5章の「日本の経済」で詳細に分析されておりますので歴史を中心とした本章ではこれ以上立ち入りません。現代日本の驚異的な経済発展の歴史的起源は、既にみてきたように、封建社会以前における経済的蓄積のもとにあったということができます。ヨーロッパ先進国が大西洋経済圏を中心とした開放経済体制のもとで、資本集約的な経済社会を成立させたのに対し、日本は鎖国体制下での封建社会のなかで経済的実力を蓄積させ、ヨーロッパとは異なる労働集約型の経済社会を成立させたのは、すでに第1節でみてきたとおりです。資本集約型のヨーロッパの経済社会とは異なる日本のこの経済社会は、アジアの風土のなかから生まれたものであり、アジア諸国との密接な貿易などを通して育成されてきたものだったのです。

参考文献

W. W. Rostow, *The Stages of Economic Growth*, Cambridge U. P., 1960.　ロストウ、木村健康他訳『経済成長の諸段階』ダイヤモンド社、1961年。

A. Gerschenkron, *Economic Backwardness in Historical Perspective*, Harvard U. P., 1966.

I. Wallerstein, *The Modern World System*, vol. I, Academic Press, 1974.　ウォラステイン、川北稔訳『近代世界システム』(I・II)、岩波書店、1981年。

J. A. Schumpeter, *The Theory of Economic Development*, Harvard U. P., 1934.　シュムペーター、東畑精一他訳『経済発展の理論』岩波書店、ドイツ語版よりの翻訳、1912年。

K. N. Chaudhuri, *Trade and Civilisation in the Indian Ocean*, Cambridge, 1985.

社会経済史学会編『新しい江戸時代史像を求めて』東洋経済新報社、1977年。

川勝平太「国際交流と日本―経済史的接近―」『国際交流』34号、1982年。

川勝平太「木綿の西方伝播―アジア内貿易から大西洋経済圏へ―」『早稲田政

治経済学雑誌』(第270—272合併号)、1982年。
川勝平太「アジア木綿市場の構造と展開」『社会経済史学』(51巻1号)、1985年。
正田健一郎・作道洋太郎編『概説日本経済史』有斐閣、1978年。
南亮進『日本の経済発展』東洋経済新報社、1981年。
安藤良雄編『近代日本経済史要覧』(第2版)、東京大学出版会、1979年。
中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』岩波書店、1971年。
同　『日本経済　その成長と構造』東京大学出版会、1978年。
市川孝正「戦後日本経済の展望」正田健一郎・作道洋太郎編『概説日本経済 1981年所収。
石井寛治『日本経済史』東京大学出版会、1976年。
W. Arthur Lewis, *Growth and Fluctuations 1870～1913,* George Allenn & Unwin Ltd., 1978.
市川孝正稿「戦後日本経済の展望」正田健一郎・作道洋太郎編『概説日本経済史』有斐閣、1978年所収。
中川敬一郎・森川英正・由井常彦編『近代日本経営史の基礎知識』有斐閣、1979年。
経済企画庁編『経済白書』各年版。

〈執筆者紹介〉

〔上巻／総論　第1章・日本の歴史と文化〕

和田禎一（わだ・ていいち）理工学部教授　総論

水野　祐（みずの・ゆう）文学部教授　第1章第1節　第2節(1)(3)～(6)(8)～(10)(12)(13)(15)(16)　第3節(1)～(5)(7)～(10)(12)～(14)　第4節(1)～(4)(6)～(11)(13)～(15)

大橋一章（おおはし・かつあき）文学部教授　第1章第2節(2)(7)(11)(14)(17)　第3節(6)(11)(15)　第4節(5)(12)(16)　第5節(3)

安在邦夫（あんざい・くにお）文学部教授　第1章第5節(1)(2)(4)(5)

〔**中巻**／第2章・日本の社会　第3章・日本の政治　第4章・日本の産業史〕

秋元律郎（あきもと・りつお）文学部教授　第2章第1節～第4節

正岡寛司（まさおか・かんじ）文学部教授　第2章第5節

勝村　茂（かつむら・しげる）理工学部教授　第3章

川勝平太（かわかつ・へいた）政経学部助教授　第4章第1節

市川孝正（いちかわ・たかまさ）商学部教授　第4章第2節

原　輝史（はら・てるし）商学部教授　第4章第3節

〔下巻／第5章・日本の経済　第6章・日本とアジア〕

望月昭一（もちづき・しょういち）商学部教授　第5章第1節

中村　清（なかむら・きよし）商学部教授　第5章第2節

嶋村紘輝（しまむら・ひろき）商学部教授　第5章第3節

宮下史明（みやした・ふみあき）商学部教授　第6章第1節

大畑弥七（おおはた・やしち）社会科学部教授　第6章第2節

永安幸正（ながやす・ゆきまさ）社会科学部教授　第6章第3節

付　早稲田大学における国際交流

奥島孝康（おくしま・たかやす）法学部教授

山代昌希（やましろ・まさき）学生部副部長

＊執筆者は全員早稲田大学の教職員。

＊ゴシックはこの巻（中巻）の執筆者。

日本入門—日本とアジア—　〔中巻〕

1986年5月30日　初版第1刷発行
1987年5月30日　初版第2刷発行

検印省略

編者　早稲田大学アジア交流委員会

発行者　奥島孝康

発行所　早稲田大学出版部

〒160　東京都新宿区戸塚町 1-103
振替東京 3-1123 電話(03)203-1551

精興社印刷・牧製本

ISBN4-657-86515-3